

京都大学大学文書館研究紀要

第 17 号

論文

概念としてのフォンドの考察
—ISAD (G) 成立史を踏まえて— 橋本 陽 < 1 >

論文

占領期における京大の自然科学研究
—緊急科学研究体制から総合研究体制へ— 富永 望 < 15 >

論文

大東亜学術協会の設立と活動 久保田裕次 < 35 >

研究ノート

京都帝国大学の創立をめぐって
—井上構想の放棄と関連して— 西山 伸 < 57 >

研究ノート

アメリカ州立公文書館におけるNHPRC基金の活用 元 ナミ < 67 >

『京都大学大学文書館研究紀要』編集要項 < 83 > 編集後記 < 84 >

京都大学大学文書館

2019年 3月20日

概念としてのフォンドの考察 —ISAD(G)成立史を踏まえて—

橋本 陽†

はじめに

アメリカ人はまずプールに飛び込んでから、空中で下に水があるかないかを見るのに対し、カナダ人は水の有無を確かめてからプールに飛び込むと言われる⁽¹⁾。この価値観の違いが、Canadian-U. S. Task Force on ARchival Description、通称 Custard (カスタード)と言われるプロジェクトの失敗を招いた原因の一つであるとみなされている。カスタード・プロジェクトとは、カナダとアメリカ、つまり北米を統一するアーカイブズ記述を作成するための試みである。ICAが国際記述標準であるISAD(G)とISAAR(CPF)のそれぞれ第1版を完成させたのをうけ、アメリカとカナダのアーキビストが、それぞれ自国の記述標準であった Archives, Personal Papers and Manuscripts (APPM) および Rules for Archival Description (RAD) を見直すこととなり、それが契機となって開始された。しかし、一見日本に住む我々からすれば文化的にも共通する部分が多いと思われる両者の間には、プールへの飛び込み方に例えられるような積極性に対する価値観の違いが内在しており、結果的にはISAD(G)とISAAR(CPF)を生かした統一基準は完成されなかった⁽²⁾。

隣国である韓国でもISAD(G)導入に関し、失敗に終わったプロジェクトがある。ソウル郊外

に位置する、ある歴史史料館において、検索システムにISAD(G)を取り入れる計画が立てられた。しかし、資料の内容を重視する図書館型の検索システムとISAD(G)が掲げる編成を前提とした資料記述の融合を試みるも失敗し、結局は、一般利用者に向けた外向けの検索システムは図書館型のものとなり、ISAD(G)に準拠した検索方法は、史料館内部のみに限って利用されることとなった。歴史史料館の文化的背景が、システム統合を阻む要因であったと分析されている⁽³⁾。

この韓国の事例と同質の問題は、日本のアーカイブズ学においても取り上げられるテーマである。森本祥子氏は、一点記述を重んじる日本の目録の伝統と欧米における記述論の発展の上に成立したISAD(G)は簡単には相容れないと指摘している⁽⁴⁾。同じ欧米圏、しかも隣国であるアメリカとカナダにおいてすら記述標準の統合に失敗するのであるから、これまでアーカイブズ記述について統一された基準がなかった日本に新たな標準を適応させるのには、困難が伴って当然だろう。この適応の問題には二つの相反する側面が内在している。一つは標準側にある。ISAD(G)は、「国際」と銘打ちながらも、基本的には欧米圏の一部の価値観が投影された標準であり⁽⁵⁾、異なる文化圏に属する利用者をどこまで配慮しているのかは疑問視される。もう一方の問題は、利用側にある。記

†帝国データバンク史料館研究員・アーキビスト

述の手段である標準をどれだけ理解できているのかが問われる。事実、南米では、スペインのアーキビストによる指導の結果、ISAD (G) および ISAAR (CPF) が受容され、十分に活用されているようである⁽⁶⁾。

本稿は、後者の利用側の側面に着目する。非欧米圏に対する国際記述標準がもつ冷たさは否定できない一方で、南米の事例を鑑みれば、ISAD (G) に対する理解度もその利用において考慮すべき要素と考えられるからだ。そこで、本稿では、ISAD (G) の作成側がそもそもどのような使い方を想定していたかについて明らかにすることを目的に据える。ここで、無視できないのがISAD (G) の理論的基礎を形成する思想であるフォンド概念である。フォンドがどのようなものとして捉えられ、そして記述の中でどのように表現されようとしていたのか。記述標準の理解には、これらの問いに答えることが必要となる。狙いとしては、ISAD (G) の使い方と背景にある思想の整理を経た上で、日本における不適合の問題を見直し、何が解決可能で何がそうでないのかを検討することにある。

以上の課題を追求するために、まずISAD (G) をめぐる日本の主要な議論を整理し、論点を明確にする。次に、ISAD (G) の使い方を知るために、成立に至る前史を辿り、その作成に大きく貢献したのはカナダのアーキビストであることを示し、彼らのアーカイブズ記述に対する考え方を検討する。ここでは主にヒューゴ・スティップ氏とテリー・クック氏の主張するフォンドと記述の関連性を取り上げる。そこから作成側が意図していたISAD (G) の使い方を読み取り、それを日本における適用の問題と突き合わせ、その解釈が適切であったかどうかを確認する。最後に、ISAD (G) 自身が抱える欠点を指摘し、アーカイブズ記述の発展が今度どうあるべきかを瞥見する。

1 先行研究の整理

ISAD (G) が日本で紹介されて⁽⁷⁾以降、多くの論考が世に出たが、紙幅の都合もあり、代表的なものに絞って整理する。その適応の問題について、森本氏はかつて「ICAの国際標準と日本の伝統との接点が見いだせずに混乱している、という状況は現在も少なからず続いている」⁽⁸⁾と指摘した。この状況は近年でも継続しており、例えば太田富康氏が近世文書への適合の難しさを述べている⁽⁹⁾。

ISAD (G) の適応で挙げられる難点の多くは、アーカイブズ編成に関連している。日本では、原秩序を反映したフォンド、シリーズ、ファイル、アイテムによる階層構造の記述が、とりわけ頻繁に議論されてきた。鎌田和栄氏は、資料群に元来備わっていた階層構造の分析ならびに再構築が100パーセント正確な形では不可能であり、それが実践の大きな障害となっていると述べる。これに加え、組織の経年変化の表現について、ISAD (G) はそもそも考慮に入っていないとその欠点を指摘する⁽¹⁰⁾。経年変化については、柴田知彰氏も同じ見解を示している⁽¹¹⁾。柴田氏は、その対策としてビッグ・フォンド、スモール・フォンドという独自の概念を打ち出し、経年変化を伴う組織文書の内的構造の編成を考察している。難解な柴田氏の考えの中で注目しておきたいのは、ISAD (G) はISAAR (CPF) との組み合わせによって、この経年変化の問題は解決可能であると述べられている点である。

また、編成について、とりわけ難しいものとして挙げられるのがシリーズの同定である。これは、ISAD (G) 適応の先駆者とも言うべき青山英幸氏、森本氏、安藤正人氏からの取り組み以降、提起され続ける課題である⁽¹²⁾。特に近世の家文書に代表されるような秩序の失われた資料群にシリーズを設定する作業には客観的な尺度もなく、その決定が難しい。そのため、フォンドとアイテムの二つの階層のみを実体性を伴うものとして認める論者

もおり⁽¹³⁾、その中にはこれらのレベルにおける整理の充実を訴える研究もある⁽¹⁴⁾。以上のような問題からISAD (G) の汎用性が疑問視される向きもあるが、森本氏は、この課題は記述とは異なる編成の過程に属するものであると判断している⁽¹⁵⁾。

ISAD (G) の本丸である記述自体においても難点が挙げられてきた。鎌田氏は、「ISAD (G) で規定されている要素にそって記述を進めていくと、情報量が大変多く、データベースとしては大変重いものとなる」⁽¹⁶⁾と述べる。長沢洋氏は、構造を反映したISAD (G) のような記述は、目録を分かりにくくすると批判する⁽¹⁷⁾。記述要素についても考慮されるべき課題が挙げられる。安藤氏は、史料群の構造をわかりやすく伝えるために、ISAD (G) の「範囲と内容」と「整理の方法」の二つの要素を合わせた「文書群の構造と内容」を設けるような試みを行なっている⁽¹⁸⁾。また要素への記入方法が判然としない点もある。例えば、年代表記は、ISAD (G) の第一版から第二版に変わった際に、二つあった年代の要素が一つになったこともあり、作成の時期なのか、収集された時期なのか、複写された時期なのか、あるいは資料内容が示す時期を書くべきのかなどについて議論されてきた⁽¹⁹⁾。

ISAD (G) 作成の主要目的に数えられるのが、情報交換と統一された情報システムへの記述の統合である⁽²⁰⁾。小川千代子氏は、アジア歴史資料センターの階層検索システムによるISAD (G) 実装について紹介している⁽²¹⁾。ISAD (G) をコンピューターで読み込むためのマークアップ言語として用いられるようになったのは、Encoded Archival Description (EAD) であるが、EADに関する研究の筆頭として挙げなければならないのが、五島敏芳氏である。ISAAR (CPF) のマークアップ言語であるEncoded Archival Context (EAC) と合わせて、記述情報共有化の分野における五島氏の貢献は著しい⁽²²⁾。五島氏は、ISAD (G)

が紹介された初期には、それと比較してEADとEACの研究の状況が豊かではなかったと嘆いている⁽²³⁾。EAD実装のための手順を紹介した研究も広がりつつある⁽²⁴⁾が、現状でも五島氏の指摘は当てはまるかもしれない。Access to Memory (AtoM)⁽²⁵⁾ や ArchiveSpace⁽²⁶⁾ のような記述標準に準拠したオープンソースのアプリケーションは、開発ばかりか、その研究すら乏しいように思われるからだ⁽²⁷⁾。そのほか、保坂裕興氏がコミュニケーション論の観点からISAD (G) とEADを理論的に考察している⁽²⁸⁾。

編成について述べた論考にその傾向が見られるが、ISAD (G) 自体をどう解釈するべきかについても議論が重ねられてきた。田窪直規氏は、1980年代末からの記述標準をめぐる動向を簡単に整理した上で、ISAD (G) は、キャリアーという物理的な側面よりも、メッセージつまり論理的なグルーピングの側面に着目しており、この点に問題があると評価した⁽²⁹⁾。吉田昌弘氏は、資料整理の実践とあわせて、ISAD (G) をテキストとして読み込みながらその解釈を積み重ねていくことが、日本における記述標準の接し方につながってくると主張している⁽³⁰⁾。

ISAD (G) の中でも特に階層の定義をどう解釈するべきかという議論がこれまで注目を集めてきた。フォンドとアイテムのみに実体性を認める考えがあることはすでに述べた。また、富永一也氏は、ISAD (G) の定める具体的な資料の集まりとしてのシリーズを否定し、それは抽象的な概念の束であるとの見方を提示した⁽³¹⁾。

このように、ISAD (G) をめぐる日本の議論は、編成、記述、システム上の情報交換、解釈論という四つの類型に整理できる。しかし、これらに共通する問題が一つ見いだせる。ISAD (G) を調べ際に参照した論考が、限定されていることだ。ISAD (G) 原文、ISAD (G) に先立って作成された「記述の原則」など、基本的には日本語に翻

表1 ISAD (G) 公表までの年表

1988年10月 オタワ (カナダ)	記述標準専門家会議開催、主催および出資：カナダ国立公文書館、協賛：ICA
1989年12月 パリ (フランス)	ヒューゴ・スティップ氏が「原則の声明」の起草を担当。ICAとカナダ国立公文書館の協定により、後者に事務局が設置
1990年9月 ヴロツワフ (ポーランド)	記述標準特別委員会が設置、委員長はカナダ国立公文書館のヒューゴ・スティップ氏
1990年10月 ヘル＝グレンツハウゼン (ドイツ)	「原則の声明」草稿配布
1992年1月 マドリード (スペイン)	「原則の声明」の草稿改定と配布。
1992年9月 モントリオール (カナダ)	ICA総会「原則の声明」承認。ISAD (G) の草稿刊行決定。特にオーストラリアからの反対意見。クリス・ハーリー氏 (オーストラリア) の参加。「原則の声明」は立てるも、公式に発表せず。
1993年1月 スtockホルム (スウェーデン)	ISAD (G) の承認
1994年	ISAD (G) 第一版公表、5年後の見直し

訳された成果⁽³²⁾や既存の研究で扱われた素材に、繰り返し依拠しているケースが多い。ISAD (G) 自体、国際記述標準といいながらも、あまりに英語圏の思想と実践に依拠する部分が多いのは、ヨーロッパの学者からも批判されている⁽³³⁾が、逆に言えば、英語圏の言説さえ整理すれば、その成立の裏にある意図や思想を読み解ける可能性があるとは言えないだろうか⁽³⁴⁾。ISAD (G) を元々の文脈に位置付ける作業を経ずに、日本における適用を急いでしまうと、元来持っていた価値までも見失ってしまう可能性が高くなるだろう。次節からは、迂遠に見えようが基礎を見直すために、これまでの日本では扱われなかった論文も含め広く検討した上で、ISAD (G) を捉えなおすこととしたい。

2 RADの影響

安藤氏が述べるように、ISAD (G) は、それぞれアメリカ、イギリス、カナダの記述標準である APPM、Manual of Archival Description (MAD) 第二版、RADを参照して作成されている⁽³⁵⁾。同時に、安藤氏は、これら標準の中から、ISAD (G) の基礎というべきフォンド概念の採用がRADからの影響が大きいのではないかと推論している⁽³⁶⁾。この推測が妥当なのか、最初にISAD (G) 作成

の経緯から検証することにする。

表1は、ISAD (G) が公表されるまでに至る簡単な経過を表した年表である⁽³⁷⁾。この年表から、カナダが重要な地位を占めていることが読み取れる。国際記述標準作成のきっかけとなったのが、1988年10月にICAの協賛で開催されたカナダ国立公文書館主催の記述標準専門家会議である。開催の場所として、当時国内記述標準、つまりRADが整えられつつあったカナダが相応しかった⁽³⁸⁾。このとき、カナダにおける記述論の発展が国際記述標準に繋がることも期待されていたようである⁽³⁹⁾。また、国際記述標準作成に向けてカナダ国立公文書館に事務局が設置されたことも実務面での大きな貢献として注目される。そして、何より、重要な役割を果たした人物として考えられるのがカナダのアーキビストであるヒューゴ・スティップ氏である。1989年12月にはISAD (G) に先立って作成された「原則の声明」の草稿の作成が彼に任されている。さらに、1990年9月には、記述標準のための特別委員会の委員長に就任している。なお、スティップ氏は、ISAAR (CPF) 作成委員にも選ばれており⁽⁴⁰⁾、こちらについても貢献が認められる。彼が主張した資料群記述と典拠レコードの組み合わせによるフォンドの表象方法に関しては、後段に述べる。このような、カナダ国立公

文書館およびカナダのアーキビストによる貢献度の大きさは、ヴィトール・マノエル・マルケス・ダ・フォンセカ氏も指摘している⁽⁴¹⁾。

RADが与えたISAD (G) への影響力は、ウェア・ルーベン氏が言及している。ルーベン氏は、RADならびにRADの作成に尽力したケント・ハワース氏の参加が国際標準の発展に深く影響したと述べている⁽⁴²⁾。リチャード・ダンシー氏は、RADの中から図書館記述の部分を取り除き⁽⁴³⁾、その最も優れた要素がISAD (G) に取り込まれた⁽⁴⁴⁾と指摘する。また、日本で一番関心が深い階層記述についてもRADからの影響が読み取れる。ヘザー・マクニール氏によれば、RAD草稿段階で述べられる階層記述の四項目は、記述標準特別委員会のマドリッド会議で配布されたISAD (G) の草稿にも含まれていた⁽⁴⁵⁾。実際に、RAD草稿の四項目とISAD (G) の第2版に列挙される「階層記述規則」を比較すれば、内容はほとんど同一である⁽⁴⁶⁾。階層概念自体についても、RADからの影響が見取れる。スティップ氏は、RADによるフォンド概念適用の方法論を述べる論考の中で、フォンドとそれを構成する各部分の階層を図で示している⁽⁴⁷⁾が、その図はISAD (G) の付録にあるフォンド編成の階層図⁽⁴⁸⁾と酷似している。また、スティップ氏は、カナダのアーカイブズ・コミュニティが国際記述標準の発展を指導した結果、ISAD (G) とISAAR (CPF) はRADの基本構想の中に収まっている⁽⁴⁹⁾と述べ、その密接な関連性を提示している。

以上より、カナダの記述標準のエッセンスがISAD (G) ばかりかISAAR (CPF) の基礎にもなっていることが明確になった。そうであれば、これらの基盤となったRADがどのような概念によって構築されたかを知るのが国際記述標準を理解する上で非常に重要となるだろう。

カナダでは1980年代より記述標準への取り組みが始まった。ルチアナ・ドゥランティ氏は、こ

の時期に、カナダのアーキビストらによるフォンド概念の理解が深化したと述べている。アメリカでは、コンピューター上での検索システムの構築といった実務的な側面の発展に力点が置かれたのとは対照的に、カナダでは理論と方法論の面での研究が進められ、ヨーロッパで形成されてきたアーカイブズ概念と原理が結実しつつあった。フォンド概念を資料群の外側に適応すれば出所の尊重、それに対し内側に適応すれば原秩序の尊重になるといった思想が定着しつつあったのがこの時期である⁽⁵⁰⁾。

記述標準作成の始まりは、1983年にテリー・イーストウッド氏とマーセル・カヤ氏が中心になり発足させたカナダ・アーキビスト事務局の試みにある⁽⁵¹⁾。彼らは、資金と組織の規模から、標準の作成自体は諦め、その前段階として必要になってくる準備作業に着手した。それは、カナダで公表されている検索手段や他国および他分野で確立していた記述標準の調査である。これにより、当時のカナダのアーキビストの間で広く共有されている概念と前提が明らかになり、それらをベースにして記述標準のための推奨事項が練られた。まずは記述をめぐる原理と概念を考慮して、フォンドを記述の対象とすることが決められた。彼らは、フォンドを「すべての行政体、自然人あるいは法人が、その機能と行為のために、自然かつ有機的に集めたあらゆる種類の文書の総体」と定義づけた。この定義には、北米に固有の記述単位であるレコード・グループとマニュスクリプト・グループを一括して総称するという狙いも含まれていた。また、出所と原秩序の尊重を前提とした編成が記述の前提とみなされ、編成の階層は、収蔵庫 (Repository)、フォンド、シリーズ、ファイリング・ユニット、アイテムの5段階に大きく区分された。記述の階層は、編成の階層に最上位の機関相互間 (inter-institutional)、フォンドの上位のテーマ別グループ (thematic group) を加えた合計7つに割り振

られた⁽⁵²⁾。これら記述階層の中でも、記述標準においては、フォンド記述を前提とすることが推奨すべき事項として取り決められた。このフォンド記述については、国内にとどまらず、ICAおよび国際図書館連盟 (International Federation on Library Associations and Institutions) に働きかけ、国際標準化することも決議されていた。80年代中頃にはすでに、カナダでは国際記述標準の作成が意図されていたのは特筆すべき事実であろう。また、典拠レコードの重要性も指摘されており、ISAAR (CPF) の萌芽が見られるのも目を惹かれる。

カナダ・アーキビスト事務局の成果を受けて、記述標準計画委員会 (The Planning Committee on Descriptive Standards、以下PCDS) が発足し、現実にRADの作成が開始された。PCDSが従うカナダ・アーキビスト事務局の勧告には、フォンド概念の遵守のみが含まれており、その詳細な分析と記述作業への適用方法が課題となった。そこで、1989年にPCDSは、テリー・クック氏にフォンド概念に関する寄稿を依頼することとなる⁽⁵³⁾。この論考は公表後、世界の様々な論者に引用されており、RADだけではなく、広くアーカイブズ学全体に影響を与えた。

クック氏は、フォンドを「記録作成者の抽象的な記述と実際にある記録 (シリーズ、ファイル、アイテム) の具体的な記述の間にある動的な内的関連性を表す概念」⁽⁵⁴⁾ と定義づけた。キーワードとなるのは、「記録作成者の記述」、具体的に存在する「記録の記述」、そしてこの両者をつなぐ「関連性」である。フォンドの定義をめぐる、クック氏は対照的な意見をもつ二人の研究者を批判的に検討している。一人はミシェル・ドゥシャン氏である。フランスの有名なアーカイブズ学者である彼は、カナダのアーキビストにフォンド尊重の思想を見直すきっかけを与えた人物として知られている⁽⁵⁵⁾。ドゥシャン氏は、フォンドとは一つの

独立した決定権を有する組織が作成・維持する記録の総体であると主張した。決定権を委ねるような従属する個々の組織の記録は、サブ・フォンド、サブ・サブ・フォンドと枝分かれしていくため、ドゥシャン氏は複数の組織記録を包括する大きなフォンドを記述の対象と捉える最大主義者に区分される。最大主義者の特徴は、フォンドは具体的な記録の集まりである実体として考えている点にある。この立場は、活動を終えた組織の閉じたフォンドには有効であるが、記録が増え続ける開いたフォンドや、組織変遷を繰り返す経年変化を伴う資料群には相性が悪い。反対の見解をもつもう一人のアーキビストには、オーストラリアのシリーズ・システムの開発者として知られるピーター・スコット氏が挙げられた。クック氏は、スコット氏をシリーズを記述の最高階層に据える最小主義者⁽⁵⁶⁾ であるとみなした。スコット氏の方法論を用いれば、開いたフォンドといった現代の組織記録の問題には対応可能である一方で、記述の階層が低く抑えられ、巨視的な視点から全体像を把握するのが難しくなる。

このようなジレンマを解消するために、クック氏は抽象的な概念としてのフォンドを主張する。シリーズ・システムの骨子であるコンテキストと内容記述の分離とそれらを組み合わせる方法を取り入れ、「記録作成者の記述」と「記録の記述」をそれぞれ作成し、それらを適切な「関係性」でつなぐことで、フォンドを表現するのである。「記録作成者の記述」は典拠レコードの手法に則って作成者名を表し、そこに説明を書き加えるコンテキスト情報であり、「記録の記述」は、シリーズ・レベル以下の具体的な記録の集合体を伝える内容情報を指す。この両者を、作成／被作成、収集／被収集といった関係性によって結びつけることで、作成者が記録を作成・収集する有機的な過程を反映する全体性、つまりフォンドが浮き彫りになるというのがクック氏の論旨である。また、彼はこ

の抽象的なフォンドをリレーショナル・データベースによって表すのが理想であると述べた。

ISAD (G) と ISAAR (CPF) の作成において重要な役割を果たしたスティップ氏は、クック氏が説明するフォンド概念をRADによって具現化しようとした⁽⁵⁷⁾。彼は、記録と出所の二つの階層構造を想定している。記録階層は、フォンド、シリーズ、ファイル、アイテムといった諸活動の中で生成される文書の集合体からなる階層であり、ISAD (G) の階層図で表現される。出所階層は、記録を作成する組織の間にある階層を指す。スティップ氏は、典拠レコードによるアクセス・ポイントの導入を図り、これをフォンドと組織の名称として付与する。場合によっては、シリーズ以下の名称にも典拠レコードを利用し、出所階層と記録階層の関連付けに活かされる。その概念を示したのが、図1である⁽⁵⁸⁾。図1は、ISAD (G) の付録A-2に示されるISAAR (CPF) との関連を示す図と非常によく似ている。

アクセス・ポイントの利用は、別の側面でも利点がある。異なる場所に収蔵される同一出所の記録も、典拠レコードでアクセス・ポイントとなる出所の名称を揃えれば、例えばデータベース上での検索で、元来は一つの作成者から生成されたということが明示可能となる。つまり、分散した記

録であっても同一のフォンドであると提示できるのである。また、スティップ氏の主張する整理の手順については、出所と記録の階層がまず編成の段階で分析され、その次の段階でそれぞれの階層に対する記述がRADにしたがって作られる。言うまでもなく、これら二つの階層はクック氏の定義する「記録作成者の記述」と「記録の記述」にそれぞれ対応している。EADがまだ整備されていなかった時代に、スティップ氏はRADと図書館検索の仕組みを応用することで、クック氏のフォンド概念を実現しようと試みた⁽⁵⁹⁾。

スティップ氏とクック氏が食い違う点も見受けられる。彼はフォンドをクック氏の言うような抽象的な総体であることに同調しつつも、具体的な実在であるともみなしている⁽⁶⁰⁾。また、フォンド概念の提供者であるクック氏がスティップ氏を批判するところもある。RADに準拠しながら、記録とその作成者を記述するだけではなく、記録作成に絡む機能記述もこれらに連関させる必要があるという見解を示している⁽⁶¹⁾。

スティップ氏が方法論を披瀝した論考は1992年の発行であり、ISAD (G) の第一版は1994年に公表されている。上述のように、スティップ氏がISAD (G) 作成において要職を占め、ISAAR (CPF) の記述委員も勤めた経緯もあわせて鑑み

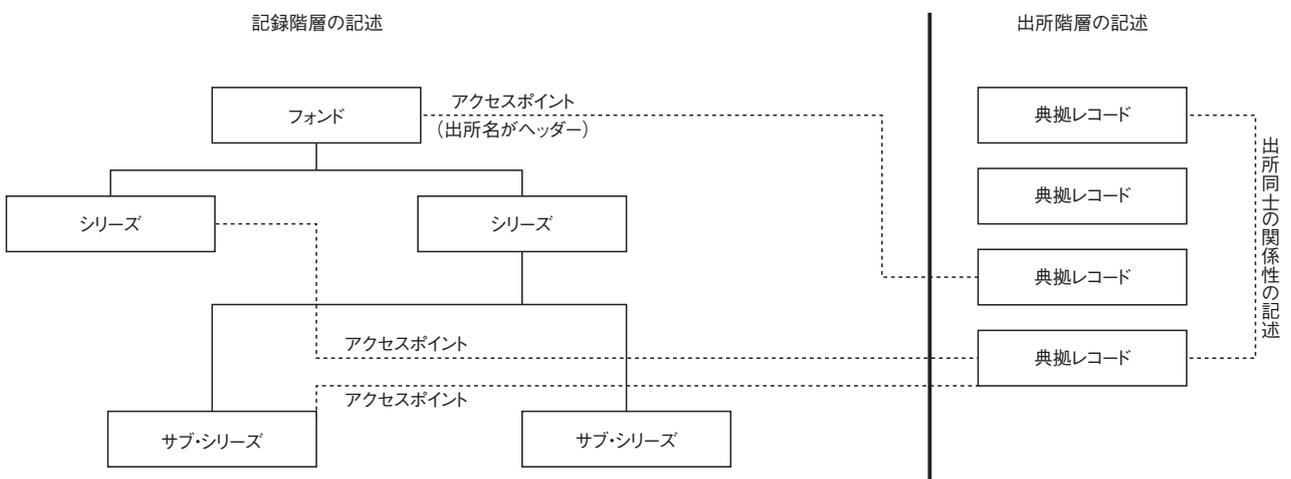


図1 記録階層と出所階層の図

れば、国際記述標準には、その準備段階からすでに、記録記述と作成者記述の分離と組み合わせがその構想に組み込まれていたと言わざるを得ない。その一方で、機能の記述標準はステイップ氏の考えにはなかったようで、そうであればISDFの開発がISAD (G) とISAAR (CPF) 公表後に始まるのも首肯できる。

以上のようなISAD (G) の理解を前提として、日本におけるISAD (G) 適用にまつわる諸問題を捉えなおしてみたい。すでに整理した、編成、記述、システム上の情報交換、解釈論という四つの類型をそれぞれ検討し直すこととする。

3 日本の問題への適応

四つの類型において、最も日本のアーキビストを悩ませる問題は編成であった。RADは、記述の前段階で編成を終えておくという整理方法を前提としている。これはISAD (G) でも同様であり⁽⁶²⁾、記述標準適応のために必須となる過程と言える。ここからは、シリーズ以下とフォンドの二種類の階層にわけて議論を進めたい。

シリーズ以下は、ステイップ氏の言う記録階層の編成となる。この階層の編成では、原秩序尊重の原則が密接に関与してくる。日本のアーカイブズ学では、これを資料群にどう適応させるかが大きな課題として論じられてきた。しかし、ここで振り返らなければならないのは、その原秩序とは元来何を指しているのかという点である。少し以前には、原秩序尊重の原則とは、柳沢美美子氏が指摘するように、登録簿の原則 (Registry Principle) とも呼ばれた⁽⁶³⁾。これは、ドイツというレジストラトゥーア原則 (Registraturprinzip) であり、レジストラトゥーア、すなわち記録のファイリング・ルームに配架される資料の配列を原秩序としてアーカイブズでも維持して保管するという原理を指す。レジストラトゥーアでは、受領・発送文書の登録簿への記入と機能別分類の組み合

わせによって、文書を一連の業務に関連付けて整理および管理する仕組みが整備されていた⁽⁶⁴⁾。同様の記録管理方法は、ドイツなど近代ヨーロッパ北部・中央部の全般、また南部ではイタリアにおいて確立されており、アーカイブズに移管される以前の段階で、記録は組織の果たす機能と密接に結びつけられた上で、ファイリングされ書架に配列されていた⁽⁶⁵⁾。このように厳密な規則に従って構築された秩序こそが原秩序であり、アーカイブズ移管後にそれを維持したまま編成するという方針は極めて合理的である。シリーズとファイルの同定も容易であり、それらが仮に崩れたとしても、レジストラトゥーアで作られた登録簿が残されている限り、復元が可能である。特にイタリアのアーカイブズ学では原秩序の解釈が厳格で、どのアーキビストが行っても、同じように編成されるとまで言われる⁽⁶⁶⁾。もちろん、レジストラトゥーアの制度が整った地域でも、時代や状況によって、登録簿がないような不十分な管理下にある文書も多く残されている。これら原秩序のない文書を整理する際には、イタリアにおいてすら、アーキビストが自分自身の判断で、主題別あるいは組織の機能別に編成の枠組みをつくり、それにあわせて配列することが許される⁽⁶⁷⁾。

反対に、そもそもレジストラトゥーアのような仕組みが存在しない地域もある。そこでは、フォンド内の編成はアーキビストによって人為的に設定されるのが普通であり、フランスでは原秩序尊重を二次的な原則としてそこまで重視されなかった⁽⁶⁸⁾。アメリカにおいても状況は同じで、編成を五段階の階層に整理したことで有名なオリバー・ホームズ氏は、シリーズ編成において完璧な配列は存在せず、整理を担当するアーキビストによってその順番は千差万別となると述べた⁽⁶⁹⁾。原秩序が実在していればその順列は一通りしかありえないと主張するイタリアのアーキビストとは正反対の考えである。

以上のような欧米の伝統的な原秩序に対する価値観から捉え直すならば、日本との違いは浮き彫りになる。日本では、内的秩序が認められない資料群であっても原秩序尊重の原則に従い、その復元を試みる傾向がある。しかし、登録簿と機能分類を併用した現用段階での記録管理が認められない資料群に、唯一無二の客観的な編成を求めるべきではない。原秩序を復元するといっても、作成・管理時の配列を示す登録簿がなければ、完璧な再現は不可能である。アーキビストが、記録作成者の果たした機能や記録の性質・形態を調べた上で、特定のシリーズを設定するしかない。また、そこに主観が入って当然である。現に ISAD (G) で定義されるシリーズには、「同一の集積過程もしくは同一のファイリングの過程または同一の行為から発生する；同一の形態である；作成、受領、使用に起因するその他何らかの関係性があるという理由から、一つの単位として維持される文書群」⁽⁷⁰⁾ という意味が含まれており、その範囲はかなり広い。原秩序のないフォンドには、この定義のどれかを満たすシリーズを設定し、記録を分類しても何ら問題はないのである。ファイル・レベルにおいても同様に、同じタイプの単体の記録を集め年代順に並べる形で設定してもよい。原秩序と編成に対する認識を改めれば、日本におけるシリーズ以下の編成は、多少その難易度が和らぐだろう。

フォンド・レベルの編成は、スティップ氏によれば出所階層の編成であり、記述によって対処することになる。柴田氏の指摘にあったように、「記録の記述」である ISAD (G) と「記録作成者の記述」である ISAAR (CPF) の組み合わせによって組織の経年変化の問題は解決できる。例えば、あるシリーズが組織変遷の結果、二つの部局に跨った場合も、それぞれの部局の記述を作成し、これらとシリーズ記述をリレーショナル・データベースなどで結びつけばよい。そして、既述した通り、この原理を基礎に ISAD (G) は作られているの

である。次に問われるべきは、原理を実現するためのデータベース開発などの技術となる。

記述では、ISAD (G) の記述要素の多さが問題となった。しかし、必須の要素は限定されているだけでなく、上位と下位の階層で重複する記述は禁じられており、ISAD (G) の利用に情報量の多さが要求されているわけでもない。むしろ、記述者の裁量に任せられていると言っていいだろう。史料群の構造について一つの記述要素にまとめた方がいいと訴える安藤氏の意見は、ISAD (G) 第一版に対する批評であり、第二版が公表された現在、「編成の体系」の記述は「範囲と内容」に含めることができる旨、示されており⁽⁷¹⁾、解決済である。日付の表記など各要素への具体的な記述方法については、国際標準である ISAD (G) は厳格な様式を定めているわけではなく、大きな枠組みを提示だけである。その役割は、国内標準が担う事例が見受けられる。例えば、RADは日付の表記法に関して、作成、複製の時点をそれぞれ提示するための方法を指定しており、読点の打ち方までも取り決めている。日本語でも同様のマニュアルが必要であろう。また、一要素に一項目しか記述できないと決めつけるのも誤りである。記述のアプリケーションである AtoM は、日付と時刻を表記するための国際標準である ISO8601 に則った記入と文章による説明の双方が可能であるだけでなく、作成あるいは複製の日付をそれぞれ複数追記できる仕様になっている。これにより、データ交換とより明確な解説がともに実現されている。いずれにせよ、AtoMのようなデータベースへの入力には、RADのような詳細な記述規則が必須となる。日本のアーカイブズ記述論において今後求められるのは、その整備のための議論であろう。

システム上の情報交換についても、より盛んな議論が求められる。これまで繰り返し述べてきたように、リレーショナル・データベースの実装は、フォンド概念を記述して表現するための非常に有

効な手立てとなる。つまり、データベースといった技術を応用することで、理論上の議論を実現できるようになる。逆に言えば、理論面の考察の進展は、技術面での発展にも寄与する可能性が認められるのであって、システムの議論にも広い視野からの検討が必要になる。

解釈論については、まずISAD (G) のみを読み込んで解釈を重ねるような試みには、限界があることを認識した方がよい。本文のみの読解からスティップ氏の構想を知るのは無理だし、それを経ないと、そこに込められた狙いは読み取れない。階層の解釈も確かに難しい問題ではある。事実、ISAD (G) 批判派の急先鋒であるクリス・ハーリー氏は、階層の当てはめ方は人によって異なる述べている⁽⁷²⁾。しかし、ISAD (G) において、フォンドは抽象性の伴う記録の総体、シリーズ以下のレベルは具体的な実体として把握されているという前提を踏まえる必要がある。アイテムはともかく、フォンドに実体があるというのは、作成者が単一で、物理的な資料群と抽象的な概念としての記録の総体が一致している場合に限られる。この事例は個人や家の記録にしばしば見られる。その一方、フォンドと同様に、シリーズも抽象的な概念であるという見解を富永氏は提示していた。現代アーカイブズ学における世界的な理論家であるジョフリー・ヨー氏もシリーズ以下の階層にも抽象性が認められると主張している⁽⁷³⁾。しかし、彼の主眼はボン・デジタル記録の対処に置かれており、紙記録については、記録の集合体の物理的な構成要素として区分するのが実用的であると述べている⁽⁷⁴⁾。

以上から、ISAD (G) 適用に関し日本のアーキビストが取り組むべき課題を明確になったと考えられる。さしあたって、ISAD (G) の根幹にあるフォンド概念を表すためのリレーショナル・データベースの整備およびその入力規則を定めた国内記述標準の作成に力を注ぐべきである。日本語で運用可能なフリーのアプリケーションの開発も望

まれる⁽⁷⁵⁾。その反面、これまで注視されてきたシリーズ編成については、原秩序の定義を正しく捉え直せば、従来その尊重が不要である資料にまで厳密な適応を試みていたことに気づくだろう。原秩序尊重の遵守が不可能である資料には、アーキビスト各自の判断をもって実利的に処理しても、何ら問題はないのである⁽⁷⁶⁾。

終わりに

最後に、ISAD (G) 自体が抱える諸問題を指摘する。ピーター・ホースマン氏は、ISAD (G) とRADは、なおフォンドを物理的な記録の集合体としてみなしており、クック氏の抽象的なフォンド概念を再現できないと批判する⁽⁷⁷⁾。しかし、現実にはシリーズ以上の階層に区分せざるを得ない物理的な資料の集まりは存在する。RADは、それをフォンドと呼称しても構わないとする立場にある⁽⁷⁸⁾。この見解に批判的な意見をもつヨー氏は、それをコレクションと定義し、記述の対象としてのみ存在する抽象的なフォンド概念と区別すべきであると提案する⁽⁷⁹⁾。ホースマン氏は、それらに物理的フォンドと概念的フォンドという二つの名称を付与し区別している⁽⁸⁰⁾。サブ・フォンドもフォンドの一部である以上、概念的なカテゴリーに属すると考えられるため、シリーズ以上の物理的な実体をどう定義するかは確かに問題であり、編成と記述をめぐる今後の課題の一つとして挙げられる。

また、ISAD (G) はシステム上の情報交換に焦点が置かれ、アーカイブズの性質を表象する能力が本当に備わっているかどうかを疑問視する声もある⁽⁸¹⁾。真正性を担保するために新しい要素を追加すべきだとする意見も示されている⁽⁸²⁾。さらには、近年、国際記述標準自体を更新する計画が進行している⁽⁸³⁾。このように、アーカイブズの記述標準をめぐる、議論はいまなお活発になされている。国際的な動向に目を配らせることで、記述

に対する理解はより一層深まる。そこで得られた知識をもとに、日本の資料特有の問題を考察し続ける態度が今後も求められるだろう。

[註]

- (1) このリサ・ウェーバー氏の発言は、Duff, Wendy M. and Kent M. Haworth, “The Reclamation of Archival Description: The Canadian Perspective”, *Archivaria* 31, 1990-91, p. 34 (Note 14) ; Dryden, Jean, ‘Cooking the Perfect Custard’, *Archival Science* 3, 2003, pp. 32-33を参照。
- (2) Dryden, “Cooking the Perfect Custard” 及び同, “Developing International Standards: Lessons from the CUSTARD Project”, *Comma* Vol. 2005, Iss. 2, pp. 1-4. 坂口貴弘氏もこの両者の齟齬について論じている。「北米におけるアーカイブズ記述規則の特性：図書館界の目録規則との比較をもとに」、『国文学研究資料館紀要』第5号、2009年、119-136頁を参照。
- (3) Youn, Eunha. “Adoption of ISAD (G) in practice: a close look at the standardization process of ISAD (G) in a manuscript archives of Korea”, *Archives and Records* Vol. 36, No. 2, 2015, pp. 128-145
- (4) 森本祥子「アーカイブズの編成と記述標準化—国際的動向を中心に」、『アーカイブズの科学 下巻』、柏書房、2003年、236頁
- (5) Vitali, Stefano, “International Archival Descriptive Standards: Origins, Developments and Perspectives for the Next Future”, *Izlaganja s 2. kongresa hrvatskih arhivista <Elektronička grada>: arhivi i društvo - izazovi suvremenog doba / Drugi kongres hrvatskih arhivista, Dubrovnik, listopad 2005; <urednik Ivana Prgin>. - Zagreb: Hrvatsko arhivističko društvo, 2005, p. 11. <http://fliphtml5.com/sqei/ecml/basic/> (Accessed, 2018-11-30)*
- (6) 同上
- (7) 青山英幸解説、森本祥子翻訳「資料ふぁいる2 国際文書館評議会記述基準特別委員会 国際標準記録史料記述：一般原則」、『記録と史料』第六号、1995年、106-117頁
- (8) 森本、2003年、236頁
- (9) 太田富康「アーカイブズ機関における編成記述の動向と課題—都道府県文書館の目録と検索システムの状況から—」、『アーカイブズの構造認識と編成記述』、国文学研究資料館編、思文閣、2014年、15-41頁
- (10) 鎌田和栄「公文書館の国際化と史料記述標準化問題について—21世紀にあたり公文書館・アーキビストは何をしていくべきか—」、『記録と史料』第11号、2001年、39-40頁
- (11) 柴田知彰「記録史料群の内的秩序の復元に関する一考察」、『秋田県立公文書館紀要』第7号、2001年、25-48頁
- (12) 青山英幸「国際標準記録史料記述等による箱館奉行文書目録作成の実験について」、『北海道立文書館研究紀要』第12号、1997年、1-41頁；森本祥子、「国際標準記録史料記述（一般原則）適用の試み—諸家文書の場合—」、『史料館研究紀要』第28号、1997年、229-274頁；同「『国際標準記録史料記述（一般原則）』適用の試み—行政文書の場合—」、『史料館研究紀要』第29号、1998年、1-29頁；安藤正人「記録史料の編成と目録記述」、『記録史料学と現代—アーカイブズの科学をめざして—』、吉川弘文館、1998年、157-227頁
- (13) 長沢洋「記述標準化の前提について—ISAD (G) と記録史料記述と目録—」、『広島県立公文書館紀要』第5号、1999年、32頁。アーカイブズ記述の分野で功績の大きいステファノ・ヴィタリ氏もフォンド内にフォンドとアイテムの少なくとも二つの階層が見いだせると同様の意見を提示している。Vitali, 2005, p. 5を参照。
- (14) 太田、32頁；富田美紗子「博物館が所蔵する文献資料の整理におけるISAD (G) の考え方の応用—大磯町郷土資料館における整理方法を検討して—」、『年報』、大磯町郷土資料館、2014年、47頁
- (15) 森本、2003年、258頁、注19
- (16) 鎌田、41頁
- (17) 長沢、14頁

- (18) 安藤、212頁
- (19) 長沢、30頁；森本、1997年、249頁；松山龍彦「国際標準記録史料記述 (ISAD (G)) の小規模史料群への適用による編成記述の試み：好善社文書調査より」、『GCAS report = 学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻研究年報』Vol. 4、学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻、2015年、53頁
- (20) International Council on Archives, “ISAD (G) : general international standard archival description: adopted by the Committee on Descriptive Standards, Stockholm, Sweden, 19-22 September 1999”, Ottawa, 2000, p. 7, I. 6
- (21) 小川千代子「ISAD (G) の実装：アジア歴史資料センターの階層検索システム」、『レコード・マネジメント』No. 45、2002年、10-25頁
- (22) 五島敏芳「日本の記録史料記述EAD/XML化と記録史料管理—記録史料管理過程におけるEAD利用の位置をめぐって—」、『情報知識学会誌』Vol. 12、No. 4、2003年、3-21頁；「日本のアーカイブズ管理におけるEAD・EAC—XMLによる実践の可能性—」、同誌Vol. 14、No. 3、2004年、35-43頁；「アーカイブズにおけるXML化—組織体の知識管理の背景として—」、同誌、Vol. 14、No. 4、2004年、64-71頁；「EADによる電子的検索手段のデータ記載形式—いくつかのEAD最良実践ガイドラインから—」、同誌Vol. 15、No. 2、2005年、25-32頁；「アーカイブズ情報の電子化・保存と共有化の動向」、同誌Vol. 17、No. 4、2007年、217-224頁；「アーカイブズ情報の電子化とネットワーク—電子的検索手段の国際規格—」、『アーカイブズの科学 下巻』、柏書房、2003年、261-277頁；「EADの概要と日本における動向—国文学研究資料館の事例紹介を中心に—」、『アーカイブズ情報の共有化に向けて』、国文学研究資料館編、岩田書院、2010年、203-233頁
- (23) 五島、2010年、203頁、218頁
- (24) 丸島和洋「第10章 EAD/XMLのウェブ上での表示とXSL—国文学研究資料館の事例から—」、『アーカイブズ情報の共有化に向けて』、国文学研究資料館編、岩田書院、2010年、235-262頁；村越一哲「第11章 表計算ソフトを利用した史料目録EAD化のためのツール」、同著、263-279頁
- (25) <https://www.accesstomemory.org/en/> (Accessed, 2018-11-30)
- (26) <http://archivesspace.org> (Accessed, 2018-11-30)
- (27) 高岩義信氏の科学研究費補助金研究が最も大きな成果を残しており、注目される。報告書は次のウェブサイトよりダウンロード可能<<https://kaken.nii.ac.jp/ja/file/KAKENHI-PROJECT-20240073/249243.pdf>> (2018-11-30参照)。
- (28) 保坂裕興「電子目録と国際標準の思想」、『歴史評論』No. 594、1999年、30-44頁
- (29) 田窪直規「国際標準記録史料記述一般原則：ISAD (G) (General International Standard Archival Description) —その基本構造・考え方と問題点—」、『レコード・マネジメント』No.44、2002、1-22頁。同様に、アーカイブズ学全体が、資料の物理面の特性を軽視してきたと述べる論考もある。Rekrut, Ala, “Material Literacy: Reading Records as Material Culture”, *Archivaria* 60, 2006, 11-37.
- (30) 吉田昌弘「一般記録史料記述の国際標準ISAD (G) の解釈論の意義とその試み」、『東京大学大学院教育学研究科基礎教育学研究室研究紀要』第36号、2010年、47-60頁
- (31) 富永一也「公文書評価選別と整理のための作業仮説：シリーズ最強論へのステップ」、『京都大学大学文書館研究紀要』第6号、2008年、37-53頁
- (32) 最もよく参照されるのが、アーカイブズ・インフォメーション研究会『記録史料記述の国際標準』、北海道大学図書刊行会、2001年であろう。
- (33) Lodolini, Elio, ‘Le ISAD (G) : Norme da condividere, Norme da discutere’, *Rassegna degli Archivi di Stato*, LVI, 3, 1996, p. 552
- (34) 英語の原典を参照せず、日本語になった文献だけで、記述標準の解釈まで踏み込む議論もある。意識のみを読み、原文には存在しない字句を基礎

- に自説を展開する事例もあるため、このやり方は避けたほうがいいたろう。
- (35) 安藤、172頁、188頁
- (36) 安藤、186頁
- (37) International Council on Archives Committee on Descriptive Standards. ‘History of ICA/CDS’ . <http://www.icacds.org.uk/eng/history.htm> (Accessed, 2018-11-30) をもとに作成。
- (38) Stibbe, Hugo, “Foreword” , *Toward International Descriptive Standards for Archives: Papers Presented at the ICA Invitational Meeting of Experts on Descriptive Standards, National Archives of Canada, Ottawa, 4 - 7 October 1988*, ed. International Council on Archives, Munich: K.G. Saur, 1993, p. vii
- (39) Dryden, Jean, “Archival Descriptive Standards in Canada” , *Toward International Descriptive Standards for Archives*, p.5
- (40) ICA, ‘History of ICA/CDS’
- (41) da Fonseca, Vitor Manoel Marques, “The ICA Description Standards: the History of their Creation and Efforts to Disseminate them” , *Comma* Vol. 2011, Iss. 2, p. 51
- (42) Ware, Reuben, “Kent Haworth 1946-2003: Let's Just Do It” , *The Power and Passion of Archives: A Festschrift in Honour of Kent Haworth*, 2005, p. 17
- (43) Dancy, Richard, “RAD Past, Present, and Future” , *Archivaria* 74, 2012, p. 17
- (44) Dancy, “Developing Archival Standards” , *Archivaria* 78, 2014, p. 171
- (45) MacNeil, Heather, “The Context Is All: Describing a Fonds and its Parts in Accordance with the Rules for Archival Description” , *Archival Fonds: From Theory to Practice*, The Bureau of Canadian Archivists, 1992, p. 214; p. 223 (Note 31)
- (46) ICA, “ISAD (G)” , p. 12 同頁において、ISAD (G) の「階層記述規則」2.3「記述のリンク付け」において、「適応可能であれば、各々の記述は次の上位の記述単位とリンク付ける」と指示される一方で、マクニール氏の説明するRAD草稿では、「適応可能であれば」という但し書きがないのが異なるところである。
- (47) Stibbe, Hugo, “Implementing the Concept of Fonds: Primary Access Point, Multilevel Description and Authority Control” , *Archivaria* 34, 1992, p. 117
- (48) ICA, “ISAD (G)” , p. 36, A1
- (49) Stibbe, Hugo, “Archival Descriptive Standards and the Archival Community: A Retrospective 1996” , *Archivaria* 41, 1996, p. 269
- (50) Duranti, Luciana, “I principi di provenienza e dell'ordine originario in Nordamerica” , *Archivi & Computer*, Anno VI, Fascicolo 3-4, 1996, p. 251
- (51) カナダ・アーキビスト事務局の試みは、Bureau of Canadian Archivists, *Toward Descriptive Standards: Report and Recommendations of the Canadian Working Group on Archival Descriptive Standards*, Ottawa, 1985を参照しまとめた。
- (52) 各階層のサブ・レベルは省略した。なお、記述単位の機関相互間は、各機関の所蔵資料を紹介するユニオン・カタログのような検索手段の対象となり、テーマ別グループは、イギリスのマネジメント・グループ、イタリアのスーパー・フォンドに相当する。
- (53) Eastwood, Terry, “General Introduction” , *Archival Fonds: From Theory to Practice*, The Bureau of Canadian Archivists, 1992, pp. 1-2
- (54) Cook, Terry, “The Concept of the Archival Fonds: Theory, Description, and Provenance in the Post-custodial Era” , *Archival Fonds*, p. 74 なお、クック氏の主張するフォンド概念については、同論考pp. 31-85を参照。
- (55) Eastwood, p. 3
- (56) Bureau of Canadian Archivists, p. 56
- (57) Stibbe, Hugo, “Implementing the Concept of Fonds: Primary Access Point, Multilevel Description and Authority Control” , *Archivaria* 34, 1992, p. 109; Cook, Terry, “The Concept of the Archival Fonds in the Post-Custodial Era: Theory, Problems and Solutions” , *Archivaria* 35,

- 1993, p. 36 (Note 28)
- (58) Stibbe, 1992, p. 122をもとに作成。
- (59) Stibbe, 1992, pp. 109-137
- (60) Stibbe, 1992, p. 134
- (61) Cook, 1993, p. 36 (Note 28)
- (62) Duff, Wendy, “Evaluating Metadata on a Metalevel” , *Archival Science* 1, 2001, p. 290
- (63) 柳沢美美子「国際標準記録史料記述の一般原則：ISAD (G) と方法としてのコンテクスト—目録記述の目的と方法—」、『福井県文書館研究紀要』第1号、2004年、70頁、注12
- (64) 橋本陽「ドイツと明治政府の記録管理：レジストラトゥーアを伝えたお雇い外国人」、『レコード・マネジメント』No. 68, 2015年、46-62頁
- (65) 橋本陽「電子記録をどう整理するか：インターパレスとイタリア・アーカイブズ学における知見に依拠して」、『レコード・マネジメント』No. 71, 2016年、24-38頁
- (66) Lodolini, Elio, *Archivistica: Principi e Problemi*, 15ª edizione, Franco Angeli: Milano, 2013, p. 192
- (67) Lodolini, 2013, p. 210; Duranti, Luciana, *I documenti archivistici: La gestione dell'archivio da parte dell'ente produttore*, Ministero per i beni culturali e ambientali Ufficio centrale per i beni archivistici, 1997, p. 135
- (68) Nougaret, Christine, “Classement et Description: Des Principes à la Pratique” , *La Pratique Archivistique Française*, ed. J. Favier, Paris, 1993, p. 136
- (69) Holmes, Oliver, “Archival Arrangement—Five Different Operations at Five Different Levels” , *American Archivist* Vol. 27, No. 1, 1964, p. 32
- (70) International Council on Archives, “ISAD (G) : general international standard archival description” , adopted by the Committee on Descriptive Standards, Stockholm, Sweden, 19-22 September 1999’ , Ottawa, 2000, p. 11
- (71) ICA, 2000, p. 26
- (72) Hurley, Chris, ‘Documenting Archives and Other Records’ , 2008. <http://www.infotech.monash.edu.au/research/groups/rcrg/publications/ch-documenting-archives.pdf> (Accessed, 2018-11-30)
- (73) Yeo, Geoffrey, “Bringing Things Together: Aggregate Records in a Digital Age” , *Archivaria* 74, 2012, pp. 43-91
- (74) Yeo, ‘Bringing Things Together’ , 2012, p. 56
- (75) 当面は、多言語に対応できる AtoM の日本語化でもよいだろう
- (76) 同様の考えは、加藤聖文「近現代個人文書の特性と編成記述—可変的なシリーズ設定のあり方—」、前掲『アーカイブズの構造認識と編成記述』、181-199頁を参照
- (77) Horsman, Peter, “The Last Dance of the Phoenix, or The De-discovery of the Archival Fonds” , *Archivaria* 54, 2002, p.16 (Note 44)
- (78) Bureau of Canadian Archivists, *Rules for Archival Description*, 1990 (Revised 2008) , Appendix D, D-5
- (79) Yeo, Geoffrey, “The Conceptual Fonds and the Physical Collection” , *Archivaria* 73, 2012, pp. 43-80
- (80) Horsman, Peter, “Design for an Archival Description System, Application of ISAD (G) : A Study” , 1998, sec.2.3 <http://www.asap.unimelb.edu.au/asa/stama/conf/WWKisad.htm> (Accessed, 2018-11-30)
- (81) Bunn, Jennifer, “Developing Descriptive Standards: A Renewed Call to Action” , *Archives and Records* Vol. 34, No. 2, 2013, pp. 235-247
- (82) MacNeil, Heather, “Trusting Description: Authenticity, Accountability, and Archival Description Standards” , *Journal of Archival Organization* Vol. 7, No. 3, 2009, pp. 89-107
- (83) Expert Group on Archival Description, “Records in Contexts - Conceptual Model” , <http://www.ica.org/en/egad-ric-conceptual-model> (Accessed, 2018-11-30)

占領期における京大の自然科学研究 —緊急科学研究体制から総合研究体制へ—

富永 望†

はじめに

筆者は前稿で戦前・戦中における京大工学部・理学部の軍事協力について論じた⁽¹⁾。その中で若干占領期についても触れたが、本稿はその続編であり、占領期における京大の自然科学研究について考察する。

占領期の大学における自然科学研究については、戦時期よりもさらに先行研究が乏しい。沢井実⁽²⁾は占領期の軍民転換について検証する中で、理工系高等教育の再編と大学の附置研究所の存続について簡潔に触れているが、具体的な研究内容には言及していない⁽³⁾。古川安⁽⁴⁾は京大工学部工業化学科に焦点を絞り、戦時期の軍事研究がその後の京大の化学研究に及ぼした影響を論じているが、占領期の研究内容についてはほとんど述べていない⁽⁵⁾。政池明⁽⁶⁾は荒勝文策を中心とする日本の核物理学研究史についてまとめたが、占領期については原爆調査とサイクロトロン破壊について詳述しているものの、やはり研究内容については言及していない⁽⁷⁾。管見の限り、占領下の京大における自然科学研究に関しては、百年史が軍事研究の停止と総合研究体制について約2頁を費やしてまとめた⁽⁸⁾以上のことは、これまで明らかにされていないといえる。

本稿では、京都大学大学文書館所蔵の資料を用いて、占領期の京大の自然科学研究について、可

能な限り明らかにしてみたい。

第1章では、占領期の自然科学研究の前提として、戦時中の緊急科学研究体制について概観する。緊急科学研究体制とは、1943年に京大が文部省の要請に応じて、理・工・医・農の4学部の教官を動員した学部横断的な科学研究体制である⁽⁹⁾。誰がどのような研究に従事していたかは、大学文書館所蔵の資料からおおよそつかむことができる。現状では医学部・農学部の資料を利用できないため、前稿において緊急科学研究体制に言及することは避けたが、当面両学部の資料を利用できる見込みが立たないことから、本稿では現時点で可能な範囲で同体制についても検証する。

第2章では、敗戦直後の京大における人事異動について概観する。公職追放等で強制的に失職した者以外にも、この時期は100人超の教官が京大を去っており、その後の研究状況に影響したと考えられる。辞職の詳細がわかる事例はあまりないが、数量的に特徴をつかんでおきたい。

第3章では、占領期の総合研究体制について検証する。これは鳥養利三郎総長が緊急科学研究体制の成果を無にしないために、軍事色を取り去った上で、実質的に同体制の存続を図ったものである⁽¹⁰⁾。人文科学も加わったところが、緊急科学研究体制との大きな違いだが、両者の継続性に注目しながら、その研究内容を明らかにする。

† 京都大学大学文書館助教

なお、京大の教官については初出時に、担当講座を明記する。また、資料からの引用はカタカナをひらがなに直し、適宜句読点を補った。

1. 前史としての緊急科学研究体制

1-1. 緊急科学研究体制の組織と人事

1943年8月20日、政府は「科学研究ノ緊急整備方策」を閣議決定し、大学での一切の研究活動を戦争遂行のために組織化する方針を定めた。同月25・26日の帝国大学総長会議で、文部省は各大学に戦争協力のための科学研究および科学者の育成を要請し、これを受けて羽田亨総長（東洋史学第3）は理・工・医・農の4学部長と化学・工学両研究所長を招いて対応策を協議した。これに基づいて発足したのが緊急科学研究体制である⁽⁸⁾。『自昭和十八年至同二十年 緊急科学研究体制関係書類』（以下、『関係書類』）から、その要綱を抜粋する。

「京都帝国大学緊急科学研究体制」

緊逼せる現下の情勢は、我が科学研究者を動員して急速に研究の成果を挙げ戦力の増強を計るに於て、寸時も忽にす可らざるを痛感せしむ。これ本学に於て新たに此の体制を整へ、特に緊急を要して然も尚ほ解決を見るに至らざる幾多重要問題の究明に邁進せむとする所以なり。

凡そ此の種研究の進捗を計らむとすれば設備完整せる研究所の設立を要すること言を須みずと雖、目前急逼の事情に対して悠然かゝる常態の施設を待つべきに非ず。茲に於てか此の体制に関与する諸員は邦家興廢の岐路に立ち、敢然學術陣頭に挺身奮闘する気概の下に各自その研究室を本拠とし、研究事項に従ひて互に連携し互に相扶け、衆知を尽して綜合研究の成果を挙ぐることを期せざる可らず。其の経費の如きも之を政府の給付に俟つべき

こと論なしと雖、国家制規の存するところ又立ところにその実現を見ること難かる可ければ、暫く各研究室配当の経費其他奨学資金等の支出に依りて之を弁じ直に此の体制の活動に入るべし。⁽⁹⁾

経費は国費で賄うべきところを差し当たり自弁するとしているが、戦時中は政府からの交付金が大幅に増額していたことは旧稿で指摘したとおりである⁽¹⁰⁾。

緊急科学研究体制は全体を統括する総務部を置き、10の部（後に3つの部が新設される）に分かれて、戦力の増強において最も緊急を要する研究を進め、毎月報告会を開き、報告書を作成した。以下、特に断りがない場合、同体制の人事に関する情報は全て『関係書類』が典拠である。1943年8月31日の発足時における総務部員は、松本敏三理学部長（数学第1）、鳥養利三郎工学部長（電気工学第3）、舟岡省五医学部長（解剖学第3）、大杉繁農学部長（農芸化学第1）、堀場信吉化学研究所長（化学第1）、中沢良夫工学研究所長（工業化学第2）の6名であった。前述の4学部長と附置研究所の所長が任命されたわけである。当然のことながら、これらの役職に異動が生じた場合は、総務部員も交代することになる。実際、同体制発足直後の9月、中沢が京大退職に伴い総務部員を辞め、鳥養が工学研究所長にスライドし、代わって工学部長となった菊川清作（機械工学第6）が総務部員に任命された。その他、同月には元理学部長の川村多実二名誉教授（動物学第2）と園正造教授（数学第4）が総務部員に加わり、最終的に総務部員は8名体制となった。敗戦までの間に、理学部長は松本から駒井卓（動物学第1）、医学部長は舟岡から木村廉（微生物学）に代わったので、総務部員も交代している。駒井と園以外の総務部員は、各部に属して研究に従事した。次に部長人事を見て見よう。

表1 緊急科学研究体制の組織一覧

研究部	部長	学部	担当講座
航空医学部	正路倫之助	医学部	生理学第1
感染防禦部	木村廉	医学部	微生物学
軍需薬剤部	高木誠司	医学部	薬品分析化学
鋼の特殊焼入部	鳥養利三郎	工学部	電気工学第3
電波兵器部	堀場信吉	理学部	化学第1
金属粉末並に粉末冶金法部	荒勝文策	理学部	物理学第4
食糧増産及貯蔵加工部	大杉繁	農学部	農芸化学第1
農林産物利用部	片桐英郎	農学部	醗酵生理及醸造学
前線兵食部	近藤金助	農学部	栄養化学
航空機用材部	梶田茂	農学部	林学第1
地下資源部〔1945.1.25新設〕	横山次郎	理学部	地質学第2
戦時農業経営合理化部〔1945.2.27新設〕	橋本伝左衛門	農学部	農業経営学
航空機用有機材料部〔1945.4.16新設〕	桜田一郎	工学部	繊維化学第1

表2 1944年度の緊急科学研究体制経費一覧(単位:円)

研究部	金額
航空医学部	126,450
感染防禦部	30,800
軍需薬剤部	207,870
鋼の特殊焼入部	37,500
電波兵器部	323,000
金属粉末並に粉末冶金法部	120,000
食糧増産及貯蔵加工部	148,800
農林産物利用部	120,000
前線兵食部	80,000
航空機用材部	86,300
合計	1,280,720

表1は各部の名称と部長、部長の所属学部と担当講座を一覧にしたものである。発足時の総務部員で部長を兼任したのは鳥養と大杉だけであった。緊急科学研究体制には総計209名の人員が参加して研究に従事した。その内訳を見ると、参加時の身分で教授87名(兼任教授1名を含む)、助教授57名、講師29名、助手6名、副手3名、嘱託3名、大学院生等の学生6名、名誉教授1名、学外の技術者・研究員等5名、不明12名である。上位の身分の者ほど多い逆ピラミッド型の組織であり、複数の部をかけもちしていた者も少なくなかった。

1943年12月には緊急科学研究体制において「余人を以て代ふべからざる者」として、教授・助教授・講師41名の召集延期を文部省専門教育局長に

要請しており⁽¹¹⁾、若い教官の中には、緊急科学研究体制に参加することで出征を免れた者もいたであろう。

表2は『関係書類』から作成した1944年度の経費一覧である⁽¹²⁾。最高額は電波兵器部であるが、タングステン、タンタル、チタン、トリウムといった実験材料や工作機械の入手に経費を要したと推測される。

1-2. 緊急科学研究体制の活動

本節では、『関係書類』と計22回提出された報告から、各部ごとに陣容と研究内容をみることにする。なお、報告書は『自昭和十八年緊急科学研究体制関係書類』⁽¹³⁾に収められているが、煩雑さを避けるため、本文中に(第〇回)と表記する。

航空医学部は正路倫之助教授(生理学第1)が1945年1月25日まで部長を務め、青木九一郎教授(航空医学)が後を継いだ。発足時において、「高々度飛行の生理学的研究」「循環器系の航空医学的研究」「感覚器系の航空医学的研究」「航空適性、航空時の心的疲労に関する精神医学的研究」という4つのテーマが設定され、17名の研究員が割り振られて研究に従事した(第1回)。航空機パイロットが操縦中に受ける身体的負担について研究する

のが目的であった。正路と青木の他に、教授では医学部から星野貞次（耳鼻咽喉科学）、眞下俊一（内科学第3）、三浦百重（精神病学）、盛新之助（眼科学）、附属医学専門部から斎藤幸一郎が参加した。また、外部から高原高三大阪女子高等医学専門学校教授が参加している。その後の報告書を見ると、「身体姿勢変化の空間知覚に及ぼす影響」（第4回）「酸素欠乏下に於ける庭迷路機能の人体実験」（第10回）というように、さらに細分化されたテーマが出てくる。実験結果は第八陸軍航空技術研究所に提出していた（第14回）。

感染防禦部は木村廉が1945年3月9日まで部長を務め、内野仙治教授（医科学）が後を継いだ。発足時は8名で、教授では他に医学部の井上硬（内科学第1）、菊池武彦（内科学第2）、杉山繁輝（病理学病理解剖学第1）、森茂樹（病理学病理解剖学第2）、農学部春川忠吉（昆虫学）が参加し、1945年2月27日から理学部の宮地伝三郎（動物学第3）も加わった。さらに報告書に名前が記載されている助教授・講師等が17名いる。学部横断的研究が特徴であるが、報告には春川と宮地の名前が出てこないの、両名は補助的な役割だったかもしれない。「諸種急性伝染病疾患の中特に謀略によりても勃発することの考へらるべきもの、防禦」について研究し、対策を立てるのが目的だった（第1回）。細菌戦を意識したかのような書き方だが、具体的な研究テーマは「腸チフスの感染防御」（第8回）「デング熱に関する研究」（第9回）「カラアザール（黒熱病）の動物実験並に実験的療法」（第16回）などがあつた。いずれも熱帯に多くみられる伝染病に関する研究であり、東南アジアに展開する日本軍兵士にとって切実な問題であったことが窺える。

軍需薬剤部は高木誠司教授（薬品分析化学）が全期間部長を務めた。発足時は19名で、教授では医学部から石黒武雄（無機薬化学）、荻生規矩夫（薬物学第1）、刈米達夫（生薬学）、菊池武彦、杉山

繁輝、高橋西蔵（薬品製造学）、富田眞雄（有機薬化学）、舟岡省五、松本信一（皮膚病学毒学）、森茂樹、化学研究所から中井利三郎が参加した。教授・助教授・講師のみで構成され、学生や外部からの参加者がいない。発足から1ヶ月あまり経過した10月23日に、以下の8つの班に分け、担当テーマを決めている。「マラリヤ治療剤」（高木、富田、石黒）、「結核治療剤」（富田）、「カラアザール治療剤」（中井）、「腸内殺菌剤」（高木）、「火傷治療剤」（松本）、「抗トリパノゾーマ薬剤」（高橋）、「殺虫防菌剤」（富田）、「駆黴剤」（高木）であつた（第1回）。感染防禦部との関連性が看取できる。

鋼の特殊焼入部は鳥養利三郎が1945年1月25日まで部長を務め、西村秀雄（冶金学第4）が後を継いだ。鳥養が途中で部長を交代したのは、後述する電波兵器部の部長に横滑りしたためである。発足時の13名に全く異動がなかった。教授は他に工学部から沢村宏（冶金学第1）、長尾不二夫（機械工学第2）、西原利夫（材料強弱学）、斎藤大吉名誉教授（採鋇学）、理学部から、石橋雅義（分析化学）、吉田卯三郎（物理学第1）、岩瀬慶三兼任教授（金相学、本務校は東北大）が参加した。鋼の焼き入れ時間を短縮し、生産性を向上させるのが研究目的であつた（第1回）。部長が西村に交代したのを機に、部の名称を急速加熱に依る鋼冶金部と改名した。第7回報告を見ると、新しい焼き入れ方法を完成したので、工場での実用化を希望するとしている。

電波兵器部は堀場信吉が1945年1月25日まで部長を務め、鳥養が後を継いだ。発足時は22名であつたが、前述のとおり中沢良夫が発足直後に辞任している。教授は工学部から阿部清（電気工学第4）、岡田辰三（化学機械学第2）、小田良平（工業化学第3）、加藤信義（電気工学第6）、児玉信次郎（燃料科学第2）、沢井郁太郎（燃料科学第3）、穴戸圭一（工業化学第5）、中沢、西村秀雄が、理学部から荒勝文策（物理学第4）、石橋雅義、佐々

木申二 (化学第2)、野津龍三郎 (化学第3)、吉田卯三郎が参加した。そして羽村二喜男工学部教授 (電気工学第1) と大阪大学理学部教授の浅田常三郎が途中から参加している。この部の特徴は、1943年10月25日に企業 (川西機械製作所、島津製作所、日本冶金) の技術者たちが3名、研究員に加わっていることである。目的は高性能の真空管を試作することであり、そのために企業との連携が必要であった。発足当初、「特殊硝子」「絶縁材料」「金属材料、ゲッター及び金属加工法」「真空管試作及び試験」という4つの班に分かれた (第1回)。しかし、報告は毎回短い上に、「…見込みなり」「…しつつあり」といった表現が多く、研究がどこまで進捗していたのか、疑わしい。

金属粉末並に粉末冶金法部は荒勝文策が1945年6月15日まで部長を務め、岡田辰三が後を継いだ。発足時は18名であった。教授は工学部から岡田、久島亥三雄 (冶金学第2)、佐々木外喜雄 (機械工学第5)、沢村宏、鳥養利三郎、西原利夫、西村秀雄が、理学部から佐々木申二、堀場信吉、松本敏三、吉田卯三郎が参加した。その他、工学部から菊川清作、桜田一郎 (繊維化学第1)、堀尾正雄 (繊維化学第2)、理学部から岩瀬慶三兼任教授が途中参加している。導環に用いる鉄粉の製作が目的であった。この研究は当初から海軍技術研究所との連携によって進められていた (第1回)。

食糧増産及貯蔵加工部は大杉が1945年1月25日まで部長を務め、香川冬夫 (育種学) が後を継いだ。発足時は19名であった。教授は他に農学部から井上吉之 (農芸化学第2)、榎本中衛 (作物学)、可知貫一 (農業工学第2)、木原均 (実験遺伝学)、小西亀太郎 (農芸化学第3)、武居三吉 (農産製造学)、並河功 (園芸学第1)、春川忠吉、逸見武雄 (植物病理学) が参加した。さらに1945年2月に理学部から芦田讓治 (植物学第1)、市川衛 (動物学第3)、宮地伝三郎、川村多実二名誉教授、

同年4月に農学部から高月豊一 (農業工学第1) が途中参加している。研究目的として5つのテーマを掲げていた。すなわち、「低収量地帯の改良」「鉱物資源の簡易肥料化」「病虫害駆除予防剤の新考案及其の生産」「種子の改良」「植物ホルモンの応用」である (第1回)。

農林産物利用部は片桐英郎 (醱酵生理及醸造学) が全期間部長を務めた。発足時は8名で、その後8名が途中参加している。教授は井上吉之、榎本中衛、香川冬夫、舘勇 (林産化学) が参加しており、全員が農学部であった。研究目的は大きく分けて、「農林産物を原料として緊急軍需資材の製造」「大東亜における過剰農産物等の新規利用に関する研究」の二つであり、具体的には「皮革及タンニンの研究」「軍絨資材の研究」であった (第1回)。戦争によって皮革産業に必要な物資が輸入途絶してしまっただけに、桑をはじめとして日本国内や東南アジアの占領地で豊富に自生する植物を利用しようと考えたのである。その後の報告書を見ると、「桑皮の醱酵精錬法に関する研究」 (第2回) 「乳酸の製造に関する研究」 (第4回) 「酒石酸の緊急増産に関する研究」 (第6回) といったテーマに取り組んでいた。桑の皮から繊維を取り出す研究は報告が早々に途絶えてしまっているが、ブドウ果汁から酒石酸を採集する研究は頻繁に報告がなされており、それなりに成果を出していたと思われる。

前線兵食部は近藤金助 (栄養化学) が全期間部長を務めた。発足時は18名で、教授は農学部から井上吉之、片桐英郎、舘勇、並河功、医学部から井上硬、内野仙治、笹川久吾 (生理学第2)、服部峻治郎 (小児科学)、三林隆吉 (婦人科学産科学)、工学部から高田亮平 (工業化学第4) が参加した。研究目的は「健民食糧に関する研究」「前線兵食糧に関する研究」「妊産婦及幼児の栄養料に関する研究」の三つであり、学部横断的研究であった (第1回)。報告書を見ると、栄養不足解消のために様々

な食品からビタミンCや蛋白質のような栄養素を取り出す研究に取り組んでいたようである。1945年2月22日に戦時栄養及食糧部に改称した⁽¹⁴⁾。

航空機用材部は梶田茂(林学第1)が全期間部長を務めた。発足時は6名、途中参加も2名で、一番人数が少なかった。教授は農学部から近藤金助、舘勇、工学部から小田良平、理学部から野津龍三郎が参加した。研究目的は金属の不足を補うための木製航空機の用材開発であった(第1回)。機体はもちろん、プロペラも強化木で製造する想定であったらしい。その後の報告書を見ると、接着剤の開発はそれなりに進んだようだが、合板の方は十分な強度を得ることが難しかったようである。仮に木製航空機が完成したとして、戦闘に耐えるものになったかは疑わしい。

地下資源部は1945年1月25日に新設され、横山次郎(地質学第2)が部長を務めた。16名で、教授は理学部から石橋雅義、田久保実太郎(鉱物学)、松下進(地史学)、工学部から倉内吟二郎(鉱山学第3)、藤田義象(物理探鉱学)が参加した。目的は地下資源探査であるが、以前から理学部地質学鉱物学科は自治体・軍部・企業等の委嘱により、丹波地方のマンガン鉱床、新潟県の油田、華北大同炭田の調査などに従事していた(第17回)。その後の報告書を見ると、静岡県相良油田(第18回)、朝鮮丹緑(第19回)および安岳鉱山(第20回)のレアメタル鉱床、島根県松江炭田(第22回)の調査をしている。既に開発が進んでいる鉱床の重要性を指摘するのみで、新発見はなかった。

戦時農業経営合理化部は1945年2月27日に新設され、橋本伝左衛門が部長を務めた。発足時は6名で、途中参加も2名に留まったので、航空機用材部と並んで人数が少なかった。研究員は全員が農学部農林経済学科で、教授は大槻正男(農業計算学)、平田憲夫(林政学)、渡辺庸一郎(農政学)が参加した。報告書を一度も出していないので、研究内容は全くわからない。

航空機用有機材料部は1945年4月16日に新設され、桜田一郎が部長を務めた。発足時は17名で、異動はなかった。教授は工学部から小田良平、宍戸圭一、藤野清久(繊維化学第4)、堀尾正雄、理学部から野津龍三郎、化学研究所から李升基が参加した。研究目的は金属を使わずに航空機のプロペラ・機体・発動機の材料を製造すること、その他繊維や耐油材料、透明板、接着剤の材料の開発であった(第21回)。従来、教官たちが軍からの委託研究などで行っていたものを一括するという趣旨である。たとえば野津は1944年8月に、第一海軍燃料廠から「航空潤滑油の安定性に関する研究」を委託されて、研究費2,000円を獲得していたが⁽¹⁵⁾、航空機用有機材料部の研究に統合されたと推測される。航空機用材部との違いは、工学部・化学研究所の人員が多いことで、小田と野津以外は重複していない。その後の報告書は1回しか提出されていないが(第22回)、もはや実験材料にも事欠いていたのではないだろうか。

緊急科学研究体制研究報告会は1945年9月13日に招集されたのが最後である。既に日本が敗戦を迎えた後であり、実際に開催されたかは確認できない。同月27日、羽田総長が総務部員と研究部長を清風荘に招き、茶菓で慰労したのを最後に、緊急科学研究体制は廃止された⁽¹⁶⁾。

2. 敗戦直後の人事異動

2-1. 公職追放と教職追放

周知のように、日本がGHQによる占領統治下に置かれると、大学をめぐる状況は一変した。まず1945年10月、GHQは教育に関する占領政策の基本方針を明らかにしたが、その中で教師および教育関係官公吏の資格審査、職業軍人や軍国主義者・超国家主義者の罷免、自由主義的ないし反軍的言動ゆえに休職や辞職を余儀なくされた教師・教育関係公吏の資格回復を要求していた。続いて1946年1月4日にGHQが覚書を出して、戦争犯

罪人、軍人、国家主義的団体の有力者などを公職から罷免することを指示した。いわゆる公職追放である。正規の陸海軍将校であった者、大日本言論報国会理事などの指定されていた役職に就いていた者、軍国主義的・超国家主義的な著作活動を行った者のいずれかに該当して公職追放の対象となった京大教官は、20名いた。このうち自然科学分野に属するのは、医学部の青木九一郎教授、木原卓三郎（解剖学第2）⁽¹⁷⁾、理学部の荒木俊馬（宇宙物理学第1）⁽¹⁸⁾、中山若枝（物理学第3）、工学部の速水恵次（化学機械第4）、農学部の寺見広雄（園芸学第2）の6名であった⁽¹⁹⁾。また、教職員として不適格と判定された者も、大学から追放された。追放対象は、1946年6月に学部ごとに設置された教職員適格審査委員会で不適格と判定された者、GHQにより直接罷免された者、職業軍人や指定された官職・団体役員などの経歴に該当して自動追放となった者である。京大では27名が教職追放に該当したが、そのうち自然科学分野に属するのは、医学部の青木九一郎、木原卓三郎、戸田正三（衛生学）、理学部の中山若枝、依田和四郎講師、工学部の倉内吟二郎、速水恵次、上治憲次郎講師、農学部の寺見広雄、阪本平一郎講師の10名だった⁽²⁰⁾。青木・木原・中山・速水・寺見の5名が重複しているの、自然科学分野で追放されたのは11名ということになる。

このうち、中山若枝は、辞職の経緯について理学部教授会議事録に記事があるので、紹介したい。1946年4月18日、中山が辞表を提出したことについて、一日を争う事態ということで臨時の教授会が開かれた⁽²¹⁾。

中山は1890年生まれ、1917年に京都帝国大学理科大学を卒業し、直後に海軍造兵中技士として任官、翌年には海軍造兵中尉となった⁽²²⁾。その後、1921年に京大理学部助教授となったのだが、4年間の軍歴が上記の公職追放に該当したのである。全勅任官の調書を4月30日までに提出することが

内閣から文部省に通達されたが、追放される前に依頼免官の形式で辞職すれば退職金が出せるということで、本田弘人事務局長が文部省の了解をとりつけた。そして、急いで退職の手続きを済ませるために、臨時教授会の開催となった次第である。他の学部でも同様の事例があり、医学部の木原卓三郎⁽²³⁾、経済学部の松岡孝児（経済学第5）⁽²⁴⁾、農学部の寺見広雄が該当した⁽²⁵⁾。

教授会は事情を了解して辞職を認めた。中山はその席で辞職の挨拶を述べ、おおむね次のように語った。

自分が大学を出た当時は第一次欧州大戦の時であり、海軍より電波物理専攻者を求め来れり。自分は大学に残る積りなりしも、指導教官の推薦に依り文官として就職する予定にて身体検査を受けたる処、武官にも採用し得ると云ふことになり、且陸軍は第一補充兵役に在りし為武官として採用されたり。戦時勤務が終了せし頃大学に転勤の話あり、何れを採るやと云はれ大学に帰ることを希望し置きたり。手続の関係上遅れて翌年実現せり。其の間、大尉相当官として二年経過せるが、右が今回の指令に該当せるものならん。自分の場合は当初より志願したる如く見ゆるも、実情は以上の如くにして、今回は一般的に審査され、該当させられたり。今後何かの機会に使つて貰へる様なときは個別審査が行なはれ、正当なる解釈が下さると思はるるが、其の点を宜しく御了解を願ひ、御指導御援助を願ひたし。⁽²⁶⁾

中山はサンフランシスコ講和条約調印後の1951年12月26日に追放を解除され、滋賀大学に転じた。

2-2. 追放該当者以外の退職者

教授・助教授で1945年8月15日以降、新制大

学が発足する1949年5月1日までに京大を退官した者は121名おり、学部ごとの内訳を見ると、法学部11名、文学部19名、経済学部10名、理学部12名、工学部19名、医学部18名、農学部11名、附属医学専門部13名、化学研究所3名、工学研究所1名、食糧科学研究所1名、人文科学研究所3名であった。特に1946年は57名が退官しているが、これほど一度に大量の退職者が出た年はなかった。敗戦の影響があったとみてよいだろう。121名のうち追放に該当しなかった者は96名である。

このうち、辞職の理由がはっきりしている者を除いてみる。朝鮮人の李泰圭と李升基（どちらも化学研究所教授）は朝鮮に帰国した。医学部の真下俊一教授、杉山繁輝教授、大久保忠継助教授、理学部の香取三郎教授、岡村博教授（数学第3）、農学部の武藤甲二教授、文学部の頼原退蔵教授（伊太利語学伊太利文学）、木村素衛（教育学教授法）、工学研究所の加藤甕雄助教授、食糧科学研究所の高山瑞男助教授は死去によるものである⁽²⁷⁾。定年退職と思われる者は26名であった⁽²⁸⁾。また、公職追放・教職追放には該当しなかったが、自発的に退職した者が法学部に6名、経済学部に4名出た⁽²⁹⁾。

さらに、辞職から1年以内に他の大学などに就

職しており、人事異動のための辞職だったと推測できる者が5名いる。

これら全てを除くと、辞職の理由がはっきりしない者は43名となる。内訳は表3のとおりである。附属医学専門部は軍医を養成する機関だったので、見切りをつけて転職していったと推測できる。医学部・工学部にも、戦時中の行動が原因で自発的に退職した者がいた可能性は否定できない。

手続き上は全て依願免官となっているので、各自の辞職に関わる詳細はわからない。ただし、工学部教授の田伏敬三（機械工学第3）と沢井八洲男（構造強弱学）については、一悶着あったことが教授会議事録に記載されている珍しい事例なので、紹介したい。

1946年1月15日の教授会で、田伏の辞職願が議題になった。本人は欠席しており、機械工学科幹事佐々木外喜雄を通しての提出であった。可否の決定は次回に回されたが、議決するはずの2月19日の教授会で、沢井が緊急動議を提出して、田伏の辞職に異議を唱えたのである。沢井が異議を唱えた理由は、以下のとおりである。

凡そ官吏が一身上の都合に依り辞職を願出づる場合には、必ず然るべき文書を以てするか、

表3 敗戦後の辞職者内訳（教授・助教授）：1945年8月～1949年4月

学部	追放該当者	自発的退職	人事異動	死去	定年	帰国	理由不明	合計
法学部	4	6	1	0	0	0	0	11
文学部	6	0	2	2	7	0	2	19
経済学部	6	4	0	0	0	0	0	10
医学部	2	0	1	3	5	0	7	18
理学部	2	0	0	2	5	0	3	12
工学部	2	0	0	0	4	0	13	19
農学部	1	0	0	1	5	0	4	11
附属医学専門部	0	0	1	0	0	0	12	13
化学研究所	0	0	0	0	0	2	1	3
工学研究所	0	0	0	1	0	0	0	1
食糧科学研究所	0	0	0	1	0	0	0	1
人文科学研究所	2	0	0	0	0	0	1	3
合計	25	10	5	10	26	2	43	121

或は特別の場合には之を審議すべき公式の席上、即ち我々の場合に就て言へば教授会の議場に於て、本人自ら口頭を以てするが一般の慣例にして且つ常法なるに拘らず、本件は右の手續を踐むこと無く、然も事前に本人自身より去る一月十五日の教授会までには正式に辞職を願出づる意志なく、且つ辞表を提出する迄は、自分の辞職に就て教授会に於て何等披露せられざるべき様、特に書面並に口頭を以て申入れある事を無視して、佐々木機械工学教室幹事は田伏教授が辞職を願出でられたりと西原工学部長に申出で、西原工学部長は其の内情を充分熟知し乍ら、其の申出を受理し、本人の意思に反して敢て之を議案として前回の教授会に提出、上程せられたるものにして右は極めて重大なる違法なり。⁽³⁰⁾

つまり、田伏の意向を無視して、佐々木ら機械工学科の教官が田伏を辞職に追い込もうとしたか、あるいは田伏に辞職の意志があったとしても、彼自身の想定よりも早く辞職させようとした。そして西原工学部長もそれに与しているというのである。この件は議了可否決定の投票を行い、賛成16、反対27で審議未了となった。

しかし、事態はここから不可解な展開になる。3月5日の教授会で、沢井が提出した追加議案と田伏の辞職願の双方が撤回された。いったん白紙になったわけである。この日、田伏は出席したが、沢井は欠席している。続いて4月9日の教授会で、改めて機械工学科が田伏の辞職願を提出した。この日は沢井が出席して、田伏が欠席している。5月7日、田伏の辞職願が可決され、さらに土木工学科から沢井の辞職願と、辞職後の講師委嘱が議題として提出された。この日は田伏と沢井の両名とも欠席している。沢井の辞職については5月28日の教授会で、賛成38、白票1で可決された。田伏と沢井はともに、辞職後に工学部講師を委嘱さ

れている。田伏は同年7月にそれも辞職して、西島製作所技術顧問に転職し、さらに1949年に浪速大学（現大阪府立大学）の教授に就任した。沢井も1946年9月に辞職し、山梨大学に転じた。

田伏が不本意ながら辞職に追い込まれ、それに異議を唱えた沢井も巻き添えになる形で辞職したが、人手不足なので講師として授業を任されたということであろうか。資料的に現時点で真相の解明は不可能だが、敗戦後に大量の辞職者が出たことは、その後の京大の研究状況に影響を与えずにはいられなかったはずである。

3. 総合研究体制

3-1. 総合研究体制の組織と人事

1945年11月1日付で総長が羽田亨から鳥養利三郎に交代した。鳥養は、敗戦によって解散した緊急科学研究体制を実質的に継続させる方針を掲げ、各学部に通じた。それが総合研究体制である⁽³¹⁾。総合研究体制は11月29日に後述する総務部員を任命したことによって発足したと考えられるが、規定は以下のとおりである。

- 一、京都帝国大学に総合研究体制を設置す
 - 二、本体制は総合大学の使命に鑑み研究力を結集して速に其の成果を挙ぐるを以て目的とす
 - 三、本体制は京都帝国大学総長之を統括す
 - 四、本体制は総務部及研究部を以て組織す
 - 五、総務部は総長の命を承け研究に関する企画連絡及学外諸機関との交渉等を掌る
 - 六、総務部に部員十一名幹事若干名及書記若干名を置く
- 部員は各学部長及化学研究所長、工学研究所長、人文科学研究所長並に木材研究所長を以て充て総長之を命ず
- 幹事は事務関係高等官中より総長之を命ず
- 書記は事務関係職員中より総長之を命ず

- 七、研究部は専ら現下緊要なる学術の諸研究に従事す
- 八、研究部は自然科学部及人文科学部の二部に分ち各部会を開く
総長必要と認むるときは総会を開く
- 九、研究部には研究事項別に班若干を設け各班に班長を置く
班長は当該研究主任者を以て充て総長之を命ず
- 一〇、各班に研究員若干名を置く
研究員は班長の指揮に従ひ其の研究に従事す
- 一一、研究員は本学の教官職員中より其の研究実施に適する者と認め班長より推薦したる者に付総長之を命ず 但し研究上の必要に応じ学外に於ける研究員を委嘱することあるべし
- 一二、研究部の研究報告は時宜に依り公開することあるべし⁽³²⁾

学部長と研究所長を総務部員として全体を統括し、その下に研究部を設置するという組織は、緊急科学研究体制をそのまま引き継いだものである。最大の違いは、なんといっても人文科学研究を含めたことであろう。

総務部員に任命されたのは、黒田覚法学部長（政治学政治史）、木村廉医学部長、西原利夫工学部長、落合太郎文学部長（言語学）、駒井卓理学部長、蜷川虎三経済学部長（統計学）、大杉繁農学部長、西村秀雄工学研究所長、近藤金助化学研究所長、高坂正顕人文科学研究所長（教育哲学）、梶田茂木材研究所長の11名である。黒田・落合・蜷川・高坂以外は緊急科学研究体制に参加していた。

しかし、学部長の交代があったため、初期総務部員のうち、最後まで務めたのは5名だけである。まず発足から間もない1945年11月30日付で、大杉が並河功に交代した。大杉は翌年1月末に定年

退職している。続いて1946年2月16日付で黒田が滝川幸辰（刑法刑事訴訟法第1）に交代した。黒田は公職追放となった。同月28日付で蜷川が静田均（経済学第6）に交代した。蜷川はその後中小企業庁長官に就任し、政界に転じて京都府知事を7期28年間務めることになる。静田は1949年1月9日まで務め、その後は豊崎稔（経済政策学）が継いだ。1946年7月13日付で駒井から荒勝に交代し、駒井は定年退職した。1946年9月30日付で高坂から安部健夫に交代した。高坂が公職追放となったためである。1946年12月10日付で落合から本田義英（哲学哲学史第1）に代わり、さらに1948年9月9日付で原随園（史学地理学第1）に交代した。1947年3月31日付で西原が工学研究所長、西村が工学部長になり、1949年3月31日付で西村から沢村宏に交代した。その他、1946年12月1日付で、野津龍三郎が化学研究所長就任にともない総務部員に加わったが、前化学研究所長の近藤は新設された食糧科学研究所の所長を兼務していたので、そのまま総務部員を続けた。次に班長人事を見てみよう。

表4は研究班のテーマと班長を一覧にしたものである。総務部員・班長ともに、自然科学研究者は全員が緊急科学研究体制に参加していた。研究テーマは各学部から申請したものであったことが、理学部の例からわかっている⁽³³⁾。総合研究体制の研究員は総勢254名であり、参加時の身分の内訳は教授110名、助教授55名、講師24名、助手9名、副手4名、嘱託15名、大学院生等11名、文部教官3名、薬局長1名、不明22名である。学外者はいない。文部教官と薬局長は新制大学移行後、全員が京大に教員として採用されている。やはり、逆ピラミッド型の組織であったといえるが、教授の割合が緊急科学研究体制よりも大きい。人文科学研究者が加わったためであろう。

緊急科学研究体制に参加していた者は109名だった。所属別の内訳は医学部20名、理学部22名、

表4 総合研究体制の組織一覧

研究部	テーマ	班長	学部	担当講座
自然科学部第1班	国民体力の増進に関する研究	笹川久吾	医学部	生理学第2
自然科学部第2班	栄養失調に関する研究	井上硬	医学部	内科学第1
自然科学部第3班	国産医薬品の研究	高木誠司	医学部	分析化学
自然科学部第4班	硫化鋳の冶金科学に関する研究	西村秀雄	工学部	冶金学第4
自然科学部第5班	粉末冶金法	岡田辰三	工学部	同位体工学
自然科学部第6班	高分子化学	桜田一郎	工学部	繊維化学第1
自然科学部第7班	工芸の科学的研究	佐々木申二	理学部	化学第2
自然科学部第8班	災害予防及軽減に関する研究	佐々憲三	理学部	地球物理学第4
自然科学部第9班	地下資源	横山次郎	理学部	地質学第2
自然科学部第10班	未利用動植物資源	駒井卓	理学部	動物学第1
自然科学部第11班	食糧増産及貯蔵加工に関する研究	香川冬夫	農学部	育種学
自然科学部第12班	農林産物利用に関する研究	片桐英郎	農学部	発酵整理及醸造学
自然科学部第13班	栄養及食糧に関する研究	近藤金助	食糧科学研究所	栄養化学
自然科学部第14班	木材材料に関する研究	館勇	農学部	林業化学
自然科学部第15班	海洋の化学的研究	石橋雅義	理学部	分析化学
人文科学部第1班	労働法制の研究	大隅健一郎	法学部	商法第2
人文科学部第2班	[転換期の経済諸問題]	蛭川虎三	経済学部	統計学
人文科学部第3班	農業経営の合理化に関する研究	橋本伝左衛門	農学部	農業経営学
人文科学部第4班	米支文化交流に関する研究	高坂正顕	人文科学研究所	教育哲学
人文科学部第5班	知的道徳的革新に関する諸問題	落合太郎	文学部	言語学

表5 1946年4月時点の各班の配当額 (単位:円)

研究部	配当額	科学研究費	補助金	合計
自然科学部第1班	4,500	4,500	0	9,000
自然科学部第2班	7,200	4,800	2,400	14,400
自然科学部第3班	2,700	2,700	0	5,400
自然科学部第4班	5,400	4,800	600	10,800
自然科学部第5班	5,400	4,800	600	10,800
自然科学部第6班	9,000	4,800	4,200	18,000
自然科学部第7班	7,200	4,800	2,400	14,400
自然科学部第8班	9,450	4,800	4,650	18,900
自然科学部第9班	7,200	4,800	2,400	14,400
自然科学部第10班	7,200	4,800	2,400	14,400
自然科学部第11班	1,800	1,800	0	3,600
自然科学部第12班	4,500	4,500	0	9,000
自然科学部第13班	13,500	4,800	8,700	27,000
自然科学部第14班	9,000	4,800	4,200	18,000
自然科学部第15班	7,200	4,800	2,400	14,400
自然科学計	101,250	66,300	34,950	202,500
人文科学部第1班	2,700	0	2,700	5,400
人文科学部第2班	0	0	0	0
人文科学部第3班	4,500	3,850	650	9,000
人文科学部第4班	1,800	0	1,800	3,600
人文科学部第5班	9,900	0	9,900	19,800
人文科学計	18,900	3,850	15,050	37,800
保留額	0	1,986	0	1,986
合計	120,150	72,136	50,000	242,286

工学部22名、農学部38名、その他7名である。どの研究部から何人が総合研究体制に流れたかを列挙すると、航空医学部1名、感染防禦部7名、軍需薬剤部10名、鋼の特殊焼入部7名、電波兵器部13名、金属粉末並に粉末冶金法部13名、食糧増産及貯蔵加工部27名、農林産物利用部12名、前線兵食部19名、航空機用材部5名、地下資源部13名、戦時農業経営合理化部8名、航空機用有機材料部15名である。複数の部をかけ持ちした者がいるので、合計は109名を超える。

緊急科学研究体制に参加していなかった者145名のうち、教授は40名、助教授は23名である。その大半は第2次世界大戦勃発後に教授・助教授に昇任した者であった。

表5は1946年4月時点での各班の配当額の一覧表である。総額は緊急科学研究体制に比べて2割弱程度になった。人文科学部第2班が配当額ゼロとなっている理由は、蜷川の退職に伴い班長が交代したことから推測するに、テーマが決まっていなかったためであろう。最大の経費を獲得したのは自然科学部第13班であり、食糧問題の解決が最重要視されていたためかと思われるが、人文科学部第5班が異様に優遇された理由は謎である。

3-2. 総合研究体制の活動

総合研究体制は1946年2月21日に、初めて自然科学部第1～7班の報告会を開催した。以後、人文科学部第1～5班、自然科学部第8～15班、自然科学部第1～7班…というように、ローテーションで報告会を繰り返した。1949年3月まで計54回開催されたが、内訳は自然科学部が19回ずつ、人文科学部が16回である。それでは各班の陣容と活動内容を見てみよう。例によって報告書は(第○号)と表記する⁽³⁴⁾。

自然科学部第1班は笹川久吾が全期間班長を務めた。発足時の7名に入れ替えがなく、医学部から井上硬、内野仙治、近藤鋭矢(整形外科学)、

服部峻治郎、三浦百重、三林隆吉の6教授が参加した。このうち近藤のみが緊急科学研究体制に参加していなかったが、笹川・井上・内野・服部・三林は前線兵食部に参加していた。研究目的は「国民体力増強に関する研究」で、さらに「疲労の精神医学的研究」「女子体育就中産褥の体操」「小児体育」など、各自が担当する小テーマがあった(第1回)。しかし、第1班はその後1回しか報告書を提出していない。内容はシベリア抑留からの復員者の体力低下状態を調査した分析結果であった(第16回)。従って、当初の研究テーマの進捗状況は不明である。

自然科学部第2班は井上硬が全期間班長を務めた。発足時は12名で、他に医学部から内野仙治、菊池武彦、木村廉、笹川久吾、末次逸馬(理学的診療学)、服部峻治郎、三浦百重、三林隆吉、森茂樹、山本俊平(皮膚病学黴毒学)、山本清一(眼科学)の11教授が参加した。他に報告書にのみ名前が出てくる所属・身分不明の研究員が5名いる。末次・山本俊平・山本清一以外は緊急科学研究体制に参加しており、感染防禦部と前線兵食部の参加者が多い。研究目的は「栄養失調に関する研究」で、その後の報告書には、「栄養失調症に於ける病理学的所見」(第7号)「魚肉成分の研究」(第10号)「栄養失調症の回復に関する二三の知見」(第14号)などがあった。敗戦後は食糧事情が極端に悪化していたので、切実な研究テーマだったといえよう。

自然科学部第3班は高木誠司が全期間班長を務めた。発足時は12名で、掛見喜一郎薬局長以外は全員医学部教授であった。他のメンバーは、石黒武雄、井上硬、荻生規矩夫、刈米達夫、菊池武彦、高橋西藏、富田眞雄、舟岡省五、森茂樹、山本俊平である。このうち舟岡は1947年11月に退職しているが、人員の補充はなかった。山本以外は全員が軍需薬剤部に参加していた。研究目的は「国産医薬品の研究」である。報告書は富田が「駆虫

剤Hexylresorcinの製造試験」(第12号)について提出した1回だけであることからすると、研究の進捗状況ははかばかしくなかったのかもしれない。しかし、緊急科学研究体制との継続性が最も強い研究班の一つであったといえる。

自然科学部第4班は西村秀雄が全期間班長を務めた。発足時は4名で、他に久島亥三雄と西原清廉(冶金学第6)、森山徐一郎講師であった。全員が工学部で、報告書に大学院生2名が名前を連ねるが、自然科学部では最も人数が少ない。西村は鋼の特殊焼入部・電波兵器部・金属粉末並に粉末冶金法部、久島は金属粉末並に粉末冶金法部、西原は電波兵器部に参加していた。研究目的は「硫化鉍の冶金学に関する研究」である。「冶金学に於ける化学反応を理論的に取扱ふ目的を以て、先づ硫化物に関する各種の冶金操作に於ける化学反応を物理化学的に取扱ひ、且その応用に」及ぶことを目標としていた(第1回)。報告は5回出しており、それなりに進捗していたようである。

自然科学部第5班は岡田辰三が全期間班長を務めた。発足時は6名で、工学部から阿部清、西村秀雄、理学部から荒勝文策、石橋雅義、岩瀬慶三が参加した。西原利夫も途中から参加した。他に、報告書に名前が出てくる講師・大学院生などが8名いる。鋼の特殊焼き入れ部、電波兵器部、金属粉末並に粉末冶金法部に参加していた者が多い。研究目的は「粉末冶金法」であり、継続性が認められる。報告書は継続的に8回提出した。小テーマとしては、「粉末冶金法による「ニッケル・クロム」合金の製造法」(第1回)「金属粉末の凝着現象」(第7号)「小なる導体の電気抵抗測定法」(第9号)などがあった。

自然科学部第6班は桜田一郎が全期間班長を務めた。発足時は15名で、他に教授は工学部から小田良平、穴戸圭一、藤野清久、堀尾正雄、理学部から野津龍三郎が参加した。報告書にのみ名前を連ねる研究員が他に4名いた。研究目的は「高分

子化学」だが、助教授・講師を含む発足時の15名全員が緊急科学研究体制で航空機用有機材料部に参加していたから、これも継続性は明らかである。第1回報告で掲げた研究方針では次のように述べられている。

高分子化合物の分子構造、分子量、分子の形、排列等と高分子形成体の物理的、物理化学的、機械的性質の関係を明瞭にする事を目的とし、併せて高分子化合物を取扱ふ諸種の工業、即ち例へば繊維、ゴム、可塑物、合成樹脂、食糧品等の工業に寄与するところありたいと思ふ。

その後の報告書を読んでも筆者には研究の進捗状況を理解しがたいが、緊急科学研究体制における軍需目的の研究をそのまま民需目的に転換したとみてよいだろう。

自然科学部第7班は佐々木申二が全期間班長を務めた。発足時は7名で、他に理学部から荒勝文策、石橋雅義、岩瀬慶三、田中正三(生物化学)、野津龍三郎、吉田卯三郎が参加した。報告書にのみ名前を連ねる研究員が2名いた。田中は緊急科学研究体制に参加しておらず、荒勝・岩瀬・佐々木・吉田は金属粉末並に粉末冶金法部に参加していた。研究目的は「工芸の科学的研究」で、細分化したテーマは「酒造米の米質の生科学的検討」(第4回)や「陶磁器用粘土に就いて」(第17号)など、一見したところ緊急科学研究体制とは無関係に見える。しかし、野津が手がけた「アセトン樹脂製漆器素地」は、「本学緊急科学研究体制で研究した「アセトン樹脂接着剤」を漆器製造に応用した」研究であった(第4回)。民需目的への転換の度合いがより大きかっただけで、水面下ではつながっている。

自然科学部第8班は佐々憲三が全期間班長を務めた。発足時は11名で、教授は他に理学部から熊

谷直一（地質学鉱物学）、春本篤夫（地質学第2）、横山次郎、工学部から石原藤次郎（土木工学）、小西一郎（応用物理学第5）、棚橋諒（建築学第5）、林重憲（電気工学第7）、農学部から村上恵二（林業工学第1）が参加した。追加メンバーは1946年4月に宮地伝三郎が加わったのみである。戦前に教授に就任していたのは横山と村上だけだった。上記のうち、緊急科学研究体制に参加していたのは佐々・熊谷・春本・横山・林で、林以外は地下資源部に属していた。過半数が新規のメンバーということになる。研究目的は「災害予防及軽減に関する研究」であり、耐震構造と地震予知の研究を目指した（第2号）。1948年6月の福井地震に際しては現地調査を行っている（第17号）。地震の他に水害対策も研究しており、1946年10月には愛知県から渥美半島太平洋沿岸侵蝕並潮害防止対策の調査を委嘱された⁽³⁵⁾。人的にもテーマ的にも、緊急科学研究体制とのつながりは薄いと見える。

自然科学部第9班は横山次郎が全期間班長を務めた。発足時は14名、そのうち教授は8名で、他に理学部から石橋雅義、熊谷直一、佐々憲三、春本篤夫、松下進、工学部から倉内吟二郎、藤田義象（採鉱学第1）が参加した。藤田は1946年10月に理由は不明だが退職し、倉内は1947年1月に不適格と判定された。1949年1月に滝本清（鉱山学第3）が加わっている。藤田と滝本以外は全員が緊急科学研究体制で地下資源部に参加していた。研究目的は「地下資源」であり、緊急科学研究体制から継続していたことは、理学部教授会議事録で確認できる⁽³⁶⁾。植民地を失ったことで、むしろ国内の調査が活発に行われた。教授以外にも助教授・講師等18名が報告書に名前を連ねており、大所帯であった。

自然科学部第10班は1946年8月31日まで駒井卓が班長を務め、宮地伝三郎が後を継いだ。発足時は両名を含む9名で、教授は他に理学部から芦田譲治、市川衛、北村四郎（植物学第3）、新家

浪雄（植物学第2）、田中正三が参加した。途中から内田洋一（放射学放射学）、佐々木申二、田中憲三（物理学第1）、平田憲夫（林政学）が参加し、助教授・講師等を合わせて最終的には20名となった。北村・新家・田中・宮地以外は緊急科学研究体制に参加していたが、属していた研究部はバラバラなので、継続性は薄いとみてよいだろう。研究目的は「未利用動植物資源」で、「野草の試食」（第4回）「どじょうの採卵法について」（第9号）「鯉の稚魚確保」（第11号）など、食糧事情の改善を目指した。他にも日本真珠研究所と協力して、真珠について共同研究をしていたようである（第12号）。

自然科学部第11班は香川冬夫が全期間班長を務めた。発足時は26名で最も多く、そのうち教授は17名で、他に農学部から井上吉之、今村駿一郎（応用植物学）、榎本中衛、可知貫一、木原均、小西亀太郎（農芸化学第3）、高月豊一、武居三吉（農業製造学）、寺見広雄、並河功、羽部義孝、春川忠吉、逸見武雄、理学部から芦田譲治、市川衛、宮地伝三郎が参加した。寺見は公職追放となった。他に助教授・講師等14名が参加しているが、宮地以外の教授と助教授10名中7名が緊急科学研究体制で食糧増産及貯蔵加工部に参加しており、「食糧増産及貯蔵加工に関する研究」という研究目的からも、継続性は明白である。たとえば松本熊市農学部助教授は、戦後の食糧難に対応するため、甘藷の貯蔵輸送について大規模な実験を行ったことを回想しているが⁽³⁷⁾、緊急科学研究体制における甘藷の貯蔵についての研究（第8回）を引き継いだと思われる。報告書を見ると「貯蔵穀物燻蒸剤の研究」（第2号）「ライ小麦」の育成に関する研究」（第6号）「甘藷の催芽と地上部の生長」（第8号）など、主食となる作物に関する研究が目立つ。

自然科学部第12班は片桐英郎が全期間班長を務めた。発足時は15名で、教授は他に農学部から井上吉之、榎本中衛、香川冬夫、武居三吉、館勇、

寺見広雄、羽部義孝が参加したが、寺見は公職追放となった。さらに助教授・講師等8名が途中参加したので、12班も大所帯となった。研究目的は「農林産物利用に関する研究」で、教授・助教授ともに緊急科学研究体制で農林産物利用部に参加していた者が多い。細分化したテーマでは「皮革に関する研究 油鞣法に就て」(第2号)「抗菌性物質の研究」(第4回)などがあったが、日本酒の特性に関する研究を継続して行っていたことが目を引く(第11号)。食糧不足の中で嗜好品である日本酒の研究は緊急性が低いように思われるが、当時は酒の代用品としてメチルアルコールを飲用して体を壊す人が後を絶たなかったため、そのような状況の改善を目指したのかも知れない。

自然科学部第13班は近藤金助が全期間班長を務めた。発足時は20名で、その後も増減はなかった。教授は他に農学部から井上吉之、片桐英郎、館勇、寺見広雄、並河功、医学部から井上硬、内野仙治、笹川久吾、服部峻治郎、三林隆吉、理学部から田中正三、工学部から高田亮平が参加した。寺見は公職追放となった。田中以外は助教授7名を含む19名全員が緊急科学研究体制で前線兵食部に参加していた。研究目的は「栄養及食糧に関する研究」だが、報告書は1本しか提出しておらず、それも1946年度の食糧事情を紹介しているだけなので(第2号)、具体的にどのような研究を行っていたかが不明である。

自然科学部第14班は館勇が全期間班長を務めた。発足時は9名で、教授は他に農学部から井上吉之、理学部から野津龍三郎、工学部から小田良平、木材研究所から梶田茂、小西行雄が参加した。また藤野清久が途中から参加し、さらに報告書にのみ名前記載がある者が7名いる。小西以外は緊急科学研究体制に参加しており、館・野津・小田・梶田は航空機用材部に属していた。研究目的は「木材材料に関する研究」で、木材の完全利用がテーマであった(第2号)。報告書を見ると、教授の

指導を受けて大学院生が行った実験の報告が目につく。彼ら大学院生は緊急科学研究体制に参加していないが、木材の利用という点では航空機用材部の研究に通じるものが認められる。

自然科学部第15班は他の班から遅れて、1946年2月14日に設置された。石橋雅義が全期間班長を務めた。発足時は22名で、教授は他に理学部から田中正三、宮地伝三郎、医学部から石黒武雄、工学部から岡田辰三、化学研究所から近藤金助が参加した。1947年2月に高田亮平が参加したほか、研究員の異動はない。石橋・石黒・岡田・高田・近藤は緊急科学研究体制に参加していたが、所属はバラバラであった。助教授・講師等の研究員16名のうち緊急科学研究体制に参加していたものは1人もおらず、研究目的も「海洋の化学的研究」なので、継続性はなかったと思われる。15班は報告書を全く提出していないため、研究内容は不明だが、設置時の書類には「海洋に関する基礎及应用化学的研究」を行うとして、「海水分析法の研究」「海水冷却に伴ふ塩類析出の研究」「海底土の化学」などを小テーマにあげている⁽³⁸⁾。

続いて人文科学研究部である。人文科学部第1班は大隅健一郎(商法第2)が全期間班長を務めた。発足時は8名で、教授は法学部から大森忠夫(商法第1)、小野木常(民事訴訟法)、於保不二雄(民法第1)、田畑茂二郎(国際公法第2)、中田淳一(民事訴訟法)、長浜政寿(行政学)が参加した。このうち小野木が1948年10月に大阪大学に転じており、その補充はなかった。研究目的は「労働法制の研究」だが、詳細な説明はない。提出された報告書は2本のみである(第5号)。於保は「労働組合法に就て」と題して、戦前の労働組合法と戦後に成立した労働組合法を比較し、後者を理想的として評価しつつも、労働組合の現状は法律の精神に追いついていないと結論づけた。大森は「労働者(及従業員)の企業参加」と題して、労働者の経営参加について様々な形態を整理して

いる。これ以外の研究内容は不明である。

人文科学部第2班は初期に大がかりな異動があったためか、半年ほど始動が遅れた。まず発足時は7名で、そのうち教授は経済学部から蜷川虎三、静田均、柴田敬（日本経済理論）、堀江保蔵（経済史）、松岡孝児が参加した。蜷川が最初の班長だったが、静田以外の初期メンバーは皆1946年6月6日に研究員を免ぜられた。前述の通り蜷川は京大を退職し、松岡と柴田は公職追放となった。その後、第2班は新たに大塚一郎（経済学第3）を班長に据え、経済学部から助教授5名、講師1名を研究員に迎えて再出発した。当初の研究目的はわからないが、新たに設定した研究目的は「転換期の経済諸問題」である⁽³⁹⁾。ところが大塚が同年10月に教員適格審査で不適格となったためか、研究員を免ぜられて、12月4日付で岸本誠二郎（経済学第2）が3人目の班長となった。さらに豊崎稔と助教授2名、講師1名が研究員に加わり、ようやく態勢が固まった。報告書は田杉競助教授が提出した「伸銅工業調査報告」の1本のみである。これは田杉が大学院生と学生を使って京都・大阪の中小企業の実態調査を行ったもので、商工省調査統計局の援助を得ていた（第17号）。

人文科学部第3班は、発足時は8名で、班長は1947年9月16日まで橋本伝左衛門が務め、橋本の定年退職に伴い、その後は大槻正男（農業計算学→農業経営学）が継いだ。研究員は全員農学部所属で、教授は他に平田憲夫と渡辺庸一郎が参加した。その後の異動はない。人文科学研究部の中で、唯一理系の学部が携わっていることが特徴的である。研究目的は「農業経営の合理化に関する研究」で、報告書は1本も提出していないが、助教授4名を含む全研究員が緊急科学研究体制で戦時農業経営合理化部に参加していたことから、明白な継続性が認められる。

人文科学部第4班は、発足時は8名で、班長は高坂正顕が1946年9月17日まで務め、高坂が公

職追放により退職したため、その後は安部健夫人文学研究所教授が継いだ。高坂が免ぜられた後は、教授の参加者はなく、人文科学研究所の助教授と助手たちで運営された⁽⁴⁰⁾。研究目的は「米支文化交流に関する研究」だが、やはり報告書を1本も提出していないので、具体的な研究内容はわからない。

人文科学部第5班は発足時5名で、最も研究員が少なかった。全員が文学部教授で、最初の班長は落合太郎が務め、他に臼井二尚（社会学）、木村素衛、西谷啓治（宗教学第1）、矢田部達郎（心理学）が参加した。1946年2月12日、木村が死去した。続いて1947年1月15日、落合の定年退職に伴い、本田義英が加わって班長を継ぎ、さらに1948年9月10日、本田の定年退職に伴い、原随園が加わって班長を継いだ。研究目的は「知的道徳的革新の諸問題」で、途中から参加した園原太郎助教授が「精神疲労に就て」と題して提出した報告書が1本だけある。園原は心理学が専門で、自由作業と強制作業で精神的疲労にどのような差異が生じるかを実験していたらしい（第3号）。

総合研究体制は1949年4月13日に第17号報告書を提出したのを最後に、活動が途絶えた。3月と4月の報告会は中止となっており、3月18日の総務部会で解散を決定したのではないかと推測される。同年5月に発足した新制京都大学には、総合研究体制は受け継がれなかった。

おわりに

戦時中に京大が組織した緊急科学研究体制は、自然科学研究における戦争協力を突き詰めたものであった。その研究テーマを見ると、海外からの輸入途絶による物資欠乏の克服を意図したものが大部分であったといえる。そもそも開戦前に解決しておかなければならない問題ばかりであり、このような研究が必要とされたこと自体、日本が負けるべくして負けたことを示しているといえよう。

表6 緊急科学研究体制と総合研究体制の対応関係

緊急科学研究体制		総合研究体制
航空医学部	→	対応するものなし
感染防禦部	→	自然科学部第2班「栄養失調に関する研究」
軍需薬剤部	→	自然科学部第3班「国産医薬品の研究」
鋼の特殊焼入部	→	自然科学部第4班「硫化鉍の冶金科学に関する研究」
電波兵器部	→	自然科学部第4班「硫化鉍の冶金科学に関する研究」
		自然科学部第5班「粉末冶金法」
金属粉末並に粉末冶金法部	→	自然科学部第4班「硫化鉍の冶金科学に関する研究」
		自然科学部第5班「粉末冶金法」
		自然科学部第7班「工芸の科学的研究」
食糧増産及貯蔵加工部	→	自然科学部第11班「食糧増産及貯蔵加工に関する研究」
農林産物利用部	→	自然科学部第12班「農林産物利用に関する研究」
前線兵食部	→	自然科学部第1班「国民体力増強に関する研究」
		自然科学部第2班「栄養失調に関する研究」
		自然科学部第13班「栄養及食糧に関する研究」
航空機用材部	→	自然科学部第14班「木材材料に関する研究」
地下資源部	→	自然科学部第9班「地下資源」
戦時農業経営合理化部	→	人文科学部第3班「農業経営の合理化に関する研究」
航空機用有機材料部	→	自然科学部第6班「高分子化学」
		自然科学部第7班「工芸の科学的研究」

敗戦後、公職追放と教職追放による強制的退職と、詳細は不明だがおそらくは敗戦に起因すると推測される多数の退職者発生により、京大の教官に大規模な入れ替わりがあった。それは京大の再出発に混乱を生じさせた反面、研究者の若返りを促した。そのような状況で、総合研究体制が立ち上げられた。

表6は緊急科学研究体制と総合研究体制の研究内容について、人員がどのように受け継がれたかの対応関係をまとめたものである。

総合研究体制の発案者である鳥養総長の回想通り、緊急科学研究体制と総合研究体制の継続性は明らかである。航空医学部のみが断絶しているが、これは航空機の生産および研究が占領軍に禁止されたためと推測されるから、全体的には例外に属する⁽⁴¹⁾。敗戦後の深刻な食糧不足や伝染病の蔓延は、感染防禦部・軍需薬剤部・食糧増産及貯蔵加工部・農林産物利用部の研究の必要性を高めたであろう。他にも鋼の特殊焼入部や航空機用材部の研究が発展的に受け継がれたことは、自然科学研究における軍需と民需の弁別が至難であることを

物語っている。しかし、そもそも戦時において投入された多額の研究資金が、平時において投入されていたなら、わが国の科学技術はもっと発展していたと考えるべきではないだろうか。

その反面、「災害予防及軽減に関する研究」が総合研究体制で新しく始まったテーマであることは象徴的である。災害の研究こそは、平時でなければありえないということを我々に教えてくれる。

最後に、工学部の戦後処理について、京大の内部から批判があったことを物語る資料を紹介する。京都帝国大学平和日本再建同盟有志と名乗る者が、匿名でGHQに送った告発書の抜粋である。内容から見て、1946年初めのものと思われる。

自分は京都帝国大学在学の一学生であるが、当校内に於ける戦争犯罪及び連合軍司令部の指令に反する行為を披瀝し連合軍の適切なる処置を希ふものである。…

法学部、経済学部では「軍国主義と超国家主義とを鼓吹した」教授は学内の自発的態度により

その引退を見たが、同じ大学にありながら一人工学部のみは科学者の美名の下にかくれて戦争下の自己の姿を無視し戦犯には無関係な態度を偽はり又それを抹殺しようとしてゐる。

現工学部長〔筆者註：西原利夫〕の如きは過度に学生に好戦的思想を鼓吹し軍と結託し軍事研究、軍関係技術者を養成に奔走した。…

正しく彼等教授は尚戦時中の工学方面の繁栄をなつかしみ戦争中の行為に執着を持つてゐる。…

今度、米国教育使節団の来訪と共に又新に教職員資格検定の行はれるのを聞くものであるが精神文化方面のみならず自然科学方面への戦犯にもその全きを期せられんことを平和日本再建を希ふものの心より希ふ所である。⁽⁴²⁾

工学部は戦時中に大規模な講座増設を実現しており、戦時体制の恩恵を受けていた面は否定できない。自然科学研究における民需と軍需の弁別が難しいとはいえ、自然科学研究は何の社会的責任も負わずに済むものであろうか。

[註]

- (1) 拙稿「戦時期京大の軍事協力—工学部・理学部を中心に—」『京都大学大学文書館研究紀要』第16号(2018年)、15-36頁。
- (2) 沢井実『近代日本の研究開発体制』(名古屋大学出版会、2012年)308-309、329-331頁。
- (3) 古川安『化学者たちの京都学派 喜多源逸と日本の化学』(京都大学学術出版会、2017年)
- (4) 政池明『荒勝文策と原子核物理学の黎明』(京都大学学術出版会、2018年)
- (5) 京都大学百年史編集委員会編『京都大学百年史』総説編(京都大学後援会、1998年)、500-502頁。
- (6) 前掲『京都大学百年史』総説編、440-441頁。
- (7) 鳥養利三郎『敗戦の痕』(非売品、1968年)60-63頁。
- (8) 前掲『京都大学百年史』総説編、440-441頁。
- (9) 「京都帝国大学緊急科学研究体制」『自昭和十八年至同二十年緊急科学研究体制関係書類』(京都大学大学文書館所蔵、識別番号01A17306)
- (10) 拙稿「京大と満洲国—満蒙研究会・満蒙調査会の活動を中心に—」『京都大学大学文書館研究紀要』第15号(2017年)、33-55頁。
- (11) 「緊急科学研究体制研究員召集延期ノ件」1943年12月26日、前掲01A17306。
- (12) 「昭和十九年度経費概算」、前掲01A17306。
- (13) 『自昭和十八年緊急科学研究体制関係書類』(京都大学大学文書館所蔵、識別番号01A17305)
- (14) 「緊急科学研究体制研究部門中改正ノ件」1945年2月22日、前掲01A17306。
- (15) 『教授会議事録昭和十九年』(京都大学大学文書館所蔵、02B03377)1944年8月14日。
- (16) 「緊急科学研究体制総務部員並に研究部長を清風荘に招待の件案内」、1945年9月25日、前掲01A17306。
- (17) ただし、木原卓三郎は再審査で適格となり、京大に復帰している。
- (18) 荒木俊馬は追放される前に辞職した。前掲拙稿「戦時期京大の軍事協力—工学部・理学部を中心に—」
- (19) 前掲『京都大学百年史』総説編、462-466頁。
- (20) 同上、464-465頁。
- (21) 『教授会議事録 昭和二十一年』(京都大学大学文書館所蔵、識別番号02B03379)1946年4月18日。
- (22) 『学位授与関係書類 昭和15年(下)40』(京都大学大学文書館所蔵、識別番号01A16073)
- (23) 木原は1892年生まれ。1917年に京都帝国大学医科大学を卒業し、1918年に陸軍見習医官となり、翌年二等軍曹に昇進。休職中に京大医学部副手となり、1922年に予備役に編入された。『学位授与関係書類 大正15年 式冊ノ内式 11』(京都大学大学文書館所蔵、識別番号01A16043)
- (24) 松岡は1893年生まれ。1914年に陸軍士官学校を卒業し、少尉に昇進した後の1915年に休職して東京外国語学校に入学。同校卒業後に京大経済学部に入學して、以後は学界に転じた。『学位授与関係書類 昭和14年(上)37』(京都大学大学文書館所蔵、識別番号01A16070)

- (25) 寺見は1896年生まれ。1918年に陸軍経理学校を卒業して陸軍主計少尉となり、そのまま主計大尉まで昇進したが、1926年に病気のため辞職し、翌年京大農学部に入學した。『学位授与関係書類 昭和16年(下)42』(京都大学大学文書館所蔵、識別番号01A16075)
- (26) 前掲『教授会議事録 昭和二十一年』1946年4月18日。
- (27) 医学部の3名はいずれも広島市で原爆の被害状況調査中に、土砂崩れに巻き込まれて死亡した。前掲『京都大学百年史』総説編、460頁。
- (28) 当時の京大の定年は満60歳である。前掲『京都大学百年史』総説編、296-299頁。
- (29) 1945年11月、鳥養総長が1933年の滝川事件以前の大学自治を回復することで前田多門文部大臣と合意した。これをうけて法学部は、滝川幸辰が学部長に復帰して法学部を再建することになり、1946年2月の学部長就任前後に大量の人事異動が発生した。経済学部は、やはり1946年2月に教官の申し合わせで全教官が「総退陣」することになり、結局教授6名、助教授1名、講師2名が退職した。松尾尊兌『滝川事件』(岩波書店、2005年)259-283頁。前掲『京都大学百年史』部局史編第1巻289-291、400-401頁。京都大学経済学研究科・経済学部学部史編纂委員会編『京都大学経済学部八十年史』(京都大学経済学部八十周年記念事業実行委員会、1999年)50-55頁。『思いで草』(京都大学経済学部、1969年、非売品)185-250頁。
- (30) 『教授会議事録 自昭和二十年一月至昭和二十一年十二月』(京都大学大学文書館所蔵、識別番号02B00214)1946年2月19日。
- (31) 鳥養前掲書、60-63頁。
- (32) 『総合研究体制関係書類 昭和20年11月同24年4月』(京都大学大学文書館所蔵、01A00518)
- (33) 『教授会議事録 昭和二十年』(京都大学大学文書館所蔵、識別番号02B03378)1945年11月26日。
- (34) 報告書は『総合研究体制研究報告書 自昭和二十一年至昭和二十三年』(京都大学大学文書館所蔵、01A00515)に収められている。なお、第1回と第4回以外は第〇号という表記である。
- (35) 「総合研究体制に調査研究委嘱の件」1946年10月5日、前掲01A00518。
- (36) 前掲02B03378、1945年11月26日。
- (37) 『京都大学農学部創立四十周年記念 歴史を語る』(京都大学農学部創立四十周年記念事業会、1964年)152-162頁。なお、松本は1946年12月26日に食糧科学研究所教授に就任している。
- (38) 「京都帝国大学総合研究体制研究部班長及研究員任命ノ件」1946年2月14日、前掲01A00518。
- (39) 「研究題目及研究員変更願」1946年6月6日、前掲01A00518。
- (40) 研究員のうち、柏祐賢と清水金二郎は、総合研究体制の活動中に、教授に昇任している。
- (41) 前掲『京都大学百年史』部局史編第2巻149頁。
- (42) GHQ/SCAP Records CIE(C)-00492 (国立国会図書館憲政資料室所蔵)

大東亜学術協会の設立と活動

久保田裕次 †

はじめに

本稿の目的は、アジア・太平洋戦争期における学術団体と戦争との関係を明らかにし、学術団体の戦時と戦後の連続性を展望することである。

戦時から戦後にかけて多くの学術団体が存続したが、本稿は、1942（昭和17）年6月に設立された大東亜学術協会（以下、協会とする）という組織とその活動に注目する。その理由は、①設立の経緯・活動内容が戦争の展開など時局やそれへの学界・大学の対応と密接に関わっており、②会誌が継続的に残存しているため、活動内容の検討

が比較的容易なためである。

管見の限り、協会そのものを考察の対象とした研究は見当たらない。ただし、菊地暁は、東方文化研究所員であった水野清一の「新しい歴史学」としての民俗学が展開された場である協会に言及した⁽¹⁾。特に、協会に関する基礎的な事実を明らかにするとともに、「戦中・戦後の京都における人文学事情を伝えるきわめて貴重な素材」⁽²⁾と協会を評価した点は注目すべきである。また、樽見博は、協会の会誌『学海』に掲載された論説の内容を分析し、「戦時体制の中での知識人たちの苦渋」が

表①：大東亜学術協会・東方学術協会に関する会誌の刊行状況の変遷

会誌名	企画／編集／発行	期間
ひのもと	編集：和楽路屋書店 発行：ひのもと社	1942（昭和17）年12月（5巻11号）
ひのもと	企画：大東亜学術協会 編集：和楽路屋書店 発行：ひのもと社	43年1月（6巻1号）～43年5月（6巻5号）
ひのもと	編集：大東亜学術協会 発行：大和書院	43年6月（新1巻1号）
学藝	編集：大東亜学術協会 発行：大和書院	43年7月（1巻2号）～44年5月号（2巻5号）
学海	編集：大東亜学術協会 発行：秋田屋	44年6月（1巻1号）～45年6月号（2巻6号）
学海	編集：東方学術協会 発行：秋田屋	45年7・8月号（2巻7号）～47年5月号（4巻5号）
学藝	編集：東方学術協会 発行：秋田屋	47年7月（4巻6号）～48年9・10月号（5巻6号）

注：前掲註1 菊地暁論文27頁、『ひのもと』、『学藝』、『学海』を参考に作成。43年1月号から原稿の送付先が東方文化研究所内の大東亜学術協会であることが明記される。

† 京都大学大学文書館助教

見られると述べた⁽³⁾。このように、これまでは主に会誌で展開された言説や議論の内容が紹介されてきたため、協会の設立の経緯や組織としての特質については、菊地の研究以後、考察が十分に深められていない。そこで本稿では、①協会の設立経緯を再検討し、②会誌に掲載された文章の内容というよりも、協会の組織・活動内容や会誌そのものの特質をできるだけ明らかにすることを具体的な課題としたい。

本論に入る前に、協会の全体像を概観するため、組織と会誌の刊行状況を整理しておく。【表①】は、会誌の名称や企画・編集・発行の変遷を示したものである。一見して分かるように、協会が存続した約6年の間に、いずれも目まぐるしく変わっている。会誌は、42年12月に『ひのもと』として出発した⁽⁴⁾。43年月6号からは、発行所がひのもと社から大和書院へ移行しているが、『ひのもと』という題号は急に改題できない事情⁽⁵⁾のため、会誌の名称はそのまま、翌7月号から『学藝』に改称された。さらに、44年6月号から大和書院が秋田屋に統合されるにあたり、『学海』となった。戦後すぐに、協会は東方学術協会へと名称を変更したが、誌名は『学海』が維持された。ただその後、『学藝』へと戻された。編集については、当初、大阪の和楽路屋書店が行っていたが、43年1月号から協会が企画を、同年6月号からは編集を直接担当するようになった。協会が会誌の刊行にそれまで以上に積極的に関わるようになったといえよう。

それでは、なぜ協会は、このように学会名や会誌名を変えながらも存続したのだろうか。単に「大東亜」に関する学会であれば、敗戦とともにその役割を終えてもよいはずである。しかし、戦中から戦後にかけて、協会は存続し、会誌を定期的に刊行した。このように考えると、協会は、戦後にも継承されるべき存在意義を有していたのではないだろうか。本来ならば、戦後の協会についても

検討する必要があるが、本稿は紙幅の都合もあり、戦時期における協会の組織や活動に分析対象を限定する。

第1章 「大東亜新文化建設」と大東亜学術協会

1 設立の経緯

1940（昭和15）年6月、フランスがドイツに降伏した。これを受けて、外務省内では、ドイツとイタリアの勝利による戦争の終結と東南アジアの植民地の再分割が予測されるようになり、独伊両国を牽制する意図から大東亜共栄圏構想が生まれた⁽⁶⁾。それが、「大東亜共栄圏の確立を図る」ことを述べた松岡洋右外相の談話（同年8月1日）へとつながった⁽⁷⁾。同時期に、日本軍は北部仏印へ進駐しており、南方への軍事的な進出を展開していた。こうして、文化建設の枠組みも「日満支」の3地域から南方を含む大東亜共栄圏へと拡大していったという⁽⁸⁾。

占領地拡大の動きのなかで、南方への関心は俄然高まった。政府レベルでは、南方占領地に存在していた旧宗主国の科学研究機関の活用と日本人が風土の異なる南方に定住するうえでの障害・対策の研究とが大きな検討課題となり、学界でも「南方科学」ブームが到来した⁽⁹⁾。『ひのもと』では、真珠湾攻撃により「大東亜戦争」（以下、かっこをはずす）が開始されたとの認識が示され、その後の南方への進出拡大が同地方への理解を深めるべき契機となったと語られている⁽¹⁰⁾。京都帝大でも、理学部の南方科学研究会（42年2月）の設立に始まり、各部局で「南方」という言葉を冠した研究会の発足が相次いだ⁽¹¹⁾。こうした動向は「先づ今学年における本学〔京都帝大以下、引用者注〕としての第一の顕著な足跡」⁽¹²⁾と評価された。総長であった羽田亨も、学内での南方に関する研究会新設のための経費を文部省に積極的に要求する

姿勢であった⁽¹³⁾。こうした研究会の乱立とも言える状況の一方で、研究会相互の「連絡」も問題となっていた⁽¹⁴⁾。

こうしたなか、42年6月7日、京都ホテルで協会の発会式、委員会総会が開催された⁽¹⁵⁾。会長に新村出（京都帝大名誉教授）、顧問に松本文三郎（東方文化研究所長）、羽田亨（京都帝大総長）、西田直二郎（京都帝大文学部教授）が選出された。一方で、これまでほとんど知られてこなかった点であるが、協会には発起人がおり、村田治郎（京都帝大工学部教授）がその代表であった⁽¹⁶⁾。

協会の目的は、第1に、「大東亜共栄圏の風土、民族、文化の各方面を学術的に調査研究し、大東亜新文化建設に寄与する」ことにあった。「風土、民族、文化」に関する調査研究が強調されているが、これは歴史や文化などの文科系だけではなく、建築や医学など理科系の研究分野も包含すると考えてよいだろう。目的にあわせて、会誌は「大東亜風土、民族、文化」という名称が予定されていたという。第2に、「学界と一般人との間に新文化建設の強力な紐帯たらしめ同時に一般人の啓蒙運動に全員総力を挙げ」ること。新文化建設にあたって、協会が学界と一般社会との結節点となることが目標とされており、これは戦後にも継承されていく重要なスローガンである。第3に、「将来は全日本のみならず大陸及び南方の諸文化団体学界とも提携し真に大東亜学術団体の面目を発揮する」こと。会の名称に関して、「少々大げさなのは、当時のこととて致し方がない」⁽¹⁷⁾という後年の評価もあるが、日本を代表する学術団体として、大東亜共栄圏に含まれる中国大陸や南方の学術団体と提携するという強い意気込みがうかがえる⁽¹⁸⁾。

協会の事務局は東方文化研究所に置かれた⁽¹⁹⁾。事務局体制に関しては、「京大東方文化研究所の少壮学徒が中心となり」⁽²⁰⁾との新聞報道や「水野〔清一〕さんらを中心とする東方文化研究所の人々と、京大東洋学関係の人々とがいっしょになっ

て」⁽²¹⁾との指摘がある。さらに、所員の水野清一が事務局で実務を担っていたとの証言もあるように⁽²²⁾、協会は東方文化研究所、特にその比較的若い所員が中心となって運営されたのである。

こうした設立の経緯は、会誌では十分に説明されていない。ただ、『ひのもと』1943年1月号には、「大東亜学術協会の創立」というコラムが掲載され、設立に関する情報が発信されている⁽²³⁾。ここで簡単に紹介をしておこう。先に挙げた会長や顧問の他に理事がおり、委員には「京都帝大の東洋諸学の中堅学者に東方文化研究所の人々が加わってゐる」という。会の目的に関しては、特に「学界をして一般社会人に結び付ける」、「学界人がこのやうな運動のために社会人とともに力を協せようとする」ことの重要性が強調されている。

さらに、同じ号の「編集後記」には、「大東亜諸地域の具体相を知ることは、敵を知ることでもある。敵の遺棄せる土地から健全なる大東亜文化を育てよ。先づ我々は之をモットーオとしたい」ともある。「大東亜共栄圏」の建設とは、建て前の上でも、そのために開戦した戦争目的ではなく、開戦の後からとってつけられた戦争目的であった⁽²⁴⁾との指摘があるように、大東亜新文化建設も同様の事情を抱えていたのであろう。協会にとっての大東亜新文化はすでにあるもの、もしくは何らかの明確な目標があるものではなく、新しく創造するものであった⁽²⁵⁾。

以上をまとめると、中国大陸や南方などをも含む「大東亜諸地域」に及ぶ新しい文化の建設、一般社会への啓蒙を含む学界と一般社会との結合、「大東亜学術団体」への発展が3つの主要な目標として掲げられていたのである。

こうした京都帝大や協会の大東亜新文化建設をめぐる動きは国策と密接に関わっていた。そこで注目されるのが、大東亜学術教育連絡協議会と大東亜教育・学術・技術連絡協議会の設置である。42年7月6日、大東亜学術教育連絡会議の第1回

委員会が開催された。そもそも同協議会は、「大東亜建設に関し、南方占領地における学術教育上の具体的運用に関する連絡を図る」目的で設置された⁽²⁶⁾。【表②】は発足当初のメンバーを示したものである。会長を文相が兼任していたように、中央省庁では文部省が中心となり、陸軍省、海軍省や企画院関係者が委員に就任している。学界では東京と京都の両帝国大学の総長、東京帝大の教授らが名を連ねている。

京都帝大からは、羽田亨総長がただ1人委員となった。京大に残されている史料によると⁽²⁷⁾、協会が設立される直前の6月3日付で、文部省から京都帝国大学総長宛に羽田の委員就任を要請する文書が届いている。もちろん、羽田への就任要請は、それ以前から進められていたものと思われるが、結局、7月6日付で委員への囑託が通知された。協会の顧問となる羽田が政府、特に文部省主導の大東亜新文化建設に関わる立場にあったことを確

表②：大東亜学術教育連絡協議会役員

職名	氏名	所属など
会長	橋田邦彦	文相
副会長	菊池豊三郎	文部次官
委員	永井浩	文部省専門学務局長
	佐藤賢了	陸軍省軍務局長
	岡敬純	海軍省軍務局長
	秋永月三	企画院第一部長
	平賀讓	東京帝国大学総長・学術研究会議会長
	羽田亨	京都帝国大学総長
	宮川米次	東京帝国大学教授
	橋爪明男	同上
幹事	佐々木喬	同上
	清水虎雄	文部書記官
	伊藤日出登	同上
	迫水久常	企画院第一部第一課長
	加藤長	陸軍省軍務局軍務課
	松本秀志	海軍省軍務局軍務課

注：「大東亜教育・学術・技術連絡協議会設置ニ関スル件」(国立公文書館所蔵「公文類聚」第66編・昭和17年・第21巻・官職17・官制17(文部省5)、A14100990500)より作成。

認しておきたい。

さらに、7月28日には大東亜学術教育連絡協議会が改組され、大東亜教育・学術・技術連絡協議会の設置が閣議決定された。この協議会の目的は、「大東亜建設ニ関シ南方占領地ニ於ケル教育・学術及科学技術関係ノ各般ニ亘リ之ガ企画、人選其ノ他具体的運用上必要ナル事項ニ付連絡協議ヲ行ヒ以テ総合的運営ニ依リ国家的最高能率ノ發揮ヲ図ル」⁽²⁸⁾ ことであった。さきの大東亜学術教育連絡協議会の目的に科学技術が加わり、総合的運営が目指されている。この協議会の活動の詳細は不明であるが、設置当初から果たすべき役割やその将来性について疑問が投げかけられていた⁽²⁹⁾。このように協会は、大学や政府による大東亜新文化建設が推進されるなかで設立されたのである。

2 役員構成

次に、協会の役員について見る。設立当初の役員構成を示したのが【表③】である(この表はおそらく一部の役員を示したものであろう)。会長の新村は著名な言語学者で、顧問の松本はインド哲学や仏教学、羽田は東洋史、西田は日本史の研

表③：創立時の大東亜学術協会の役員(1942年6月)

職名	氏名	所属など
会長	新村出	京都帝国大学名誉教授 東方文化研究所員
顧問	松本文三郎	京都帝国大学名誉教授 東方文化研究所長
	羽田亨	京都帝国大学総長 東方文化研究所員
	西田直二郎	京都帝国大学文学部教授 東方文化研究所員
理事	村田治郎	京都帝国大学工学部教授
	田邊隆二	関西配電
	田中二郎	第一銀行
	岩井武俊	大阪毎日新聞社
	新城英太郎	満鉄大阪支社

注：『ひのもと』1943年1月号、『朝日新聞』、『人文科学研究50年』(京都大学人文科学研究所、1979年)より作成。

究者であった。同時に、会長と顧問のいずれもが東方文化研究所の関係者であったことも注目される。理事には、村田のほか、田邊隆二、田中二郎、岩井武俊、新城英太郎など学界以外の人物の名前が見られ、このことが協会の役員構成の特徴であったと言われている⁽³⁰⁾。

ここで、理事の岩井について簡単に触れておきたい。岩井は、大阪毎日新聞社の社員であり、京都支局長などを務めた。一方で、内藤湖南に傾倒し、京都帝大文学部関係者を中心に結成された考古学談話会にも出入りしていた⁽³¹⁾。協会の委員であった外山軍治によれば、「学者グループと学界以外の人々とを結びつける仕事は、理事の一人である岩井武俊氏が担当した。岩井氏は〔中略〕考古学、国史学に造詣が深く、学界はもちろんひろく財界や芸術家たちともつながりがあり、京大にとっても〔東方文化〕研究所にとっても、頼りになる存在であった」⁽³²⁾という。大阪毎日新聞が協会主催の大東亜講座を後援したことなどを考えると、岩井のような外部理事の存在は、協会の活動にとって不可欠であったといえる。

役員の中容が把握できる43年7月時点の役員を示したのが【表④】である。設立から約1年が経過している。設立当初と比較すると、顧問に狩野直喜（京都帝大名誉教授）が加わっている。【表③】と異なり、監事や委員の名前も確認でき、監事には実業家の山田啓之助と東方文化研究所員の能田忠亮が就いている。委員は、京都帝大の教員と東方文化研究所員が圧倒的多数を占める。役員構成から見ても、東方文化研究所が協会運営の中心的な存在であったことが分かる。ただ、京都帝大の教員に関しては、文学部関係者が多い一方、高木公三郎、木村康一、鈴木義孝のように理系学部からの就任も見られる。「大東亜共栄圏の風土、民族、文化」の研究や啓蒙に際して、文系学部に加えて、理系学部にも所属する教員の役割も注意すべき点である。ちなみに、同じ文系学部でも法学部や経済

表④：大東亜学術協会役員（1943年7月時点）

職名	氏名	所属など
会長	新村出	京都帝国大学名誉教授・東方文化研究所員
顧問	松本文三郎	京都帝国大学名誉教授・東方文化研究所長
	狩野直喜	京都帝国大学名誉教授・東方文化研究所員
	羽田亨	京都帝国大学総長・東方文化研究所員
理事	西田直二郎	京都帝国大学文学部教授・東方文化研究所員
	岩井武俊	大阪毎日新聞社
	新城英太郎	満鉄大阪支社
	田中二郎	第一銀行
監事	田邊隆二	関西配電
	村田治郎	京都帝国大学工学部教授
委員	山田啓之助	製氷業（京都）
	能田忠亮	東方文化研究所員
	宮崎市定	京都帝国大学文学部助教授
	田村実造	京都帝国大学文学部助教授
	塚本善隆	東方文化研究所員
	内藤乾吉	元東方文化研究所員
	今西錦司	京都帝国大学理学部講師
	森鹿三	東方文化研究所員
	上野照夫	京都帝国大学文学部美術史研究室嘱託
	小川（貝塚）茂樹	東方文化研究所員
	木村康一	京都帝国大学医学部助教授・東方文化研究所員
	鈴木義孝	京都帝国大学工学部講師
	外山軍治	京都帝国大学文学部講師
	水野清一	東方文化研究所員
	藪内清	東方文化研究所員
	藤枝晃	東方文化研究所員
	高木公三郎	京都帝国大学理学部講師
	柴田実	京都帝国大学文学部講師
長廣敏雄	東方文化研究所員	
長尾雅人	東方文化研究所員	
内藤戊申	京都帝国大学大学院（文学）・元東方文化研究所員	
日比野丈夫	東方文化研究所員	

注：『学藝』1943年7月号、『京都帝国大学一覽』昭和17年度、『人文科学研究所50年』（京都大学人文科学研究所、1979年）、『明治大正昭和 京都人名録』（日本図書センター、1989年）より作成。

学部の教員は名前はない。

また、『学藝』1943年8月号を見ると、理事に大倉治一と大橋理祐の名前が確認できる。大倉は大倉酒造の経営者であり、大橋は貴族院の多額納税者議員であった。外部理事の増員で、協会の組織的強化を図ったものといえよう。また、同年11月号には、委員に吉川幸次郎、平岡武夫、大島利一の名前が追加されている。彼らはいずれも東方文化研究所の所員であり、同研究所からの委員の数がさらに増えたことになる。ただし、このことは協会の組織としての大きな変化とまではいえないだろう。

3 会誌の名称

「はじめに」で簡単に会誌の名称の変遷を紹介したが、ここではその経緯を検討する。菊地暁は、会誌の発行について、「優れた学術誌を関西で発行するという企画が最初であり、それに協力したのが東方文化研究所周辺の学徒たちだった」⁽³³⁾と指摘し、さらに、機関誌の名前が『ひのもと』、『学藝』、『学海』と推移したことについても、出版統制の影響に言及した。

後年、理事であった村田は会誌の歴史について、次のように述べている⁽³⁴⁾。

昭和十七年のことだが、大阪の地図出版業者として有名だった和楽路屋・日下伊兵衛さんが、大阪の出版書店は金もうけ本意で、少しも良い本を出さないことをなげき、利益を度外視した真の出版奉国に徹した本屋が、大阪にもあることを身を以て示さうといふ意気ごみから、和楽路屋書店をはじめられた機会に、一つ新しい雑誌も出さうといふことになったが、当時は雑誌の新刊が許されなかったため、東京から出てみた「ひのもと」を譲りうけることにして、その第一号を出したのが昭和十七年十二月だった。しかし警視庁から大阪府庁の方へ所管をうつすことや、題名を変へ

ることがなかなか面倒なので、相かはらず東京の「ひのもと社」から出してある「ひのもと」という雑誌の形をとり辛うじて申込所・和楽路屋書店と附記してゐた有様だったが、そのうち本やの統合がそのすじから強制され、和楽路屋その他が集まって大和書院と改ったとき「ひのもと社」も一緒になったといふ形にして、はじめて大阪府庁の管轄に移され、題名を「学藝」として出発したのが、昭和十八年七月号からであった。ところが一年もたない中に、再び出版屋の合併が極度に強要されて、大和書院その他が合同して秋田屋となったとき、大阪にあった一小雑誌をも吸収することにしたのはよかったが、題名を同時に変へることを、そのすじから強く要求せられて、やむを得ずつけたのが「学海」といふ名であった。「学海」の第一号が出たのは昭和十九年六月であり私はこの題名が嫌で編輯に関係する気持ちになれなかったが、その頃は総合雑誌がだんだん影をひそめて来たのに、「学海」だけは出版しつづけたので、幸ひに多くの愛読者を獲得できた。終戦後にも編輯を最初の線の方向にもどしただけで、題名の方はそのまま今日までとにかく続けてきた

この内容を整理すると、①大阪の書店であった和楽路屋の意気込みが雑誌発行の契機となったこと、②出版事情のため、新しい雑誌の創刊が許されなかったため、東京の『ひのもと』を譲り受けたこと、③和楽路屋が出版社統合のため大和書院となった際、雑誌名が『ひのもと』から『学藝』に改められたこと、④再度出版社の統合が行われ、大和書院が秋田屋に統合された際、「そのすじ」から誌名の変更を求められ、『学海』と変えたことなどである。以上の村田の回顧は、先の菊地の指摘と多くの点が一致する。ただ付け加えておきたいのは、協会が設立される背景には、大東亜新文化建設の加速やそれにとまなう京都帝大内での

南方や大東亜への関心の高まりがあり、協会の設立当初、「大東亜風土、民族、文化」という会誌名が想定されていたことである。このことを踏まえると、協会は大東亜新文化建設が声高に叫ばれるなかで設立され、当初から会誌の発行を予定していたが、厳しい出版事情のため、会誌の発行が遅れたということになる。また、誌名は協会の設立時点で未定であり、仮に「大東亜風土、民族、文化」とされた可能性も否定できない。さらに、具体的な編集元や発行所も決まっていなかったのかもしれない。

『ひのもと』から『学藝』への誌名変更、そして、『学藝』の今後の方針に関して、協会は以下のよう⁽³⁵⁾に説明をしている。

◇大東亜とはあたらしい言葉であって、従来呼ばれていた東亜とか東洋とかと同一ではないところに重要な意義がある。◇大東亜といふ言葉は大東亜戦争とははなれがたい。大東亜戦争の勝利を念ずる決意性が大東亜といふ言葉には充実してゐる。現今のごとき苛烈なる戦争の段階に於て、なほも出版とか学問とかに従事することが許されるとすれば、学界人及び出版人は大東亜の建設戦に積極的に参加し寄与する仕事を差しおいて、為すべきことはないだらう。◇しかも、大東亜の地域はまことに宏大であり、民族は多種多様であり、その土その人より育成された文化は高低さまざまである。吾々は一日も早くこれらの風土、民族、文化の実体を把握せねばならぬ。これは焦眉の急を要するのである。◇「学藝」という題号には、吾吾が少年のころから親しむ^{ママ}だ香りがあり、読者にも親しんでいたゞけることゞ思ふ。

『学藝』の編集方針も、協会が設立当初に提示した目標と基本的に違いはない。ただ、この文章で重要なのは、以下の3点である。第1に、大東亜という言葉の特質を説明している。大東亜が東

亜や東洋と異なる新しい言葉であり、それは大東亜戦争との密接に関係しているという。第2に、大東亜と呼ばれる地域の風土、民族、文化の実態把握の緊急性を主張している。そして第3に、会誌名についてである。『学藝』には、「吾吾が少年のころから親しむが香り」があるとし、『ひのもと』とは異なり、協会が自主的に付与した名称であったのだろう。協会の目的である一般社会の啓蒙活動にふさわしい名称として考え出されたのではないだろうか。戦後、『学海』から『学藝』に再び改称された際、村田は『学藝』という名前を気に入っていたと述べている⁽³⁶⁾。

さらに、『学藝』から『学海』への名称変更に関しては、これも村田が言うように、結果的には、出版事情による発行所の統合ということになるだろう⁽³⁷⁾。『学海』の誌面では、社告で「雑誌学藝は学海と改題し、新学術総合雑誌として新しく出版することゝなり」⁽³⁸⁾と簡単に説明されている程度である。

4 価格・頁数

発行当初、会誌は定価20銭であった。43年8月号から特別行為税相当額⁽³⁹⁾の1銭が付加され、21銭となった⁽⁴⁰⁾。43年7月号で「頁数が現在のやうな四十二頁の狭さでは大東亜の記事を読者につたへるには、手も足も出ない。編集部が以上のやうな抱負をもってゐるのに、読者が実際に手をとられたものは、すこぶる貧弱だ」⁽⁴¹⁾との不満があったように、実質的な創刊号である42年12月号を除き、頁数はおおよそ40頁から42頁であった。この理由は、おそらく編集側にはなく、出版事情に原因があったと推測される⁽⁴²⁾。43年12月号からは、「編集部のはちきれさうなエネルギーを制しえないことの表明」⁽⁴³⁾のため、定価は据え置きで、48頁への増頁が行われた。44年4月号は、「特別行為税相当額」が2銭となるのにともない、22銭となった。同年6月号からは、頁数がさらに65

頁に増頁され、戦後まで60頁以上を維持し続けた。同号は42銭、11月号は70銭に値上げされ、敗戦を迎える。創刊号と比較すると、実に3.5倍の値上げである。戦時下、値上げが実施される一方で、2度にわたる増頁が実現されていることは注目に値する。

会誌は、基本的に毎月10日付で発行されていた。しかし、43年9月号の頃になると、少なくとも1ヶ月程度の遅れが見られ、敗戦時にはおおよそ2ヶ月遅れで刊行されていたようである⁽⁴⁴⁾。また、紙面は論文、随筆、外国語文献の翻訳、書評（「新刊是々非々」1943年3月号から）、短歌、歌謡の紹介、対談や座談会の記録などで構成されていた。比較的多様な紙面構成であったといえよう。

第2章 諸活動

第2章では、協会の具体的な活動内容について見ていきたい。①会誌への寄稿者の傾向、②講座・夏季講座、③協会が企画・発行した大東亜学術叢誌、④その他の活動を取り上げる。

1 会誌への寄稿者

【表⑤】は、『ひのもと』1942年12月号から『学海』1945年7・8月号までに掲載された文章の執筆者をまとめた表である。実に多くの人が寄稿しており、京都帝大の教員、東方文化研究所の所員が多くを占めていることがはっきりと分かる。その他、東京帝大、京都を中心とした関西の私立大学を始め、文化人なども執筆している。会長の新村や松本は数回執筆しているが、顧問の羽田、西田、狩野の寄稿は見られない。全体的に見ると、東方文化研究所員であった水野清一、今井湊（洵）の回数が多い。

執筆者全体の傾向では、転換点を見出すことができる。『ひのもと』時代は、先に挙げた水野や今井に加え、鈴木義孝、長尾雅人、長廣敏雄による寄稿が多い。鈴木は工学部教授であったが、長尾、

長廣はいずれも東方文化研究所員であった。当初の会誌は刊行体制だけではなく、紙面においても、東方文化研究所に支えられていた。また、学者以外に文化人が含まれていた背景には、前述のように、理事であった岩井の幅広い人脈があったのかもしれない。

また、京都帝大文学部で結成されていた考古学談話会や民俗学談話会のメンバーが多く参加していることも目を引く⁽⁴⁵⁾。菊地が注目したように⁽⁴⁶⁾、協会は、研究成果を発表する場を新しい学問分野に提供したということであろうか。

しかし、『ひのもと』が『学藝』と改称される頃から、多様な分野を専門とする執筆者が増加する。青木正兒、梅原末治、頼原退蔵、大山定一、島芳夫、高安国世、土井虎賀寿、原随園、湯川秀樹、吉井勇などの名前が目立ち始める⁽⁴⁷⁾。彼らを分類すると、①文学部に所属する考古学、日本文学、歴史学の研究者（青木、梅原、頼原、原）、②第三高等学校の教員（高安、土井）、③その他（湯川、吉井）である。会誌への寄稿者が京都帝大文学部の教員へも次第に拡大し、「学界が大団結して、それぞれの方面の権威者に執筆を依頼できるやうな体制にならねばならない」⁽⁴⁸⁾という目標へと近づいたということだろう。裏を返せば、これまでの『ひのもと』ではそのような態勢が整っていなかったということである。つまり、『学藝』はそれまでのような東方文化研究所員が主に寄稿するような会誌から、広く京都帝大の教員が関与するような会誌へと変化していったと考えられる。こうしたことを示すかのように、『学藝』44年9月号では、「本誌も学術総合編集誌としての面目を次第に發揮し、今後は科学陣営よりも本誌に相応しき寄稿を毎号得ることになっている」⁽⁴⁹⁾と総合学術誌化への意気込みが述べられている。11号の巻頭には湯川秀樹「戦争と自然」が掲載された。

ただ、以上のような寄稿者の傾向については、村田が言及していたように⁽⁵⁰⁾、戦時下における厳

しい出版事情のなかで、会誌の刊行を継続することができた体制、研究成果や意見を公表できる媒体としての魅力という側面も考慮に入れる必要があるだろう。

2 講座・夏季講座

第1回の「大東亜講座」は、43年8月1日から3日まで京都帝大楽友会館において、協会主催、毎日新聞社後援で開催された⁽⁵¹⁾。会費は3日間で1円であったが、協会員は無料であった。協会の発足当初から毎日新聞社の岩井が理事に名を連ねていたことから、同社が協会のこうした活動を支援することが約束されていたのであろう。

講師とテーマは、宮崎市定（京都帝大助教授）「西南アジア旅行談」、赤松智城（前京城帝大教授文学博士）「回教ノ由来ト特色」、塚本善隆（東方文化研究所員）「仏教ノ日本的性格ト支那的性格」、村田治郎（京都帝大教授工学博士）「支那ノ回教建築」、佐保田鶴治（立命館大学講師）「印度ニ於ケル『カスト』ノ問題」、松本文三郎（東方文化研究所長文学博士）「古代印度ノ文化」であった。それぞれの内容や参加者の反応などは不明であるが、「大東亜」と冠するだけあって、日本や中国だけではなく、西南アジア、イスラム教、インドなど多岐にわたるテーマ設定となっている。また、テーマを見ると、会誌のような専門的な内容が前面に出ておらず、どちらかといえば、一般の聴衆にも馴染みの深いものであったと考えられる。1日目は、新村会長の挨拶に続き、宮崎と赤松の講演が行われ、100名以上の聴講者がいたという⁽⁵²⁾。

さらに、第2回は43年11月2日と4日に大阪北浜の大同ビルで開催された。佐保田「印度の社会について」、能田忠亮（東方文化研究所員）「新しい暦の話」、塚本善隆「支那における弘法大師と慈覚大師」、那波利貞（京都帝大教授）「支那の庶民文化」などの講演が行われた⁽⁵³⁾。ここで注意すべきは、第2回の講座が大阪で開かれたことで

ある。この事情を探るうえで、次のような回顧が参考になる⁽⁵⁴⁾。

私〔外山軍治〕も委員の一人であったが、水野〔清一〕さんと私とでやったことは、昭和二十年春、この協会〔大東亜学術協会〕を大阪の財界人に結びつけたことである。その経緯は省略するが、その仕事は、旭化成株式会社（当時日窒化学工業）社長の堀朋近氏を理事に加えることから始まった。この堀氏が世話役になり、大阪に本社をもつ主要会社の社長、役付重役の中で、学術文化に関心の深い人々三十余名に新たに会員になってもらった。サービスして京都での活動のほかに、毎月一回大阪で例会をひらき、京都から誰かが講演にいった。私とその幹事役をひきうけたが、水野さんも熱心で例会ごとに顔を出した。

協会に対する大阪の財界人の協力がいかに重要であったかが伝わってくる。史料にあるように、45年には、それまで以上に彼らの協力が必要になっていた。第2回の講座がわざわざ大阪で開かれたことも、協会に対する協力者の拡大といった同様に文脈のなかに位置付けられよう。また、講座だけでなく、例会も毎月1回大阪で開かれていたようである。

44年7月26日から28日にかけて第2回の夏季講座が、第1回と同じく京都帝大楽友会館で開催された。講師とテーマは以下の通りであった⁽⁵⁵⁾。新村出「大東亜理想の特質」、柴田実「大東亜に於ける日本文化」、赤松智城「太平洋諸民族と宗教」、小川茂樹「大東亜共栄圏と支那世界」、田村実造「華僑と大東亜共栄圏」、上野照夫「印度文化の特質」。第1回の講座と比較すると、「大東亜」という用語を盛り込んだテーマが増えている。ただし、その理由などテーマ設定の経緯についてはよく分からない。

注意しなければならないのが、夏に開催された大東亜講座は、「夏季講座」という位置づけも与

表⑤：会誌への執筆状況

	ひのもと		学藝															
	1942年 1943年												1944年					
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
青木正兄																		
赤松智城																		
足利惇氏												●						
天沼俊一																	△	
綾村勝次									●									
井島勉																		
泉井久之助																		
井上智勇																		
今井洸 (溱)			●	●		●	●			●			●					
今西錦司						●												
今西春秋							●											
今堀誠二																		
入矢生								●										
入矢義高			●															
上野照夫									●									
梅原末治																		
額原退蔵																		
遠藤嘉基																		
大島康正																		
大島利一				●						●								
大築邦雄			●															
大西芳雄																		
大山定一																		
岡島誠太郎									●									
岡田真				●														
小川茂樹			●										●	△				
小野勝年		●																
鏡島寛之								●										
春日礼智						●												
加藤一雄										●								
金関丈夫							●											
鹿野忠雄																		
神尾明正							●											
川崎一雄																		●
木村康一			●															
木村素衛								●										
木村秀雄																	●	
清野謙次													●					
倉石武四郎						●												
黒田徳米									●		●							
黒田正利												●						
桑原武夫														△	●			
高坂正顕																		
駒井和愛					●													
小林太市郎																		●
小堀憲																		
小牧実繁																		
近藤豊							●											

学海														経歴等
1945年														
6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7・8月	
	●		●		●		●			●	●	●		京都帝大文学部教授 (支那語学支那文学)
									●					元京城帝大、京都帝大文学部講師 (神道史)
										●				京都帝大文学部助教授 (梵語学梵文学)
										●				※元京都帝大工学部教授
														書道研究者
												●		京都帝大文学部講師 (美学)
									●				●	京都帝大文学部助教授 (言語学)
								●						京都帝大文学部講師 (西洋史)
		●												上海自然科学研究所員、前上海自然科学研究所員
														京都帝大理学部講師 (動物学)
														北京大学文學院教授
													●	※広島文理科大学講師
														—
														東方文化研究所員
														京都帝大文学部美術史研究室嘱託
			●			●			●					京都帝大文学部教授 (考古学)
	●	●					△	●△	△	△	△			京都帝大文学部講師 (国語学国文学)
			●				△	△	△	△	△			京都帝大文学部助教授 (国語学国文学)
							●			●				京都帝大文学部哲学研究室
														東方文化研究所員
														京都帝大大学院 (文学/日本音楽史)
													●	京都帝大法学部教授
△	△		●			●	△	△	△	●△	△			京都帝大文学部講師 (ドイツ語独逸文学)、 ドイツ文化研究所員、ドイツ文化研究所副主事
														奈良女子高等師範学校教授
														歌人
					●		△	△	△					東方文化研究所員
														華北交通会社資業局嘱託
														回教園研究所員
														東方文化研究所員
														京都絵画専門学校助教授
														台北帝大教授 (医博)
					●									海軍嘱託 (理博)
														華北綜合調査研究所員
														※京阪電鉄
														京都帝大医学部薬学科助教授
														京都帝大文学部教授 (教育学教育法)
														龍谷大学教授
														元京都帝大医学部教授
														京都帝大文学部教授 (支那語学)
														京都帝大理学部動物学講師
●														京都帝大文学部講師 (イタリア語イタリア文学)
														東北帝大助教授
						●								京都帝大人文学部研究所教授
														東京帝大文学部考古学講師兼東方文化学院
														※東方文化研究院、大阪市立美術館
						●								第三高等学校教授
							●							京都帝大文学部教授 (史学地理学)
														京都帝大工学部建築学教室

	ひのもと															学藝														
	1942年					1943年					1944年					1944年														
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月												
佐伯千仞																														
佐保田鶴治								●									●													
佐和隆研											●																			
塩田義秋	●																													
下程勇吉																														
柴田実																●														
島関勇														●																
島芳夫																														
清水光																														
章雅仁		●																												
正田雨青																														
白井竹次郎																		●												
新村出						●								●				●												
杉本行夫																														
鈴江幸太郎				●																										
鈴木義孝			●							●	●																			
須田国太郎				●																										
須東一二																		●												
須藤賢					●									●		●														
高木公三郎					●																									
高田保馬																														
高安国世																														
龍山章真					●												●													
田中重久																		●												
田中直吉																●														
谷友幸																														
田村実造																														
田村松平																														
塚本善隆			●																											
土井虎賀寿																														
徳永清行															△															
外村完二															●															
外山軍治																														
内藤晃										●																				
内藤湖南																														
内藤戊申															●															
中井正一																														
長尾雅人	●									●			●																	
長廣敏雄	●	●										●	●	●																
中村幸彦																														
新美寛													●																	
西谷啓治																														
西田正秋								●																						
能田忠亮							●									●														
野間三郎																														
長谷川素逝																●														
林昂																		●												
原随園																														
坂野清夫							●						●																	

学海														経歴等
1945年														
6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7・8月	
											●			京都帝大法学部教授 (刑法刑事訴訟法)
														立命館大学講師、京都帝大講師
		●												高野山大学教授
		●			●			●			●			※東方文化研究所員 (43年5月まで)
														京都府立医大予科教授
														京都帝大文学部講師 (国史)
														歌人
	●	●										●		京都帝大文学部助教授 (倫理学)、京都帝大教授
						●								京都絵画専門学校教授
				●										俳人
			●							●				ドイツ文化研究所員
				●										京都帝大名譽教授 (文博)
				●										関西学院予科教授
														歌人
			●											京都帝大工学部建築学教室講師
														画家、文展審査員・独立美術協会会員
				●										華北交通会社資業部員
														京都帝大理学部宇宙物理学教室講師
								●						元京都帝大経済学部教授
	●									●			●	第三高等学校教授
														大谷大学教授
														京都市文教局文化課
														立命館大学教授
			●								●		●	ドイツ文化研究所員
				●										京都帝大文学部助教授 (東洋史)
								●						京都帝大理学部
														東方文化研究所員
●	●	●			●		△	△	△	△	△		●	第三高等学校教授
●	●													京都帝大経済学部助教授 (支那銀行論ほか)
						●								大谷大学教授
														京都帝大文学部講師 (東洋史)
														京都帝大國史研究室勤務
△	△													※京都帝大名譽教授 (文博)
														京都帝大大学院 (文学/唐宋史学史の研究)
									●					元京都帝大文学部講師
														東方文化研究所員
														東方文化研究所員
					●									天理図書館司書
														東方文化研究所員
			●	●			△	△	△	△	△			京都帝大文学部教授 (宗教学)
														東京美校助教授
●														東方文化研究所員 (理博)
				●										京都帝大文学部講師 (地理学)
														俳人
														※大阪外国語学校助教授
			●				●			●		●		京都帝大文学部教授 (史学地理学)
														※保険会社勤務

	ひのもと		学藝															
	1942年 1943年		1944年															
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
肥後和男																●		
日比野丈夫		●																
平岡武夫									●									
平山清次													●			●		
藤井乙男 (乙翁・紫影)																		
藤枝晃						●												
藤谷俊雄				●														
藤田元春																		
藤原義一				●														
舟岡省五																		
穂積文雄															△			
本田義英																	●	
正木瓜村																		
増田忠雄																		
松尾義海																	●	
松村克己																		
松本文三郎																	△	
松山基範																		
三上次男					●													
三国谷宏									●									
水野清一			●		●	●	●	●			●		●		●			●
水野鶴之助																		
宮崎市定				●		●										△		
宮本正清																	●	
六窪敏																●		
村上嘉実																●		
村田数之亮																●		
村田治郎		●						●●	●									
村山修一																		
森鹿三															△			
矢野仁一																		
藪内清	●	●											●					
山縣正明																		
山口益																	●	
山路閑古																		●
山中鷹夫					●													
山根徳太郎				●														
湯川秀樹																		
吉井勇																		
吉川幸次郎				●											△			
渡辺敏夫							●											

注：「●」は論文、随筆、和歌など、「△」は対談、口述、書問、座談などの記事を示している。翻訳文に関しては、原著者と訳者は掲載してある。「一」は不明を示す。また、京都帝大文学部の教員は、可能な限り、専門分野も記した。出典：『第三高等学校一覽』昭和15年度、のもと、『学藝』、『学海』の各巻、柴田陽一「満鉄調査部における地理学者の思想的展開」（『空間・社会・地理思想』16、2013年）を参

学海														経歴等
1945年												6月	7・8月	
6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7・8月	
														※東京文科大学教授
														東方文化研究所員
		●												東方文化研究所員
														東京帝大理学部教授
							●	●				●		京都帝大名誉教授（文博）
														東方文化研究所員
														日本文化史
							●	●						※第三高等学校教授、京都絵画専門学校教授、彦根工業高等学校教授
														建築史家、京都市技師
												●	●	※京都帝大医学部教授もしくは名誉教授
														京都帝大経済学部助教授（東亜経済思想史）
														※京都帝大文学部教授
												●	●	—
									●					満鉄調査部（京都帝大文学部地理学教室卒業）
														関西学院教授
●				●										● 京都帝大文学部助教授（宗教学）
		●		●										京都帝大名誉教授（文博）
							●							※京都帝大名誉教授（理博）
														東京帝大文学部講師
														東亜研究所員
		●	●	●	●		●					●		東方文化研究所員、京都帝大文学部講師
													●	—
		●			●									京都帝大文学部助教授（東洋史学）、京都帝大文学部教授
														京都日仏学館主事
														東方文化研究所員
														京都帝大大学院（文学／支那思想史）
														戦後、京都帝大文学部講師
●								●						京都帝大工学部建築学教室教授
●							●							京都市史編纂所員
														東方文化研究所員
		●					●							京都帝大名誉教授（文博）
														東方文化研究所員
													●	—
														大谷大学教授
														東京帝大理学部卒、後に共立女子大教授。古川柳の専門家
														—
														大阪商大教授
							●	●	●△			●		京都帝大理学部物理学教室教授
●				●			△							歌人
△		●					●	△	△	△	△		●	東方文化研究所員兼京都帝大文学部講師
														東方文化研究所員

いない。「経歴」欄については、基本的に掲載時点のものを示している。ただ、※がついている箇所はそのような場合となっていない可能性
 『京都帝国大学一覽』昭和17年度、同自昭和18年度至昭和28年度、京都大学人文科学研究所附属東アジア人文情報学センター所蔵の『ひ
 参考』に作成した。

えられていたということである。つまり、第1回大東亜講座は第1回夏季講座であった。同年11月には第2回大東亜講座が、翌44年7月に第2回夏季講座が開かれたということである。

3 大東亜学術叢誌の刊行

協会の設立当初から、叢誌の刊行が計画されていた。ただ、実際に出版が実現したのは、大東亜学術協会編『蒙疆に於ける最近の考古学的発見』（1943年）と佐保田鶴治『印度の社会に就て』（1944年）の2冊である。これに先立ち、叢誌には含まれないが、協会の編集で『印度の文化』（1943年）が出版されている。

1943年3月号の『ひのもと』には、叢誌の目的について、「大東亜共栄圏の風土・民族・文化を調査研究し、その成果を一般に普及し、大東亜新文化の建設に寄与せんことを以つて念願としてゐる。本協会は昨年六月誕生以来、これがために諸種の事業を実施して今日に及んでゐる。今回またこれが目的に添はんとして、小冊子「大東亜学術叢誌」の刊行を計画し、その第一冊として「蒙疆に於ける最近の考古学的発見」を公にすることになった。本叢誌は今後その内容を文化科学と自然科学とに限らず、廣く大東亜共栄圏の学術に関するものを収め、活発に陸續刊行される予定である」⁽⁵⁶⁾と説明されている。叢誌の目的は、協会の研究成果の普及であり、「文化科学」に限らず「自然科学」の成果の公表にもあるとされている。同号の裏表紙には、水野清一と日比野丈夫の共著『蒙疆に於ける最近の考古学的発見』とともに、叢誌2冊目の近刊予告として、青木一郎『梵鐘の物理学的研究』の広告が掲載されている。しかし、実際に本書が刊行されたのかについては不明である⁽⁵⁷⁾。

それでは次に、叢誌それぞれの著作がどのような経緯で刊行されたのか、それらが協会の活動とどのように関わっていたのかを見ていく。第1に、

『蒙疆に於ける最近の考古学的発見』である。本書の「例言」には、先の『ひのもと』に掲載された大東亜学術叢誌全体の目的に続いて、「本書は昨年十二月十九日、本協会の第二回談話会として京都藤井〔善助〕氏の有隣館で催された水野清一、日比野丈夫両氏の講演速記を収録したものである」と書かれている⁽⁵⁸⁾。つまり、本書は協会の活動の一環として開催された談話会の講演内容を書籍化したものであった。小冊子で講演の速記録であるため、内容や文体は比較的読みやすいものとなっている。

第2に、『印度の社会に就て』である。本書の序では、「昭和十八年十月に昭南の地に於て孤々の声を揚げた自由印度仮政府は半歳にして已に故国印度の地に其の地盤を獲得せんとするに至つたのである。後の鳥が先になるといふ俗諺の如く、重慶政権下の隣邦人よりも印度の方が一步早く大東亜共栄の聖運に参加しさうである。我々日本人は大東亜同胞の長兄たらんとする抱負を抱く以上、弟達の事情を知悉してゐなければならぬ」と刊行の意図と経緯が述べられている⁽⁵⁹⁾。この『印度の社会に就て』は、自由インド仮政府の成立という時局と非常に密接に関わって刊行されたというのである。さらに、「印度の社会に関して一番大切な、且つ六ヶしい問題はカストのそれであることは世人関心の事である。私は昭和十八年の夏と秋に大東亜学術協会の主催の下、京都と大阪の二ヶ所に於てカストを講じた」⁽⁶⁰⁾とあるように、本書は、第1講「印度に於けるカストの問題」と第2講「現代に於けるカストの趨勢」で構成されていた。これを大東亜講座の講演テーマと照らし合わせると、少なくとも第1回の講演内容が第1講に反映されたと見ることができる。本書は、大東亜講座の内容を大東亜学術叢誌とした出版したということになる。

第3に、『印度の文化』である。本書は、協会の編集となっているが、大東亜学術叢誌に加えら

れていない。その経緯は、協会の成り立ちにも関わるので、ここで紹介しておきたい。

刊行の目的については、「言ふ迄もなく、大東亜文化の基底をなす主流は、一は支那文化であり、他は印度文化である。前者については従来とも幾多の研究業績が挙げられ、著書の類も少くない、然るに印度文化に関しては、概ね仏教を通じて印度を知るに止まってある。仏教の如きは既に印度に於て滅んであるものであり、如何程仏教の研究が行はれた所で、印度文化の把握といふ事は到底出来難い。それは丁度、支那が孔孟の教によって知られると為すが如き類である。我々は遙かに視野を広げ、印度の民族に即してあらゆる方角から此の地の文化を研究する必要がある」⁽⁶¹⁾とある。大東亜文化の基軸は、「支那文化」とともに「印度文化」にあるという前提のもと、「支那文化」に比べ「印度文化」に関する研究は立ち後れており、進展させなければならないという認識が示されている。また、「印度文化」とはいつでも、仏教だけではなく、幅広く「印度の民族」に関する文化を取り上げるべきであると主張されている。

刊行の経緯や協会内でのインド研究に関する今後の活動予定については、以下のように述べられている⁽⁶²⁾。

大東亜学術協会に於て、従来印度の文化を研究して来た方々の御集りを乞ひ、Garratt編の「印度の遺産」Legacy of India, 1937を中心として夫々専門の方面について、紹介批評を願ふことにしたのは、一昨年十二月以降のことである。〔中略〕回を重ねるにつれ、此の書に基づいて一書を公刊し、廣く印度文化一般の理解に資せんとする議が起った。そして最初のものとして、印度の社会、仏教、イスラーム、美術、自然科学の五項目について、夫々の専門家を煩はすことゝなった。「印度の遺産」購読の副産物とは言へ、内容的には原書を批判し、各自の見解を附加したもので

ある。更にまた、此の書に依ることなく各自の研究に基づいて書下したのものもある。従来印度紹介とは根本的に異なったものであり充分自讃してよい内容を持つてゐるものと思ふ。〔中略〕此の書の執筆者の外に、印度研究の専門家を加へ、大東亜学術協会の中に印度研究会が設けられ今後更に、専門的な学術発表や普及書の刊行を企画してゐる。

協会に関係していた学者たちが『印度の遺産』という書の批評会を始めたことが出版の起源であった。また、印度研究会という組織については、「一昨年十二月」は41年12月となり、協会はまだ設立されていないのであるが、その頃からすでに東方文化研究所内などに存在していたのであろうか。一方、会誌には、少なくとも42年以来、協会内で「印度研究会部門」が活動してきたことが書かれている⁽⁶³⁾。よって、協会の設立時、もしくは設立から比較的早い段階で、印度研究会が協会内に存在していたことが分かる。さらに、44年に入ると、「諸種の研究所と並んで、専門の『印度研究所』が一つ位つくられても決して時期尚早ではない」⁽⁶⁴⁾との意気込みが表明される。さらに、研究会が中心となった学術発表や普及書の刊行も想定されていた。

4 その他の活動

『ひのもと』1943年6月号には、3ヶ月以内の会の活動が報告されている⁽⁶⁵⁾。以下、この記事参考に、これまでに取り上げた活動内容以外のものを簡単に紹介する。①月例談話会。第4回（同年2月13日）は、梅原末治（京都帝大文学部教授）が「仏印の考古学界と考古学的事業」、第5回（5月1日）は、木村康一（京都帝大医学部助教授）が「南方の有用植物」、第6回は、肥後和男（東京文理科大学教授）が「東亜世界の歴史構造」とした講演を行ったことが確認できる。例会に関しては、その案内や実施報告が断続的に会誌に掲載

されている。②映画鑑賞会。このイベントは協会の当初の活動予定には挙げられていなかった。5月8日に、中華電影公司上海撮影所関係者の「好意」で行われた。『長江の蚕糸』と『保甲』という映画を鑑賞したという。「今後機会あるごとに催されるであらう」とあるので、日常的な活動ではなかったのであろう。

おわりに

本稿の成果を2点まとめておきたい。

第1に、協会の設立経緯と組織的特質についてである。1941年12月以降、日米戦争が始まり、文教政策の理念とその対象が「東亜」から「大東亜」へと拡大した。こうした変化を受け、大学や学術団体は時局への協力に邁進していく。協会は、京都帝大内外における南方への関心や大東亜新文化建設の機運の高まりを背景に設立された。協会は、大東亜という新たな概念を学問的に追究するとともに、大東亜に関する知識を普及し、「大東亜学術団体」化を図るという大別して3つの目的を掲げたのである。

また、役員構成にも見られるように、東方文化研究所が協会運営の中心を担ったことは間違いない。ただし、組織運営と会誌の編集において、村田ら理科系の教員や岩井ら外部理事の活動も重要な役割を果たしていたのである。

第2に、大東亜学術協会の活動の特質についてである。協会の主な活動は、会誌の発行、講座・例会の開催であった。会誌への寄稿に関しては、協会運営と同じく、東方文化研究所員の存在が目立つ。しかし、『ひのもと』から『学藝』へと改称される頃から、協会の目標であった分野横断的な学術団体化が進み、京都帝大を中心とする理科系の大学教員や文化人の寄稿が増加していった。また、講座や例会で比較的分かりやすい講演テーマを掲げ、一般社会とのつながりの強化を目指すとともに、啓蒙活動も積極的に行われていた。よっ

て、協会は学界と一般社会との接近に一定の成果を挙げたことを主張するに至るのである⁽⁶⁶⁾。会誌の執筆者が東方文化研究所員から京都帝大や関西の私大の教員、文化人へと拡大していくなかで、大東亜新文化の建設の学術的側面を担いつつ、一般社会への啓蒙を行うというのが協会活動の両輪であったといえよう。ただし、こうした協会の活動には、京都や大阪の財界人、大阪毎日新聞を始めとしたメディアの協力が不可欠であったことも付け加えておきたい。

最後に、見通しを2点述べておく。

第1に、協会の戦後への連続性についてである。戦後、協会は東方学術協会と名前を変える⁽⁶⁷⁾。同時に会誌では、「本誌は御覧の通り純学術雑誌ではなく、専門の人にのみ読まれるような堅苦しいものではない。誌名の示す如く、学藝関係者の論説、研究を内容を下すことなく、平易に興味深く表現してある読物で埋められている」（須藤賢）と説明された⁽⁶⁸⁾。つまり、東方学術協会は、協会の目的を引き継ぎ「東方」に関する学術成果の一般社会への啓蒙活動を行っていくことが宣言されているのである。大東亜新文化という追究すべきテーマの喪失を埋め合わせるかのようにクローズアップされることになった東方学術協会の重要な活動目標であったといえよう⁽⁶⁹⁾。

第2に、京都帝大文学部内に設けられた史学研究会や同会が編集・発行する『史林』との関係についてである。『学藝』と『史林』の執筆者には同じ名前が多く見られる。『学藝』の最終号（1948年9・10月）には、「史林も漸く軌道に乗り、十月には改巻第一号が出る予定です。〔中略〕うんとスケールが大きくなって東洋史、西洋史、国史、考古学、地理学を包括したものです」⁽⁷⁰⁾と、48年10月から新装で刊行される『史林』の宣伝ともいべき記述がある。確かに、『史林』は、1947年12月号から48年10月号までの間、新号が発行されていない。また、「戦時中、経営面、その他

の困難な諸事情から、本研究会〔史学研究会〕の活動も、やや低調となった⁽⁷¹⁾という。戦時・戦後も継続的に発行されていた『学藝』⁽⁷²⁾と『史林』との関係も興味深いところではあるが、今後の課題とせざるを得ない。

〔註〕

- (1) 菊地暁「民俗学者・水野清——あるいは、「新しい歴史学」としての民俗学と考古学」（坂野徹編著『帝国を調べる』勁草書房、2016年）。
- (2) 前掲菊地論文。
- (3) 樽見博「大東亜学術協会の雑誌「学海」—学徒動員と学問の間で苦悩する教師の内面—」（『日本古書通信』82-7、2017年）。さらに、樽見は「『学海』は文化総合誌といっても、他の商業的なものとは違う。同人誌的で全体として高尚な雑誌であり、〔中略〕戦時体制の中での知識人たちの苦渋も垣間見られる」と述べている。
- (4) 協会の『ひのもと』が5巻11号から刊行されている理由について、菊池暁は、「この時期、出版統制により新雑誌の創刊が許可されず、休刊中の「ひのもと社」から雑誌の権利を譲り受ける形になったため」と指摘している（前掲菊池論文）。
- (5) 『ひのもと』1943年6月号、41頁。
- (6) 河西晃祐『帝国日本の拡張と崩壊—「大東亜共栄圏」への歴史的展開—』（法政大学出版局、2012年）133頁。
- (7) 藤井祐介「統治の秘法—文化建設とは何か？—」（池田浩士編『大東亜共栄圏の文化建設』人文書院、2007年）。藤井は、大東亜新文化建設の矛盾として、①東亜文化建設との間に生じた矛盾、②大東亜共栄圏内部に生じた矛盾を指摘した。①については、「東亜文化建設は「日満支」三地域における民族の共存共栄を理想としたが、大東亜文化建設では皇民化に重点が置かれ、各民族の生活様式をも強制的に改変しようとした」こと、②については、大東亜新文化建設の理念がフランス領インドシナやタイなど大東亜共栄圏内部に浸透しなかったことを挙げた。
- (8) 同上。
- (9) 廣重徹『科学の社会史』（中央公論社、1973年）200頁。
- (10) 『ひのもと』1942年12月号、33頁。
- (11) 京都大学百年史編集委員会編『京都大学百年史 総説編』（財団法人京都大学後援会、1998年）424～425頁及び442～443頁。
- (12) 『京都帝国大学新聞』1942年9月20日付。
- (13) 京都大学大学文書館所蔵「羽田亨日記」1942年2月27日条。
- (14) 同上1942年3月11日条。
- (15) 『京都新聞』1942年6月9日付。また、翌43年6月7日に、総会が開催されていることも確認できる（前掲「羽田亨日記」1943年6月7日条）。ちなみに、『大阪毎日新聞』1942年6月7日付には、協会創立の案内が掲載されている。
- (16) 現在、京都大学工学部・大学院工学研究科吉田建築系図書室に所蔵されている『ひのもと』、『学藝』、『学海』の一部の表紙に「村田様」との書き込みがある。これらの雑誌は村田治郎の蔵書であった可能性が高い。
- (17) 外山軍治「水野さんと私」（貝塚茂樹・日比野丈夫編『水野清一博士追憶集』京都大学人文科学研究所内「水野清一博士追憶集」刊行会、1973年、112頁）。
- (18) 廣重徹は、当時の南方科学について、敵国である欧米諸国への劣等感が存在していたと述べている（前掲廣重書203頁）。
- (19) 『学藝』1943年6月号、41頁。
- (20) 「大東亜学術協会発足」（『大阪毎日新聞』1942年6月8日付）。
- (21) 前掲貝塚茂樹・日比野丈夫編著112頁。
- (22) 「先学を語る（第二回）—羽田亨博士—」（財団法人東方学会編『東方学回想Ⅳ 先学を語る（3）』刀水書房、2000年、145頁）。水野清一思想や活動については、前掲菊池論文を参照されたい。
- (23) 『ひのもと』1943年1月号、35頁。
- (24) 有馬学『帝国の昭和』（講談社、2002年）288頁。
- (25) この点、近代日本における南方起源説の展開を

考察し、「一九三〇年代までは、南方起源説は学説・言説を問わず、文字どおり南方から日本への民族的・文化的要素の流入を前提とするものだったが、「大東亜共栄圏」の成立後には、日本から南方への文化要素の伝播という現象が「歴史的事実」として語られはじめていく」という河西の指摘は興味深い（前掲河西書245頁。特に第9章を参照されたい）。

- (26) 『朝日新聞』[東京版] 1942年7月7日付。
- (27) 京都大学大学文書館所蔵「文部省往復書類 昭和17年」(識別番号01A00403)。
- (28) 「大東亜教育・学術・技術連絡協議会設置ニ関スル件」(国立公文書館所蔵「公文類聚」第66編・昭和17年・第21巻・官職17・官制17(文部省5)、A14100990500)。
- (29) 『朝日新聞』[東京版] (1942年7月30日付)。
- (30) 前掲貝塚茂樹・日比野丈夫編著112頁。
- (31) 末永雅雄『日本考古学への道—学徒が越えた—』(雄山閣、1986年) 763頁。
- (32) 前掲貝塚茂樹・日比野丈夫編著112頁。
- (33) 前掲菊地論文。
- (34) 『学藝』1947年7月号、49頁。
- (35) 『学藝』1943年7月号、41頁。
- (36) 『学藝』1947年7月号、49頁。
- (37) 同上。
- (38) 『学海』1944年6月号、65頁。
- (39) 特別行為税は、消費の抑制と購買力の吸収を目的に1943年に創設された。
- (40) ちなみに、当初は郵税2銭であったが、送料1銭へと変更される。
- (41) 『学藝』1943年7月号、41頁。
- (42) 『学藝』1943年7月号、49頁。
- (43) 『学藝』1943年12月号、49頁。
- (44) 『学海』1945年6月号。
- (45) 前掲末永書763～764頁。考古学談話会には、羽田亨、足立文太郎、新村猛、福山敏男、岡島誠太郎、三宅宗悦、島田貞彦、鈴木成高、肥後和男、喜田貞吉、浜田耕作、水野清一、末永雅雄、小川五郎、小牧実繁、森鹿三、長廣敏雄らが参加しており、民俗学談話会は肥後和男、山根徳太郎、水野清一、岡島誠太郎、末永雅雄によって結成されたという(同上)。
- (46) 前掲菊地論文。
- (47) 彼らの多くが松尾芭蕉の句をめぐる座談会に参加している。その内容は「芭蕉研究」として誌面に反映された。
- (48) 『学藝』1943年7月号、41頁。
- (49) 『学藝』1944年9月号、65頁。
- (50) 『学藝』1947年7月号、49頁。さらに、『学藝』1944年4月号に、「『学藝』が雑誌として担ふ責務にも重いものがある。存続の指令を受けて、右の感想は殊に強い」(同65頁)とあるが、詳細は不明である。
- (51) 『学藝』1943年8月号。
- (52) 『毎日新聞』[大阪版] 1943年8月2日付。
- (53) 『毎日新聞』[大阪版] 1943年10月31日付。
- (54) 前掲貝塚茂樹・日比野丈夫編著113頁。ちなみに外山は、こうしたなかで構築された協会と大阪財界との関係が、後年に水野らが中心となって行われた雲岡刊行事業にも大きく役立ったとも指摘している。
- (55) 『学海』1944年8月号、63頁。
- (56) 『ひのもと』1943年3月号の裏表紙。
- (57) 後に、青木は『鐘の話』[教養文庫151](弘文堂書房、1948年)を刊行しているが、梵鐘に関する専門書の刊行は確認できない。
- (58) 『蒙疆に於ける最近の考古学的発見』(大和書院、1943年) 1～2頁。
- (59) 佐保田鶴治『印度の社会に就て』(秋田屋、1944年) 1頁。
- (60) 前掲佐保田書2頁。
- (61) 大東亜学術協会編『印度の文化』(生活社、1943年) 287頁。
- (62) 前掲大東亜学術協会編書287～289頁。本書の原稿は42年9月に出版社に提出されたようだが、刊行は遅延していた。協会は6月に設立されたばかりであり、協会の編集であるが、大東亜学術叢誌に加えられることはなかった。協会の活動というよりも、すでに存在していた印度研究会の成果として捉えられたためであろう。

- (63) 『学藝』1943年9月号、41頁。『ひのもと』1943年6月号には、協会内に「印度研究懇話会」結成されたことが報告されている（同号41頁）。また、『学藝』1944年4月号では、「印度文化の研究」が特集された。
- (64) 『学藝』1944年4月号、65頁。
- (65) 『学藝』1943年6月号、40頁。第1回から第3回までの月例談話会に関する報告は誌面上で確認することができない。
- (66) 大東亜学術協会「国民の品位」（『学藝』1944年2月号）。
- (67) ちなみに、1947年6月24日に設立された東方学術協会（現在の東方学会の前身）とは別組織である。羽田亨は、この東方学術協会の会長兼京都支部長となる。東方学術協会の設立経緯について、羽田亨は、「この会〔東方学会〕のはじめの名前は東方学術協会。ところが、同じ名前の会が新村出先生を会長にして京都にあった。その実務をやっていたのは水野清一君です。先生は、そっちのほうの名前を変えさせればいい」（前掲財団法人東方学会編145頁）と述べていたという。
- (68) 『学海』1945年6月号、65頁。
- (69) 東方学術協会の戦後の活動や戦前・戦後の会誌の内容については、今後の課題である。
- (70) 『学藝』1948年9・10月号、49頁。
- (71) 『史林』32、1948年10月。戦後すぐに『史林』の刊行状況が厳しい状況に陥ったことについては、『史林』100-6（2017年）に掲載されている礪波護「『史林』と京大東洋史学」、紀平英作「ニューヒストリー（New History）の百年」を参照されたい。
- (72) 45・46年における『学藝』の刊行について、田坂憲二は、「雑誌を継続しようとする意志」の強さや「京都大学系統の知識人たちの熱い思い」を見出している（同「書物を紡ぐ人々—吉井勇『流離抄』を中心に—」『文学・語学』217、2016年）。

注：史料調査にあたっては、一般財団法人新村出記念財団重山文庫の新村恭氏にたいへんお世話になりました。記して感謝申し上げます。

京都帝国大学の創立をめぐって —井上構想の放棄と関連して—

西山 伸†

はじめに

京都帝国大学は、1897（明治30）年6月22日公布の勅令第209号によって、東京に置かれていた帝国大学に次ぐ第二の大学として設置された。勅令第209号の条文は次のとおりである。

第一条 京都ニ帝国大学ヲ置キ京都帝国大学ト称ス

第二条 京都帝国大学ノ分科大学ハ帝国大学令第九条ニ依ラス法科大学医科大学文科大学及理工科大学トス

第三条 京都帝国大学ノ分科大学及分科大学中ノ各学科開設ノ期日ハ文部大臣之ヲ定ム

京都帝国大学の設置は、単に一つであった帝国大学が二つに増えた、ということを表しているのではなく、日本の高等教育制度の中で、帝国大学がその地位を確固たるものにした、という意味ももっていた。というのは本論で述べるように、京大設置までは、様々な主体によって語られていた教育改革論において、帝国大学を進学体系からはずして純粋な研究機関として位置づけ、帝国大学とは異なった実業的な教育を行う大学を全国にいくつか設置するという案が繰り返し登場しており、そしてそのような構想は案のレベルに止まらず、文部省によって実際に推し進められようとしたこともあったからである。1894年の、第三高等学校から第三高等学校への改編は、まさにそうした

方向を目指したものであり、もし事態が当時の井上毅文相の意図通りに進んでいたら京都に設置された大学は現実と異なる姿となっていたであろう。しかし、日清戦争後に井上の高等教育政策が放棄され、京都に新たな帝国大学が設置されるとともに、そうした案は次第に現実的ではなくなり、大きく言えば現在まで続く大学を頂点とした進学体系が定着していくことになったのである。

本論は、こうした観点を踏まえ、京大設置に至る経緯を、当時の教育改革論や地元京都の動向、さらに日清戦争後に一気に具体化していく流れを追いながら明らかにすることを課題とする。

以上のような、日清戦争前後の高等教育政策は、これまであまり研究の対象となっていない。井上毅の高等教育政策については、かつて寺崎昌男が井上の個人資料である『梧陰文庫』資料を駆使して分析しており¹⁾、本論も多くを拠っている。また、京都大学では1997年から2001年にかけて『京都大学百年史』全7巻を刊行している。本論では、こうした成果を取り入れつつ、前記の課題について考察することとする。

1 帝国大学・高等中学校の発足

1886（明治19）年、第一次伊藤博文内閣の森有礼文部大臣のもと、学校令と言われる一連の法令が公布された。帝国大学令（3月2日公布）・

† 京都大学大学文書館教授

師範学校令・小学校令・中学校令（いずれも4月10日公布）がそれで、これにより維新後改編を繰り返してきた学校体系の基本がようやく整備されることとなった。そして、その中で帝国大学は、尋常小学校・高等小学校・尋常中学校・高等中学校と続く進学体系の頂点に位置づけられた。

帝国大学令（全14条）の第一条から第四条までに、帝国大学の基本的性格が示されている。条文は次のとおりである。

第一条 帝国大学ハ国家ノ須要ニ応スル學術技芸ヲ教授シ及其蘊奥ヲ攷究スルヲ以テ目的トス

第二条 帝国大学ハ大学院及分科大学ヲ以テ構成ス大学院ハ學術技芸ノ蘊奥ヲ攷究シ分科大学ハ學術技芸ノ理論及応用ヲ教授スル所トス

第三条 分科大学ノ学科ヲ卒ヘ定規ノ試験ヲ経タル者ニハ卒業証書ヲ授与ス

第四条 分科大学ノ卒業生若クハ之ト同等ノ学力ヲ有スル者ニシテ大学院ニ入り學術技芸ノ蘊奥ヲ攷究シ定規ノ試験ヲ経タル者ニハ学位ヲ授与ス

まず、帝国大学が扱う學術技芸は、国家にとって必要なことでなければならぬと定められた。そして、その學術技芸の教育（「教授」）と研究（「攷究」）が帝国大学の目的であり、それらは分科大学と大学院がそれぞれ担うこととされた。さらに、大学院で研究を行い試験を経た者に学位を授与することで、帝国大学と学位制度が密接に結びつくことになった。教育と研究を行うという帝国大学の目的は、従来の高等教育機関にはなかったものであった。

一方、帝国大学への進学課程にある高等中学校は、中学校令によって規定された。その第一条から第四条までは次のとおりである。

第一条 中学校ハ実業ニ就カント欲シ又ハ高等ノ学校ニ入ラント欲スルモノニ須要ナル

教育ヲ為ス所トス

第二条 中学校ヲ分チテ高等尋常ノ二等トス
高等中学校ハ文部大臣ノ管理ニ属ス

第三条 高等中学校ハ法科医科工科文科理科
農業商業等ノ分科ヲ設クルコトヲ得

第四条 高等中学校ハ全国北海道沖縄県ヲ除クヲ五区ニ分
画シ毎区ニ一箇所ヲ設置ス其区域ハ文部大臣ノ定メル所ニ依ル

中学校令公布とともに、東京大学への入学予備教育を行っていた大学予備門が第一高等中学校になり、明治2年設置の舎密局および洋学校以来の伝統をもち大阪にあった大学分校が第三高等中学校へと改編された。さらに、翌1887年には第二高等中学校が仙台に、第四高等中学校が金沢に、第五高等中学校が熊本に新設され、第四条に定めるところの全国五区における官立高等中学校が出揃った。

中学校令では尋常中学校と高等中学校の役割分担が明示されているわけではなかった。また中学校の目的も「実業ニ就カント欲」する者と「高等ノ学校ニ入ラント欲」する者の両方に教育を行う、すなわち専門教育と普通教育の両面を挙げていた。第三条の高等中学校に専門分科を置けるとした条文からも、高等中学校が帝国大学への進学だけを目的とした学校ではないことを示していた。高等中学校に与えられたこうした二種類の性格は、この後問題とされるようになる。

なお、当初大阪に置かれた第三高等中学校は、3年後の1889年に京都に移転した。舎密局以来の大阪城西側の校地は手狭であり、移転することは早くから決められていたが、行き先が京都となったのは、移転に要する経費のうち約10万円を京都府が負担したからである。地方税を直接官立学校に支弁することを認めない地方税規則との整合性に京都府は苦しみ、府議会も紛糾したが当時の北垣国道知事が強引に押し切ったとされる⁽²⁾。

また、京都における校地の選定にあたっては、

1886年12月に森文相自らが現地を視察し、「愛宕郡吉田村の内吉田山神楽岡の西旧尾州藩邸地」に決定した。その理由は「吉田山の辺りは水質純良なるうへ東の方の吉田山を除くの外三方は皆田野」であり、学問するためには環境がよいことであるとされた⁽³⁾。この校地は後述するように京大創立とともに京大に譲られることになる。

2 教育改革論・京大設置論の登場

こうして始まった高等教育制度に対しては、設置されたばかりの帝国議会における民党や議会外の教育関係者から批判が投げかけられるようになる。

例えば、1891年2月20日の第1議会衆議院においては、自由党党员で医学者の長谷川泰が文部省の予算案に対して「私ハ此ノ原案ノ第一高等中学校ヨリ、第五ニ至リマス迄ノ高等中学校ヲ全廢致ス精神デアリマス」「本員ノ精神ハ文部省ハ色々ノ学校ニ手ヲ出サズシテ、帝国ノ高等教育即大学ヲニツ東西両京ニ各大学ヲ一ツ、而シテ東西両京ニ大学予備門ヲ一ツ宛テ設ケルコトガ、此ノ日本ノ学問ノ進歩ヲ増シ、即學術ノ真理ヲ発見シテ、我ガ帝国ノ光ヲ外国ニ輝スニハ、此ノニツヨリ外ハナイ、即此ノ全力ヲ此ノニ大学ニ中学ニ張ル方ガ、寧ロ小店ヲ沢山ニ拵ヘルヨリ、策ノ得タルモノデアリマス」⁽⁴⁾と述べていた。

このように自由党の主張は、第一と第三を除く高等中学校の廃止であったが、これは当時の彼等の民力休養、政費節減というスローガンに沿うものであった。そして、この主張にも全く根拠がないわけではなかった。第一以外の地方の高等中学校では当初なかなか生徒が集まらず、1889年の段階でも第二および第五高等中学校では本来の課程である本科には1人の入学者もいない状態であった。すべての高等中学校が卒業生を送りだすのはようやく1892年のことであって、その前年までの高等中学校卒業生の合計898名のうち91%の

814名が第一高等中学校の卒業生であった⁽⁵⁾。こうした実態を捉えて、自由党が第一と、それに次ぐ規模の第三を除く高等中学校の廃止を唱えたのであった。

一方で、より教育論的観点から改革の必要を唱える議論もあった。その代表ともいえるのは当時東京音楽学校長であった伊沢修二の主張である。伊沢は、1891年8月、自らが創立した国家教育社の第1回大集会において「国家教育ノ形体」という題の演説を行っている⁽⁶⁾。そこで伊沢は、維新後の日本の教育制度が、西洋の学問を取り入れた大学と、「読書算」を教える小学校の双方を起点としており、この両者の格差が非常に大きい、と問題点を指摘している。そして「今日ノ中等教育ハ、何ノ為メニ設ケテアルカト云フ哀レナ位地ニナル。誠ニ悲シム可キ事デアル。何故サウナルカト申スト、上ノ方ニハ、非常ニ高イ大学ガアリ、下ノ方ニハ、マダ幼稚ナ小学ガアル。此上下ノ接ギ合ハセテ、中学ニ持込デ来テ、学校系統ノ不完全ヲ、自ラ証明シテ居ルノダ。斯ル有様デアルカラ、今日少シ許リ中学ノ課程ヲ直シタ位デハ、到底何ノ功モ奏スル事ハ出来マイト思フ」と、初等、高等教育の狭間にある中等教育にそのしわ寄せがきていると述べた。そのため「兎モ角モ十分ナ高等教育ヲ受ケテ、十分ナ人物ニナリ、博士ノ学位ヲ得ヤウト云フノニハ、修業年限中一年モ損ガナク、一科ヲ欠ク事モナクシテ、身体モ健全、金モ続キ、才学モ上達シ、万事完備シテ居テモ、三十歳マデハ掛リマス」と、「早熟ノ人種」である日本人にとって大学卒業までに時間がかかるのは大きな問題である、という。

そこで伊沢は高等教育に関しては、高等中学校を廃止するとともに、「今日日本ニ行ハレ居ル大学ノ程度ハ、一言以テ之ヲ評スレバ、高キニ過ギルト云ウテ差支ナカラウト思フ」と、大学の程度を低くして実用的な人物の養成を図り、官立および私立の大学を増やすことを提唱した。その上で、

研究者養成については大学院で行えば十分であると述べたのである。

帝国大学が求める学力水準が国民の実態から乖離しているにも関わらず、大学進学希望者が少なくないため、中等教育が実用的でなくなり硬直してしまっている、という伊沢の指摘は、当時の日本の教育制度の本質的な問題点を突いたものであった。

以上のように、当時の教育改革論の中心は高等中学校の廃止であったが、それとともに第二の帝国大学設置の要求も表面化していた。前述の長谷川泰の発言中にも「東西両京ニ各大学ヲ一ツ」という文言があったが、その長谷川は翌1892年の12月24日、鈴木萬次郎とともに第4議会衆議院に「関西ニ帝国大学ヲ新設スル建議案」を提出し、これまでより具体的に関西に大学を設置するよう求めた⁽⁷⁾。そこで長谷川は、現在の帝国大学は「他ニ競争者ナキカ為メ」教員の学術研究も進まず学生の学力も低下してしまっている、「故ニ東京帝国大学ノ外更ニ関西ニ一ノ大学を設立スルハ教育上最須要ナルコト、信スルナリ」と述べている。すなわち、既設の帝国大学の競争者として第二の大学が必要であり、お互い切磋琢磨して研究・教育を進めるべきであると主張したのであった。その一方で、設置・維持のための経費については「彼ノ不必修ナル三四ノ官立学校ヲ廢シ其金額ヲ以テ之ニ充レハ其維持費ニ於ケル定額ノ如キハ綽々トシテ余裕アリ」と述べており、京都帝国大学設置論が、前年来の自由党の主張通り第一・第三以外の高等中学校の廃止とセットになっていることが分かる⁽⁸⁾。

こうした自由党の議論とは別に、当時帝国博物館（現在の東京国立博物館）総長であった九鬼隆一は、1891年8月に「京都大学条例」と題した私案を作成している⁽⁹⁾。これは、全43条からなり、天皇の保護の下、大学に独立した法人としての権利をもたせ、学外者も含めた管理機関として商議

会を設定するなど、「京都大学」の基本的構成について定めたものである⁽¹⁰⁾が、公表されたかどうかは不明である。九鬼は、1892年10月15日に開会した関西地方教育者大集会においても「京都大学設立考按」を公表し、「今日新に大学を京都に設置し以て東京に対峙せしめ而して関東関西互に相磨励せしむるときは智識競進學術普及の法挙るのみならず文教風俗の上に在ても大いに裨補する所あらんとす」⁽¹¹⁾と、東西両大学の競争の必要性という観点から、京都大学の設置を求めている。

このほか、少し後になるが京都府議会議員だった上野弥一郎が1894年4月8日に「京都大学校設立ノ企望ヲ本会ヨリ文部大臣へ建議スルノ説明」を作成している⁽¹²⁾。こうした九鬼や地元京都での大学設置要求の動きを自由党は取り入れて、議会での審議を要求したのであろう。

その一方で、政府側にも第二の帝国大学設置への動きがなかったわけではない。1893年3月14日、帝国大学教授でのち総長を務めた外山正一は井上毅文相宛に「大学新設得失に関する意見」を提出している⁽¹³⁾が、そこでは「小生は先年芳川文部大臣まで一の意見書を差出し其の中に左の如く述べたることありき」と述べ、競争者の必要性和中央集権の弊害除去のため「帝国大学の外に更に尚ほ一個の大学を設立すること必要ならん」と第二の帝国大学設置を求めている。芳川顯正の文部大臣在任は1890年5月17日から翌年5月31日までだから、自由党の主張と同時期に政府側も検討を行っていたことになる。もっとも、外山は「今の帝国大学の経費を節減し若くは現存文部直轄学校中の何れかを廃して新大学を設立せんとするが如き考案には大反対の者なり」と述べており、この点は自由党と異なっていた。

3 文部省の動き（1）—井上文相の構想—

1893年3月7日、大日本帝国憲法の起草に関わり法制官僚として知られた井上毅が第二次伊藤博

文内閣の文部大臣に就任した。井上は、文相に就任すると、まず帝国大学令を改正して、講座制を導入したり、各分科大学の教授会を制度化するなどの改革を実行した。

次いで井上は、高等中学校制度の改革に乗り出した。早くも就任2カ月あまり後の5月25日には伊東巳代治内閣書記官長宛の手紙の中で「維新後今日迄施行シ来レル経験ニ而、現在の教育法ハ稍迂遠に近く、人民の程度ト国家の須要ニ適セサル事ヲ證明セリ」と述べた上で、「大学中小学ニ亘りて、其の学制を変更セサルヲ得ズ、略言すれハ学年ヲ短縮シ、廿三四歳ニシテ大学ヲ卒業スルノ軌轍ヲ取ラザルヲ得ズ」⁽¹⁴⁾と、前述の伊沢の教育改革論と同趣旨の大学卒業までの学年短縮論を主張している。

井上の改革案は同年10月頃には具体的な構想になっていたと考えられる。残された史料のなかにある「甲 高等中学改正案」がそれで⁽¹⁵⁾、そこで井上は、日本の学制は帝国大学と小学校が先行して、中学は発達を欠いていたと問題点を指摘した上で、その結果現在の高等中学校は大学の予備門としての機能が最優先され「修業年限ヲ過長ナラシムルコト」「教科ノ繁多ニ失スルコト」「学芸理論ノ応用ニ乏シキコト」という弊害が生じている、そこで年限を短縮し、進学のための高等普通教育ではなく専門教育を行う場として再編成する必要があると主張したのである。さらに、「現在ノ五高等中学校ヲ専門学校トスルノ改正ハ後日ニ至リ此ノ専門学校ニシテ其ノ目的ヲ達シ設備教科俱ニ完全ヲ得ルニ至ラハ即チ地方大学タルノ実ヲ顕ハスヘク」と、高等中学校から改編された「専門学校」をいずれ「地方大学」とすることを想定していたのである。そして、これに合わせて現在の帝国大学も、研究を行う大学院を分離拡張して「偏ニ学理的専門教育ノ府トシ世界各国ト學術ノ光ヲ争フニ足ルノ度ニ達セシメ」ようと構想した。

つまり井上は、高等中学校が有していた専門教

育と普通教育という二種類の性格のうち、前者に一本化し、将来的にはこれを最高の教育機関とする、同時に帝国大学は研究中心の機関に再編して進学課程からはずすことを考えていたのであった。これは、前述の伊沢修二の議論に非常に近い構想であるといえる。

井上は、こうした構想を実現するための法令制定を目指していたが、それは翌年6月25日になってようやく公布された。高等学校令である。その第一条から第四条は次のとおりである。

第一条 第一高等中学校、第二高等中学校、第三高等中学校、第四高等中学校及第五高等中学校ヲ高等学校ト改称ス

第二条 高等学校ハ専門学科ヲ教授スル所トス但シ帝国大学ニ入学スル者ノ為メ予科ヲ設クルコトヲ得

第三条 高等学校ハ其附属トシテ低度ナル特別学科ヲ設クルコトヲ得

第四条 高等学校ニ於テ設クル所ノ学科及講座ノ数ハ文部大臣之ヲ定ム

しかし、公布された高等学校令には、当初の井上の構想とは異なる点があった。それは第二条で高等学校の目的として「専門学科ヲ教授スル所トス」としながらも、立法過程における内閣内部の反対で帝国大学入学者のための予科を設けることも認められた点であった。これは、井上の立場からすると、最も本質的なところで妥協を余儀なくされたことを意味していた。

とはいえ、新たに発足した高等学校は、それまでの高等中学校制度からの大きな改編であった。そして井上が、そのいわばモデルケースとして選んだのは京都の第三高等学校であった。

7月12日公布の文部省令第15号によって、第三高等学校には法・医・工の三学部が、第一、第二、第四、第五高等学校には医学部と大学予科が置かれることになった⁽¹⁶⁾。つまり、井上構想はとりあえず第三高等学校に限定して始まったのであった。

井上にしてみれば、すべての高等学校を専門教育中心にすることには抵抗が予想され、第一高等学校は帝国大学への予備教育機能が定着している現状を考えると、第一に次いで安定していた第三高等学校でまず試行し、将来的には他の高等学校にも同様の改編を行おうとしていたのではないかと推測される。

そして、この改編に伴い、第三高等中学校本科・予科に在学していた生徒は第三高等学校に行き場所がなくなったため、他の高等学校に分かれていくことになった。高等学校令公布に先立つ5月11日、高等中学校長会議において第三高等中学校生徒をどのように各学校に分配するかが決定された⁽¹⁷⁾。7月7日には各高等学校へ去っていく292名の生徒を送る分袂式が行われている。

唯一井上構想のとおり改編された第三高等学校からすると、複雑な感情があったのではなかろうか。他の高等学校とは異なり、井上構想の具体化のいわば嫡子として認められたという思いの反面、将来的に「大学」になる可能性があるとはいえ、その大学は東京に現存する帝国大学とは異なるものであり、それは従来設置を要求していた「京都大学」とは隔たりがあった。だから、第三高等学校の折田彦市校長は「今回の改革は実に関西大学の一階梯と為り多年京都人士が熱望せる大学の設置に一步を近づけたるものと云ふべし」と改編を評価しつつ

九月より設置する此専門学校は一方より見れば其程度低きが如く思ふ人もあるけれども其実決して然らず已に中等教育を修了したる学力ある人が進んで専門学科を修むるの処にして唯だ帝国大学に於ける外国語の如き修学に多くの年月を要するものを省き応用学科を主としたるのみにて決して程度の低きにあらず⁽¹⁸⁾と、新しい第三高等学校の「程度低き」を心配する向きを否定しなければならなかったのである。

いずれにしる、井上構想がこのまま進めば京都

に設置されるかもしれなかった「大学」は、現実に置かれたものとはかなり異なった姿になっていたはずである。しかし、この後井上の病気による文相辞任（8月29日、翌1895年3月17日死去）、日清戦争終結（1895年4月17日講和条約調印）を経て、第二の大学設置をめぐる動きは大きく転回することになる。

4 文部省の動き（2）一日清戦争後一

日清戦争が終結してから第二の帝国大学設置の動きはにわかに活発になった。戦争中に就任していた西園寺公望文相のもと、文部次官牧野伸顕・文部省専門学務局長木下広次・文部省会計課長永井久一郎・第三高等学校長折田彦市の4名が創立委員に任命され⁽¹⁹⁾、創立計画案作成ののち、1895年12月には帝国議会で設置が提案されるという慌ただしさであった。

現在、京大の創立計画案は何種類か残されている⁽²⁰⁾。そのうち、最も早く作成されたと推測される「京都大学創設計画案」⁽²¹⁾には、記された当初案に手書きで修正が書き込まれている項目がある。当初案と修正案は次のとおり。

[当初案]

一第三高等学校ヲ更メテ京都帝国大学トナス
一京都帝国大学ハ法科大学医科大学工科大学
文科大学理科大学及予備科ヲ以テ構成スル
モノトシ漸次ニ分科大学ヲ設置シ其完成ヲ
期ス但医科大学ハ岡山ニ置ク

[修正案]

一京都ニ帝国大学ヲ置キ第三高等学校ノ土地
建物ヲ以テ之ニ充ツ
一京都帝国大学ハ法科大学医科大学理工科大
学文科大学及大学院ヲ以テ構成シ漸次ニ之
ヲ設置スルモノトス

この二項目には、相当な修正が施されている。それは、①京大は第三高等学校を改編して創るとされていたのが、第三高等学校とは全く別個に創ら

れることになり土地建物のみを譲り渡されることとなった、②法医工文理の5分科大学が置かれるとされていたのが、理と工が一緒になり、4分科大学となった、③京大進学のための予備教育を行うと考えられる予備科が置かれるとされていたのがなくなり、代わりに大学院が置かれることになった、④医科大学は岡山に設置するとされていたのがなくなった、の4点である。結果的に、京大がこの修正案のとおり設置されたことを考えると、これは注目すべき修正であった。

本論に関連して重要なのは①であり、京大が第三高等学校を改編することによって設置されるという案はかなり現実味を以て議論されていたようである⁽²²⁾。④も、前述のように第三高等学校の医学部が岡山にあったことを前提としているし、そもそも京大の創立委員に折田彦市が入っていることもそのためだったかもしれない。この三高改編案が前項で述べた井上構想の直接の延長線上にあったかどうかは判断が難しい。註(22)で引用しているように新設の京大は「東京ノ帝国大学ト対立セシメ」とあるので、井上の言うところの「地方大学」ではなかったと考える方が妥当であろうが、一方では4名の創立委員について「此ノ委員ハ尚ホ井上案ノ維持者ト世間ヨリ認メラル、モ敢テ不思議ハアラサルナリ」⁽²³⁾という評価もあった。いずれにしろ、③も考え合わせると当初案に想定されていた京大は東京の帝国大学よりも小規模で、どちらかと言えば研究よりも教育を重視したものであったことは間違いないであろう。

それが、修正案によって京大の位置づけは東京の帝国大学と同等であることが明確になり、名実ともに第二の帝国大学が設置される方向性が定まったと言ってよい。ただし、格は同じだが、土地建物を新たに設けるのではなく、理工工科は理工科に一本化されるなど、できるだけ経費を抑えて設置しようとしたことも見て取れる。

この修正が行われたのはいつか。この資料の表

紙に「廿六日木曜午前九時開会」「月曜日三十日」という書き込みがある。1895年でこの日付と曜日が合致するのは9月と12月しかない。前述のように議会に設置が提案されたのが12月であるから、これは9月と考えて間違いのないであろう。修正案の作成もその前後だったのではあるまいか。同資料中の予備科予算案に「九月三十日廃案」との書き込みがあるのもその推測を裏づける。

京大新設に伴って、第三高等学校には医学部と大学予科が設置されることが決まる⁽²⁴⁾。高等学校令公布とともに廃止された大学予科の復活と、法学部・工学部の廃止の方向がこれで確定する。つまり、他の高等学校と同様の構成になったわけであり、ここにおいて井上構想は完全に放棄されたことになる。そして、第三高等学校は、京大創立とともに土地建物を京大に譲り、東一条通を挟んだ南隣に移転する。以後、三高の廃校まで京大・三高は隣接した地にそれぞれのキャンパスを構え、1949(昭和24)年の新制大学発足後は三高の校地は京大の敷地となるのである。

ところで、なぜ井上構想はかくも簡単に放棄されたのであろうか。いくつかの資料が語る京大設置の第一の理由は、高等学校大学予科卒業生の増加により、一大学では学生を収容しきれなくなったことである⁽²⁵⁾。また、日清戦争後の産業発展が高等教育を受けた人材を要求した側面もあったであろう。京大で最初に設置された分科大学が理工科大学であることもそのためと考えられる。加えて、日清戦争で清国からの賠償金を得ることが決まり、かねてよりの課題であった財源にある程度の見通しがつくと考えられたことも大きかったであろう(もっとも、賠償金は教育関係では小学校の充実に使われており、直接京大の創立に使われたわけではない)。さらに言えば、井上構想に対して周囲がどれだけ好意的であったかそもそも疑わしい。前述のように公布された高等学校令自体が井上構想から後退したものであったし、折田三高校長の

発言に見られるような地元の反応もすでに指摘したとおりである。改革に指導力を発揮した井上が死去し、戦勝後の産業発展が期待されるなかで、外山が述べていたような当初の帝国大学増設路線に文部省が回帰したのも当然だったかもしれない。

おわりに

京都帝国大学の創立は、冒頭で述べたように単に帝国大学の増加を意味するのではなかった。これまで見たように、帝国大学としての京大の創立は井上構想放棄の必然的結果であり、これによって、「地方大学」は設置されないことになり、帝国大学を研究機関として進学体系からははずすこともなくなった。そして大学予科がすべての高等学校に置かれたことと合わせて、高等学校・帝国大学という敗戦後の教育改革まで続く国家のエリート養成のための進学体系がとりあえず確立したのである⁽²⁶⁾。

【註】

- (1) 寺崎昌男「高等教育」海後宗臣編『井上毅の教育政策』東京大学出版会、1968年。
- (2) 田中智子『近代日本高等教育体制の黎明交錯する地域と国とキリスト教界』思文閣出版、2012年。田中によると、京都府が高等中学校誘致を図ったのは地域開発や教育振興が主目的ではなく、当時の財政難の中で府の中学校や医学校の再編をこれによって行うことができると考えたからであるという。
- (3) 『日出新聞』1887年1月4日付。
- (4) 『官報 第二千二百九十一号附録』1891年2月21日、775頁。
- (5) 東京大学百年史編集委員会編『東京大学百年史』通史1、1984年、982・985頁。
- (6) 信濃教育会『伊沢修二選集』1958年、47-73頁。
- (7) 『官報 号外』、1892年12月25日、518頁。京都大学百年史編集委員会編『京都大学百年史』資料

編2、2000年、91頁。

- (8) 帝国大学の設置場所について、この建議案自体には「関西ニ」と述べられているだけで必ずしも京都と限定しているわけではないが、前年の「東西両京」発言と合わせて、長谷川の意図としては京都に第二の帝国大学設置を求めていたと考えて間違いないと思われる。
- (9) 前掲『京都大学百年史』資料編2、88頁。
- (10) 大学に関するこのような位置づけは、1889年4月1日に外山正一・菊池大麓ら6名の帝国大学教授が作成した「帝国大学独立案私考」に類似している（前掲『東京大学百年史』通史1、828頁）。京大創立の前後、こうした帝大独立論は何度か唱えられており、九鬼の「京都大学条例」もそうした流れの中で作られていた。
- (11) 『日出新聞』1892年10月19日付。
- (12) 前掲『京都大学百年史』資料編2、94頁。
- (13) 外山正一『山存稿』前編下、丸善、1909年、144頁。
- (14) 井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝史料編』第4巻、1966年、296頁。
- (15) 『梧陰文庫』B-2648。寺崎は、この案が同年10月10日付の伊藤博文宛井上書簡のなかで井上が「今日に至り着手履行すへき之必要に迫りたる方案」と述べている「別紙甲案」（伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』第1巻、塙書房、1973年、455頁）であると推測している（寺崎前掲「高等教育」412頁）。
- (16) なお、すでに第三高等中学校時代に法学部と医学部は置かれていたので（医学部は岡山にあった）、このとき新設されたのは工学部であった。
- (17) 『梧陰文庫』B-2661。
- (18) 『日出新聞』1894年6月24日付。
- (19) 「京都大学創立ノ事情」（前掲『京都大学百年史』資料編2、124頁）。これは京大創立準備の過程、人事、通則の独自性などについて詳細に記した史料である。執筆者は明示されていないが、本文中に「明治三十年ノ五月内命ヲ以テ木下専門学務局長京都大学総長ニ不肖ハ理工科大学長ニ中川秘書官ハ京都大学書記官ニ決定セラレ」（125頁）とあ

るので、初代の理工科大学長になった中沢岩太であると推測できる。

(20) 「京都帝国大学創設計画案」『木下広次関係資料』識別番号木下 I -102、「京都帝国大学創立計画ニ関スル諸案」同木下 I -103、「京都帝国大学創設計画案」同 I 木下 -124、『京都帝国大学創立ニ関スル書類』識別番号 MP00106 (以上いずれも京都大学大学文書館所蔵)、「京都帝国大学創立計画ニ関スル諸案」『牧野伸顕文書』223 (国立国会図書館憲政資料室所蔵)。

(21) 註 (20) の木下 I -102。前掲『京都大学百年史』資料編 2、97 頁にも収録。

(22) 正確な日付は不明だが内容から 1895 年のものと考えられる、西園寺から伊藤首相に提出された「清国賠償金ノ一部ヲ東京及京都ノ帝国大学基本金トシテ交付セラレンコトヲ請フノ議」も大学増設を主張しているが、具体的には「京都第三高等学校ヲ拡張シテ京都帝国大学ト為シ法医工文理ノ五分科大学ヲ置クモノトシ漸次各分科大学ノ設備ヲ整へ以テ東京ノ帝国大学ト対立セシメ関西最高教育ノ府ニ充テントス」(前掲『牧野伸顕文書』224、前掲『京都大学百年史』資料編 2、95 頁) となっており、「当初案」と共通するところが多い。

(23) 前掲「京都大学創立ノ事情」124 頁。

(24) 前掲『京都帝国大学創立ニ関スル書類』。

(25) 例えば、前掲「清国賠償金ノ一部ヲ東京及京都ノ帝国大学基本金トシテ交付セラレンコトヲ請フノ議」では、高等中学校より帝国大学への進学者が、1894 年が 341 名、1895 年が 448 名であり、1896 年は 618 名、1897 年には 860 名になると予測した上で「到底一大学ニ於テ之ヲ収容シ得ヘカラス」と述べられていた(前掲『京都大学百年史』資料編 2、95 頁)。

(26) その後も教育改革論は頻りに論壇を賑わすが、帝国大学の進学体系上の位置を改編するような案は後景に退き、逆に帝国大学をさらに増設する必要を説く議論がたびたび登場するようになる。例えば、1900 年 1 月 31 日には貴族院に高等学校及大学校増設に関する建議案が提出されているが、それを報じる教育雑誌は「東海、四国、信越の高等

学校、東北、九州の大学増設は、殆んど一般の輿論なり」と強調している(「帝国議会と教育問題」『教育時論』第 534 号、1900 年 2 月 15 日、14 頁)。

アメリカ州立公文書館における NHPRC 基金の活用

元 ナミ†

1. はじめに
2. アメリカの州政府と州立公文書館の概要
3. 国家歴史出版記録委員会 (NHPRC) の基金 (Grants) 交付
4. 州政府における NHPRC 基金の活用と財源確保の危機
5. 終わりに

1. はじめに

公文書館の世界で公文書と歴史記録の管理・保存のために財源を確保することは重要な仕事である。公文書館を設立する際には通常より多くの予算が要求されるし、安定的な運営をするためにも財源の確保が前提とされる。これまで日本では地方自治の尊重といった観点から地方公共団体における公文書館設立及び運営にかかる経費を地方行政自ら確保することが原則であった。公文書館の設立にかかる経費を国の補助金などから工面するといった事例は近年一部の地域で取り入れられているが⁽¹⁾、古い施設や道路を整備し再利用する目的など、使途が限られた一時的支援であることがほとんどである。一方、国の緊急雇用創出事業で臨時雇用あるいは外注事業の活性化といった時限的交付によって公文書の整理、複製物の制作などが行われたという事例もあるが⁽²⁾、地方公文書館本来の業務を支援するための特別予算措置及び公

的資金投入制度などは整備されていないのが現状である。

日本と同じく、海外においても公文書館事業にかかわる財源確保は公文書館関係者の間で常に悩まされる課題である。ただし、欧米の国々では公文書館やアーカイブズ資料を所蔵する団体・組織などが地域の中で国の歴史記録を保存する事業に応募し、その資金を活用することで公文書館等の事業を充実させる基金制度が整っている。国は基金を交付することで地域の公文書や歴史資料の整理、保存を支援するとともに市民に記録の利用を拡大させることができる。さらに地域を越えて国全体の歴史の証拠になる記録の所在把握と利用状況等の情報収集ができるようになってきている。

本稿では日本における地方公文書館支援のための基金制度の有用性を検討する予備調査として、アメリカの国立公文書館 (National Archives and Records Administration, NARA) 国家歴史出版物記録委員会 (National Historical Publications and Records Commission, NHPRC) により交付される基金制度 (3章から後述) に着目し、州政府を通じて交付される NHPRC 基金体制の仕組みについて調べた。そのうえで NHPRC の基金交付が始まった 1970 年代以降の州立公文書館を中心に、NHPRC 基金が州政府の公文書管理・保存事業に及ぼす影響について分析を試みた。具体的には

† 京都大学大学文書館助教

NARAのホームページで公開されているNHPRC交付実績リストから州政府の公文書管理・保存事業に記録助成基金が交付されたプロジェクトを抽出し、州全体の中でどれくらい活用されたかを数値で表してみた。最後に、2017年以降トランプ政府による公的基金削減危機についても言及する。本稿はアメリカの公文書の管理・保存体制を支援する基金が州政府の記録管理保存体制にどのように影響するかを明らかにし、今後日本における基金制度の検討を促すことが目的である。

2. アメリカの州政府と州立公文書館の概要

2.1 連邦政府と州政府・自治体政府の関係

アメリカ合衆国 (United States of America) は自治権をもつ50州と連邦区 (District of Columbia (Washington D.C.)) からなる連邦共和国である。連邦政府 (Federal government) のみならず州政府 (State government) も独自の憲法、裁判所、軍隊や警察などを持つ。住民の生活や個人の活動を最も関係するのは州や自治体の政府であり、連邦政府と州の間には連邦関係が存在するが、州とその自治体との関係は単一国家的である。州は、勧告、報告、人事統制、検査、補助金、行政管理規則の制定、代理執行といった方法で自治体に対して行政監督を行う⁽³⁾。2018年現在、50州には州立公文書館が設立されている。

2.2 州立公文書館の設置状況

18世紀以前からアメリカ各地において歴史的な資料や公的文書を保存するための収集・保存活動が行われていた⁽⁴⁾。しかし州政府の公文書を保存し、物理的に保護することを第一の責務とする公文書館は20世紀に入ってから創設された⁽⁵⁾。1930年代に国立公文書館 (1934年設立) とアメリカアーキビスト協会 (1936年設立。Society of American Archivists, SAA) が設立されるまで、公文書館を取り巻く様々な課題に取り組んだアメリカ歴史

学会 (American Historical Association, AHA) は1884年に創設され、1895年に歴史資料委員会 (Historical Manuscripts Commission, HMC) を設置し、各地方におけるアメリカの歴史資料調査や課題把握を行った。1899年にはさらに公共アーカイブズ委員会 (Public Archives Commission, PAC) が設置され、PACを中心に各州における歴史資料や保存文書の所蔵状況の調査、所在情報や資料目録の作成、ヨーロッパ諸国における植民地資料の調査、一次資料の所在情報調査報告書の刊行などが行われた。PACはAHAの1900年年次報告でそれまで集まった44地域における全国一次資料所在・状況報告を公開し⁽⁶⁾、1910年までに46地域における現状報告書を収集した。そのうち14州のレポートを紛失したため、完全な全国調査までは届かなかったが、当時の作業は州立公文書館に関する多くの関心を引き出し、州政府において自らの公文書保存のための具体的な方策を講じるような動きかけとなった⁽⁷⁾。

一方、1901年に州政府の記録資料と歴史資料を保存するためアラバマ州立公文書館 (Alabama Department of Archives and History, ADAH) が創設されて以来⁽⁸⁾、全国各州において次々と州立公文書館が設立されるようになった。1920年代までに全州のうち3分の1以上の州に政府記録を保存するための施設が設立された⁽⁹⁾。1930年代に入ってから国立公文書館の設立及び第二次世界大戦期に爆発的に増加した紙記録の処理などの影響を受け全国的に公文書館設立を取り巻く環境が大きく変わり始めた⁽¹⁰⁾。その後、1962年から1963年にかけてのポズナー (Ernst Posner) による全国州立公文書館調査報告⁽¹¹⁾は、各館訪問の際に行われたインタビュー及び各館からのレビューが反映された大変な作業であったが、当時の調査によりアメリカ州政府における公文書館と記録管理体制の全貌が明らかになった。まだ公文書館や記録管理体制が整っていない地域に公文書館が設立され

第1表 全国州立公文書館の設立時期と州政府の記録管理プログラム開始時期

州名	州立公文書館名称	州立公文書館設立年	州記録管理開始年	備考 (AHA, 1909)
アラバマ州	Alabama Department of Archives & History	1901	1955	1901
アラスカ州	Alaska State Archives	1970	1957	
アリゾナ州	State Library, Archives and Public Records	1937	1974	1909
アーカンソー州	Arkansas History Commission	1905	1973	1905, 1909
カリフォルニア州	California State Archives	1850	1949	
コロラド州	Colorado State Archives	1951	1955	
コネチカット州	Connecticut State Archives	1909	1911	1903, 1909
デラウェア州	Delaware Public Archives	1905	1977	1905
フロリダ州	State Archives of Florida	1967	1967	
ジョージア州	Georgia Archives	1918	1971	
ハワイ州	Hawaii State Archives	1905	1957-58	
アイダホ州	Idaho State Archives	1947		
イリノイ州	Illinois State Archives	1922	1957	1903, 1905
インディアナ州	Indiana State Archives	1913	1979	1906
アイオワ州	State Historical Society of Iowa: State Archives and Records Program	1906	1974	1906, 1907
カンザス州	Kansas Historical Society: State Archives	1905	1950年代	1905
ケンタッキー州	Department for Libraries and Archives	1958	1958	
ルイジアナ州	Louisiana State Archives	1956	1956	
メイン州	Maine State Archives	1965	1965	1907
メリーランド州	Maryland State Archives	1935	1953	1904
マサチューセッツ州	Massachusetts Archives Division	1896	1976	1884
ミシガン州	Archives of Michigan	1913	1952	
ミネソタ州	Minnesota State Archives	1947	1947	
ミシシッピ州	Mississippi Department of Archives & History	1902	1981	1902
ミズーリ州	Missouri State Archives	1965	1965	
モンタナ州	Montana Historical Society	1969	1977	
ネブラスカ州	Library/Archives Division of the Nebraska State Historical Society	1963	1969	1905
ネバダ州	Nevada State Library and Archives	1965	1967	
ニューハンプシャー州	New Hampshire Division of Archives and Records Management	1963	1963	
ニュージャージー州	New Jersey State Archives	1945	1953	
ニューメキシコ州	State Records Center and Archives	1959		
ニューヨーク州	New York State Archives	1971	1950	1895
ノースカロライナ州	State Archives of North Carolina	1903	1913	1903
ノースダコタ州	State Archives	1977	1961	
オハイオ州	Ohio Historical Society Archives/Library	1927	1985	
オクラホマ州	Oklahoma State Archives and Records Management	1939	1961	1908
オレゴン州	Oregon State Archives	1945		
ペンシルベニア州	Pennsylvania State Archives	1903	1956	1903
ロードアイランド州	State Archives	1930	1981	1896
サウスカロライナ州	Department of Archives and History	1905	1966	1905
サウスダコタ州	South Dakota State Archives	1975	1967	
テネシー州	Tennessee State Library and Archives	1907	1957	1907
テキサス州	Texas State Library and Archives Commission	1876	1947	1909
ユタ州	Utah State Archives	1951	1970	
バーモント州	Vermont State Archives and Records Administration	1778	1937	
バージニア州	Library of Virginia	1902	1942	1905
ワシントン州	Washington State Archives	1909	1957	
ウェストバージニア州	West Virginia State Archives	1905	1961	1905
ウィスコンシン州	Wisconsin State Historical Society Library-Archives	1907	1947	1907
ワイオミング州	Wyoming State Archives	1951	1959	

るきっかけになった画期的な成果でもあった⁽¹²⁾。その後1970年代までにすべての州政府に州立公文書館が設立され、公文書の保存機能が整備されるようになった⁽¹³⁾。

州政府の記録保有及び廃棄スケジュールは、現在の政府運営に不可欠な記録と、州政府で作成されたすべての記録の中からおよそ2～5%の永久保存が必要とされる記録を選別するための手段として使われている。州政府の中で公文書館組織が単独で記録管理と保存業務までを担当する州はアラバマ州とミシシッピ州⁽¹⁴⁾を含め6ある。州政府の公文書館（ワシントンD.C.を含む）は2017年4月現在、独立部局（7）、州務長官事務所⁽¹⁵⁾（17）、文化資源系部局（5）、教育部局（3）、財政管理部局（3）、総務部局（1）、州立図書館（4）、州立歴史協会（10）、州立大学（1）⁽¹⁶⁾に所属されているが、州政府の政策により組織改編される場合も少なくない⁽¹⁷⁾。

<第1表>⁽¹⁸⁾は州立公文書館長評議会（Council of State Archivists, CoSA）が公開している全国州立公文書館調査報告書から各州の州立公文書館設立時期と州政府記録管理の開始時期をまとめたものである⁽¹⁹⁾。CoSAの報告書によると、おおむね記録の管理より保存（公文書館）体制が先行された傾向があり、記録管理部門は公文書館の設立と同時に開始するか、それより後を追う形で整備されてきたことがわかる。参考のために、備考にAHAの1909年年次調査で報告された公文書館設立時期を追加した⁽²⁰⁾。

3. 国家歴史出版記録委員会（NHPRC）の基金（Grants）交付

州立公文書館や州立図書館などでは州議会から承認された予算以外に外部からの資金を受け入れることが可能である。本章では連邦政府（NARA）から州政府を通じてアメリカの歴史的記録の収集・保存・出版のための活動を支援する資金の一つで

あるNHPRC基金の仕組みについて紹介する。

3.1. NHPRCの設置

NHPRCは、NARAの法定組織（立法に基づく団体）⁽²¹⁾として設置された。アメリカの歴史に関連するものであれば媒体を問わずすべての文書資料の保存、出版、利用を奨励するための多様な活動を支援することを目的とする。その始まりは1934年に国立公文書館の創設に伴い、連邦議会によって文書遺産の保存と利用を促進させるために設置された国家歴史出版委員会（National Historical Publications Commission, NHPC）である。NHPCに1974年に記録助成（Records Program）が設置され、組織もNHPRCとして改編された。

NHPRCは委員15人のうち、アメリカ国立公文書館長が議長を務めるようになっている。委員は国立公文書館長（Archivist of National Archives）、議会図書館長（Librarian of Congress）の他、連邦政府の行政（2）、立法（2）、司法（1）の委員5人⁽²²⁾、関連専門団体から6人の委員及びアメリカ大統領が任命する2人⁽²³⁾で構成される。国立公文書館長と議会図書館長を除き、4期以下の2年任期で任命される（44 U.S.C. Chapter 25 § 2501）⁽²⁴⁾。

NHPRCは歴史的著作物に関する計画、予算計画と勧告、一次資料を収集・保存・出版・記録化することがふさわしいかを検討する義務がある。具体的にはアメリカにおける歴史的な理解と認識のために連邦・州・自治体政府及び非政府組織や個人と協力してアーカイブズ資料を保存することへの協力・奨励、出版物の作成と記録資料編纂を支援する他、それらの活動に関わる予算の支出、基金の交付などの活動が含まれる。最低2年ごとに大統領と議会宛てに、これまで承認された計画などを随時送付しなければならない。NHPRCの事務担当は該当する政策及び推薦事項の実行し、

NHPRC 基金に応募することを希望する者や交付を受ける可能性がある者などに助言と支援を行う⁽²⁵⁾。

3. 2. NHPRCの記録助成 (Records Program)

アメリカ議会はアーカイブズ及び重要な歴史的記録の編纂及び出版のプロジェクトを支援するために毎年最大1,000万ドルをNHPRC基金として交付することができる。NHPRC基金は1974年からアメリカ全国のアーカイブズ機関(連邦政府、州政府、地方政府、大学や個人、非政府機関等)を対象に交付される。基金が必要な機関・法人・組織・団体あるいは個人等はNHPRCの公募期間に応募書類を用意し、助成金申請専用窓口⁽²⁶⁾を通じて申請する。

申請できる課題は具体的に、

- ・電子記録を保存するための方法を研究・開発
- ・州と連携してアーカイブズ支援
- ・記録とアーカイブズ資料の保存・利用
- ・アメリカの建国時代を記録した論文等の出版
- ・アメリカの歴史を理解するために重要な他の時代と事件を記録した論文等の出版
- ・アーキビストと歴史記録編集者(Documentary Editor)のための専門的教育の向上

などである。大きく記録助成(Records Program)と出版助成(Publications Program)などで区分される(第2表を参照)。

一方、以下の事業はNHPRC基金の助成対象にならない。

- ・建物の建設、改修等及び土地の購入

- ・手稿資料や歴史記録の購入
- ・考古学や博物館関係資料あるいは芸術作品の展示や修復
- ・出版物の編集・執筆と関係ない歴史調査や旅費申請
- ・アメリカ先住民族と関係のないオーラルヒストリプロジェクト
- ・図書・定期刊行物・その他図書資料の目録作業・移管・保存作業
- ・10年以内に病気で亡くなった人物関係の執筆・出版
- ・公務や政治関係の生存者あるいは個人関係のアーカイブプロジェクト

あくまでも国全体の観点から歴史的に重要な価値のある文書資料の収集、記述、保存、編纂と出版(マイクロフィルム撮影や他の複製を含む)、永久的な歴史的価値を持つ電子記録の保存等への解決方法模索、教育プログラムの開発、職務訓練、歴史記録の案内書等の作成、一次資料の文書資源に関する情報の普及などの関連事業であれば、助成プログラムに応募することができる。

3. 3. NHPRCと州立公文書館の関係—SHRABの設置

NHPRCは1970年代から国全体の歴史資料の管理・保存及び関連文献出版の基金交付を始め、その支援体制及び州政府とNHPRC間の連携を強化するために、1975年から各州に州歴史記録諮問委員会(State Historical Records Advisory Board,

第2表 NHPRC基金の主なプログラムとプロジェクト例

区分	プログラム	主な内容
記録助成 (Records Program)	・アーカイブズと記録プロジェクト (Archives & Records Project)	公文書と歴史記録の保存と利用、地域のパートナーを通じて公文書館を補助
	・電子記録プロジェクト (Electronic Records Project)	信頼性ある電子記録の保存に関する研究と開発
出版助成 (Publications Program)	歴史的記録出版プロジェクト (Publishing Historical Records Project)	アメリカ創成期や国の歴史を理解するために重要な文書を記述、考証する論文の出版

SHRAB) の設置を勧告した⁽²⁷⁾ (36 CFR 1206⁽²⁸⁾)。SHRABは州の歴史的記録プロジェクトに関する計画を作成・修正し、NHPRCに提出する。また、SHRABは州内で行われる州及び地方記録プロジェクトに関するNHPRC基金申請・提案を検討し、NHPRCに推薦する役目を果たす中央諮問機関である⁽²⁹⁾。州立公文書館長はSHRABの委員を務めるが、ほとんどの場合、議長も務めることが多い。

州知事は公文書館長を州歴史記録調整官 (State Historical Records Coordinator) に任命することができる。公文書館長はSHRABの活動が州政府にアピールできやすくし、NHPRCとの連絡が容易にできるようにする。

各州の州歴史記録調整官たちは1989年に州立歴史記録調整官評議会 (Council of State Historical Records Coordinators, COSHRC) を組織した。COSHRCの会議やプロジェクトはNHPRCの基金で支援される。COSHRCは年次会議を開催し、中間年度会議を定期的に行い、記録資料の状態を全国規模で把握する調査活動を行う。そのデータはNHPRCと共有されアメリカ全体の記録状況の報告に使われる。COSHRCは2003年に非営利組織に改編され、2005年からその名称を現在のCoSAに変更した⁽³⁰⁾。州立公文書館長は州内でSHRAB及びCoSA活動を通じてNHPRCと州政府間で調整を行い、州と州の間ではCoSAを通じて連携を図っている。

4. 州政府におけるNHPRC基金の活用と財源確保の危機

4.1 州政府におけるNHPRC基金の活用

NHPRCは1976年から各州政府 (ワシントンD.Cを含む) と準州 (アメリカ領サモア、グアム、プエルトリコ、バージン諸島) を通じて、NHPRC基金を交付した実績リストをNARAのホームページで公開している (<第1図参照>) ⁽³¹⁾。州単位に交付されたプロジェクトごとに交付年、交付機

関名と所在情報、交付金額とプロジェクトの概要と年度一基金番号で区分され、これまでの記録助成と出版助成ごとの交付額小計と総額が公開されている (<第2図> ⁽³²⁾ 参照)。

本章では準州等を除いて、州政府が公文書管理・保存関連事業のために申請し、NHPRC基金に採択された「記録助成」のみを対象に⁽³⁴⁾、州政府の公文書館や記録管理部門で基金が活用されている傾向を調べた。具体的には準州を除いた51政府 (50州とワシントンD.C.を含む) におけるNHPRC基金交付実績リストから、州ごとに一定条件で選出したプロジェクトの数と交付額を集計した。州政府公文書管理・保存関連事業を行う機関は州ごとに差があり、州立公文書館等の名称も様々であった。申請者も州立公文書館の場合もあれば、州立公文書館所属の部局である場合もある。そのため、申請者名称とプロジェクト内容を見ながら判断し、51政府から806のプロジェクトを選定した。交付実績リストから州政府記録管理・保存関係の記録助成を集計した際の条件を<第3表>にまとめた⁽³⁵⁾。

内容的には公文書館における資料収集・整理・保存関連プロジェクト、職員職務研修関連、記録管理システムの検討や電子文書プロジェクトなどが含まれることが多い。また、SHRABの支援事業や州全体の公文書管理保存状況調査などが含まれるケースがあり、委員会の運営、旅費、集会の主催などが目的の場合が多く、この場合は金額が年間10,000ドル前後することが多い。州立公文書館と記録管理部門が図書館や博物館、歴史協会などの部門に属している場合や、SHRABの依頼等により州政府機関ではない組織がプロジェクトを遂行するようなものは州政府事業としてカウントした。裁判所や他の州政府機関・部局などが交付を受ける機関であっても、州政府の公文書に関わるプロジェクトとしてカウントした。NAGARAやCoSA、SAAなどのアーキビスト専門家集団の

The screenshot shows the National Archives website interface. At the top, there is a search bar and navigation links for 'Blogs', 'Bookmark/Share', and 'Contact Us'. Below the search bar is a navigation menu with categories: 'RESEARCH OUR RECORDS', 'VETERANS' SERVICE RECORDS', 'EDUCATOR RESOURCES', 'VISIT US', and 'AMERICA'S FOUNDING DOCUMENTS'. The main header reads 'National Historical Publications & Records Commission'. The breadcrumb trail indicates the current location: 'Home > National Historical Publications and Records Commission (NHPRC) > Grants Organized by State and Territory'. On the left, there is a sidebar with 'Programs & Initiatives' and 'Awards' sections. The main content area is titled 'Grants Organized by State and Territory' and includes instructions on how to use the map and lists. A map of the United States is displayed, with several states highlighted. Below the map, a list of states is provided, including Alabama, Alaska, Arizona, Kentucky, Louisiana, Maine, North Dakota, Ohio, and Oklahoma.

第1図 NHPRC基金の地域別交付リストの選択画面例

The screenshot shows the 'Alabama' page on the National Archives website. The breadcrumb trail is 'Home > National Historical Publications and Records Commission (NHPRC) > Grants Organized by State and Territory > Alabama'. The main heading is 'Alabama'. Below it, a sub-heading reads 'These Alabama grants span 1976 - 2017'. The section is titled 'Records Projects'. The page lists several grant projects with their respective funding amounts and descriptions. For example, one project is funded by the Alabama Bicentennial Commission Foundation for \$148,950 to support a project using historical records for teacher training. Another project is funded by the Alabama Department of Archives and History for \$199,447 to support a three-year project in collaboration with the Office of the Governor. The page also includes a sidebar with 'Programs & Initiatives' and 'Awards' sections, and a 'NHPRC Grants by State and Territory' section on the right. A search bar and navigation menu are visible at the top.

第2図 アラバマ州の交付実績リストの例

プロジェクトに基金が交付される例も見られるが、基金申請時の所在によりばらつきがあったため、集計しなかった。州立大学とその他州立機関の場合、個人のコレクションや大学当局等の公文書管理・保存プロジェクトであっても、集計しなかった。

〈第3表〉の条件で選び出した結果から、州ごとのプロジェクトの交付年、交付したプロジェクト数、州全体に交付された基金総額及び州政府の記録管理・保存事業に交付された総額を〈第4表〉に集計してみた⁽³⁶⁾。そこから州政府公文書管理・保存関連プロジェクトが占める割合を集計した。

これまで記録助成の総交付件数は2175件、総額は113,634,297ドルだった。州政府に基金が採択された数が合計806件。そのうち、交付数28～20の州が14、19～11の州が27、10～2の州が10ある(合計51機関)。ほとんどの州では1976年から1981年の間に初めて交付を受けており、ワイオミング州政府のみ1988年から交付実績があることが確認できる。その記録助成交付件数の推移は〈第3図〉の通りである⁽³⁷⁾。

州政府に交付された基金が全体交付総額の50%を上回る州は20あった。全51州の交付総額と州政府事業に交付された件数 $(E) = (C) / (A)$ と総額 $(F) = (D) / (C)$ を平均で割ってみると、全体記録助成総額から州政府公文書管理・保存関連プロジェクトに交付された件数割合が平均37%、基金額割合は平均約30%になる。

これらの集計結果だけではNHPRC基金が州政府公文書管理・保存関連プロジェクトに及ぼす影響を簡単に述べられないものの、これまでNHPRC基金研究助成の基金交付が一定程度州政府における記録管理・保存事業に使われていると推測できるのではないかと。

4.2 アメリカの州立公文書館における基金確保の危機

日本のみならずアメリカの州政府においても公

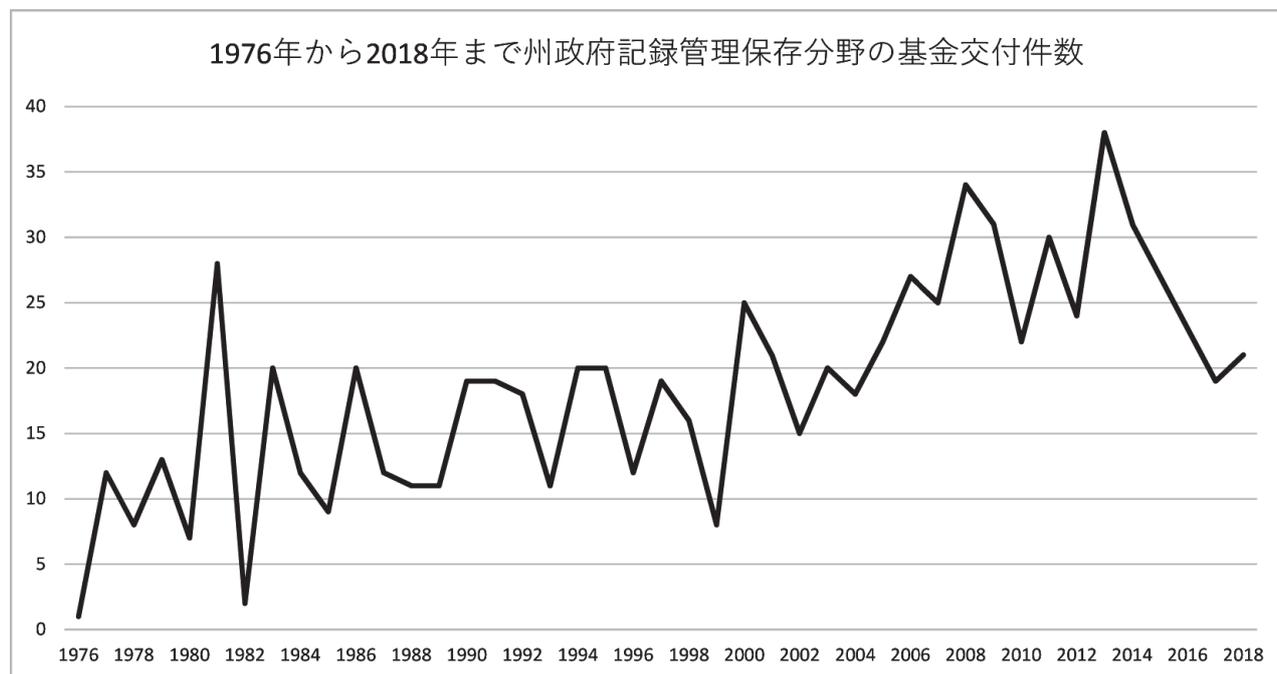
文書館・公文書管理の運営面で様々な課題を抱えている。CoSAの2017年報告書⁽³⁸⁾において、記録管理と保存体制を持つ州・準州の中で公文書館等が直面している課題を3つ選ぶ質問の結果(回答46機関、未回答7機関。1位から3位まで複数回答可)、上位1位から3位までを合わせて最も多くの答えがあったのは「電子記録インフラ構築／拡張」⁽³⁹⁾であった(第4図の「1」「2」「3」をあわせた数)⁽⁴⁰⁾。第1位の答えで最も多かったのも同じく「電子記録インフラ構築／拡張」(第2図の「1」の色で最も多い数)であった。主に1990年代以降から、電子媒体で作成された記録の管理と保存問題が浮上しており、近年の州政府では州立の公共機関や自治体政府をまたがる電子記録管理保存関連のプロジェクトを立ち上げることも多い。第1位と回答した課題の中で2番目に多かった回答は「予算安定化」、3番目に多かった回答は「施設工事と再建築」であり、これらの課題を解決するには安定的な予算配分と資金の確保が前提されなければならない。この結果からみても公文書館をめぐる財源の問題は日本とさほど違っているとは考えられない。

一方、同じ報告書で財政状況の調査に回答があった42州において予算項目別平均割合⁽⁴¹⁾は州政府から割り当てられる予算63%、入場料等13%、信託基金7%、回転資金0.5%、基金受入3%、寄付金等0.5%、収益9%、その他⁽⁴²⁾3%と集計されている。この回答で基金の割合は全体予算額の平均3%に過ぎない⁽⁴³⁾。ただし、調査項目の中に基金受入額項目がその他項目と別に設定されているだけでも、基金が公文書の管理・保存業務を構成する資金の一つとして位置づけられていると考えられる。その中でNHPRC基金が占める割合までは読み取れないものの、他の公的基金を含め、基金が州政府の財源確保面でも一定の役割を果たしているといえるのではないだろうか。

しかし、2017年に就任したトランプアメリカ大

第3表 交付実績リストから州政府記録管理・保存関係の記録助成を集計した際の条件

機関名	プロジェクト内容	備考
州立公文書館、州政府の記録管理担当部門	<ul style="list-style-type: none"> ・州政府内の記録資料の整理・保存・公開に 関係するか ・州政府や自治体政府の記録管理・保存、電 子記録の管理、推進などに関係があるか ・SHRABや記録管理・保存関係の委員会、 理事会の運営支援と関係があるか ・州政府内の州政府のある部門の記録整理・ 保存・目録の公開などに関係があるか ・デジタル化やデジタルアーカイブ構築と関 係するか ・アーカイブズ施設と資料を用いた教育普及 活動の促進と関係するか ・アーキビストの職務訓練と職務能力等の開 発に関係するか 	
SHRAB、当該州政府の歴史記録諮 問委員会		運営費等もカウント
博物館、図書館部門		公文書管理保存部門の親組織か同じ部 局であること
歴史協会（Historical Society）など		州政府機関ではない場合（ウェブアド レスに.govが含まれず、.org等である 場合）はプロジェクト内容で判断
法務局、教育部門、文化部門、歴史 部門のほか、州政府部局		SHRABの支援・勧告事項を確認する。
NAGARA、CoSA、SAA等の専門 家団体		運営費や集会支援、全国調査などの費 用である場合はカウントしない
州立大学、その他州立機関		個別の個人記録を対象とするプロジェ クトはカウントしない
自治体政府	自治体政府や自治体政府の公文書管理・保存 のためのプロジェクトであっても、州政府と の関係が明らかではないため集計しない	州と自治体政府全体を対象とした調査・ 普及関係プログラムの場合はカウント する



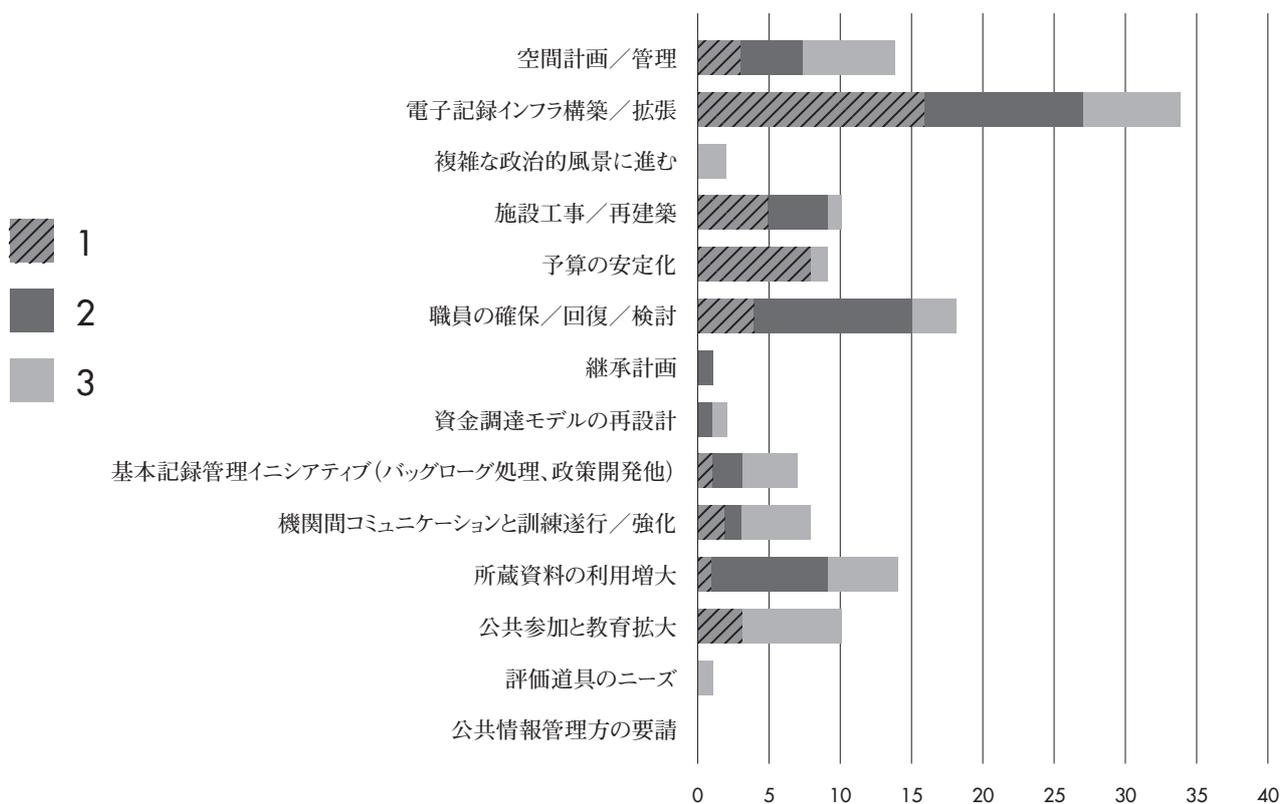
第3図 記録助成交付件数の推移

統領の連邦行政部によりNHPRC基金予算が「\$ 0」に策定されたNARAの2018会計年度予算要求が連邦議会に提出された⁽⁴⁴⁾。NHPRCのみならず、IMLS、国立芸術基金（National Endowment for the Arts、NEA）、全米人文科学基金（National

Endowment for the Humanities、NEH）といった連邦政府の歴史と人文学を支えてきた伝統的な人文系基金についても予算要求が行われない事態になった⁽⁴⁵⁾。NHPRCの基金分として議会で承認された予算額は2009年度まで年間1,000万ドル、そ

第4表 州政府に交付された記録助成と記録管理及び保存事業の件数及び金額

州	年度	州政府に交付された記録助成交付数 (A)	州政府に交付された記録助成交付総額 (B)	州政府の記録管理・保存のための交付数 (C)	州政府の公文書管理・保存のための交付小計 (D)	(E) = (C) / (A)	(F) = (D) / (B)
アラバマ州	1976-2017	24	\$1,492,515	11	\$970,531	46%	65%
アラスカ州	1978-2018	25	\$884,438	19	\$680,113	76%	77%
アリゾナ州	1976-2016	29	\$957,102	21	\$799,773	72%	84%
アーカンソー州	1979-2016	10	\$351,231	2	\$34,877	20%	10%
カリフォルニア州	1977-2018	144	\$11,139,588	16	\$898,399	11%	8%
コロラド州	1976-2018	36	\$1,429,218	17	\$547,341	47%	38%
コネチカット州	1976-2018	37	\$1,484,940	8	\$394,594	22%	27%
デラウェア州	1977-2017	20	\$1,059,639	9	\$534,616	45%	50%
ワシントンD.C.	1978-2018	38	\$1,437,118	6	\$86,986	16%	6%
フロリダ州	1976-2016	91	\$2,155,573	22	\$627,997	24%	29%
ジョージア州	1976-2018	56	\$3,211,158	21	\$1,389,571	38%	43%
ハワイ州	1976-2010	12	\$490,221	4	\$242,575	33%	49%
アイダホ州	1977-2018	20	\$714,940	17	\$538,238	85%	75%
イリノイ州	1976-2016	57	\$5,054,375	10	\$587,211	18%	12%
インディアナ州	1976-2018	26	\$1,170,305	14	\$304,708	54%	26%
アイオワ州	1976-2018	42	\$1,797,621	25	\$480,784	60%	27%
カンザス州	1977-2018	30	\$1,286,935	17	\$595,320	57%	46%
ケンタッキー州	1976-2018	41	\$2,376,039	17	\$1,068,189	41%	45%
ルイジアナ州	1980-2018	16	\$994,005	2	\$140,560	13%	14%
メイン州	1980-2016	37	\$1,994,147	23	\$1,187,653	62%	60%
メリーランド州	1976-2018	44	\$1,801,356	9	\$370,368	20%	21%
マサチューセッツ州	1976-2018	118	\$8,138,049	16	\$685,524	14%	8%
ミシガン州	1976-2018	64	\$3,315,337	15	\$515,927	23%	16%
ミネソタ州	1976-2015	62	\$2,641,719	26	\$1,572,984	42%	60%
ミシシッピ州	1979-2015	26	\$1,115,664	14	\$670,894	54%	60%
ミズーリ州	1979-2018	51	\$2,552,712	23	\$1,128,474	45%	44%
モンタナ州	1979-2018	30	\$800,621	25	\$568,208	83%	71%
ネブラスカ州	1979-2014	18	\$275,936	15	\$231,270	83%	84%
ネバダ州	1977-2016	27	\$1,002,364	19	\$523,381	70%	52%
ニューハンプシャー州	1976-2015	14	\$502,528	5	\$102,904	36%	20%
ニュージャージー州	1976-2018	33	\$1,744,131	11	\$461,217	33%	26%
ニューメキシコ州	1978-2016	26	\$956,416	19	\$835,268	73%	87%
ニューヨーク州	1976-2018	179	\$14,424,539	28	\$2,266,110	16%	16%
ノースカロライナ州	1976-2018	55	\$3,051,965	22	\$935,102	40%	31%
ノースダコタ州	1981-2015	22	\$774,130	19	\$649,221	86%	84%
オハイオ州	1976-2018	52	\$1,741,313	23	\$460,174	44%	26%
オクラホマ州	1976-2018	39	\$1,576,911	18	\$808,570	46%	51%
オレゴン州	1978-2018	28	\$1,688,470	17	\$733,414	61%	43%
ペンシルベニア州	1976-2017	75	\$4,548,616	16	\$921,434	21%	20%
ロードアイランド州	1976-2017	22	\$1,111,687	9	\$593,373	41%	53%
サウスカロライナ州	1977-2018	40	\$2,018,113	21	\$1,035,729	53%	51%
サウスダコタ州	1978-2016	26	\$712,436	16	\$323,797	62%	45%
テネシー州	1976-2018	49	\$2,257,215	18	\$542,494	37%	24%
テキサス州	1976-2018	57	\$2,842,849	17	\$364,500	30%	13%
ユタ州	1978-2018	25	\$922,493	22	\$900,523	88%	98%
バーモント州	1977-2018	29	\$916,628	11	\$470,474	38%	51%
バージニア州	1976-2018	49	\$2,125,740	11	\$223,116	22%	10%
ワシントン州	1976-2018	47	\$2,422,237	15	\$845,769	32%	35%
ウェストバージニア州	1980-2001	5	\$87,365	3	\$66,501	60%	76%
ウィスコンシン州	1978-2018	50	\$2,941,410	26	\$1,793,162	52%	61%
ワイオミング州	1988-2018	22	\$1,142,239	16	\$458,287	73%	40%
合計	1976-2018	2175	\$113,634,297	806	\$34,168,205	37%	30%



第4図 記録管理と保存体制を持つ州／準州が直面した上位3つの課題

第5表 2010年度から2018年度までのNHPRC基金予算推移

(単位：100万ドル)

FY 2010	FY 2011	FY 2012	FY 2013	FY 2014	FY 2015	FY 2016	FY 2017	FY 2018
\$13.00	\$10.00	\$5.00	\$4.74	\$4.50	\$5.00	\$5.00	\$6.00	\$5.96

の後2012年度から半分程度減らされて以来、2017年まで500万ドル～600万ドルの間で承認されてきた(第5表)。

連邦政府の予算要求と配分に関する審査と承認は連邦議会の権限である。結果的に2018会計年度NHPRC基金の予算配分額はほぼ前年並みの596万ドルと承認されたが、トランプ政権は2019会計年度予算要求においてもNHPRCの基金を「\$0」として議会に提出している。幸い議会ですべての州に公文書の管理・保存体制が整備された。アメリカ連邦政府の公文書館(現、NARA)は1934年に創設され、全国の歴史資料に関する情報収集とその出版を目的にNHPCが設置された。連邦政府の公文書管理と保存の体制が画期的に発展されていく中、NHPCは1970年代からアメリカ

に悩まされる可能性もあるのではないだろうか。

5. おわりに

地域の歴史的文書資料だけではなく、州政府が作成した記録資料と歴史資料を保存するために1901年アメリカ初の公文書館としてアラバマ州立公文書館が創設されて以来、全国各州において次々と州立公文書館が設立され、1980年代までにほぼ全ての州に公文書の管理・保存体制が整備された。アメリカ連邦政府の公文書館(現、NARA)は1934年に創設され、全国の歴史資料に関する情報収集とその出版を目的にNHPCが設置された。連邦政府の公文書管理と保存の体制が画期的に発展されていく中、NHPCは1970年代からアメリカ

全土にわたって国の歴史が記録された資料の収集と保存、利用普及のための事業やその記録化、出版事業などに基金を交付する体制を強化し、1974年にNHPRCとして組織を改編した。

NHPRCの勧告と承認で設置されるSHRABは国の歴史に関わって価値が高い記録資料を保存・利用するプロジェクトに応募する際に相談・検討・推薦等の窓口として機能する。それらを支える州政府のアーカイブズと記録管理の専門家たちはNAGARAとCoSAといった団体を組織し、NHPRCと協力しながらSHRABと州内アーカイブズ機関の活動を支えている。

NHPRCの基金が州政府の記録管理と保存（公文書館）事業に与える影響については、1970年代からNARAが公開しているNHPRCの交付実績リストより州政府の記録管理と保存事業（SHRABの支援・勧告プロジェクト、SHRABの運営補助などで使われた基金を含む）を抽出し、各州を通じて交付された基金総額に比べてみた。結果、州全体に交付された記録助成金額の中で、平均30%が州政府の公文書管理・保存事業に交付されていることがわかった。また近年の州立公文書館においては電子記録の管理保存体制が最も悩ましい課題であると同時に、予算の安定化や施設老朽化などにも悩まされていた。州立公文書館においても財源が確保されれば一定程度解決できる課題を多く抱えていると考えられる。しかし、2017年から始まったトランプ政権は2年連続でNHPRC基金を含む人文・歴史系の公的助成予算を要求しなかった。連邦議会により、2018会計年度は前年並みの約600万ドルの予算が編成されたが、今後も基金の供給が安定されるとは限らない。

日本にはまだ地方公文書館の歴史資料発掘・保存プロジェクトなどを支援する公的資金制度が整っていない。欧米の場合、イギリスなどのように国全体の歴史を語る記録資料が文化遺産として活用される事例が多々あり、市民に広く公開し、社会

的共有財産として活用する形で基金制度が整備されてきた⁽⁴⁷⁾。アメリカの州立公文書館は日本の都道府県レベルの公文書館と単純比較できないほど、州政府の規模と政治的・社会的権限及び自治体に対する権限が大きい。しかしそれぞれの中央政府（連邦政府）に対する広域自治体の公文書館活動として焦点を当ててみれば、州政府及び州立公文書館におけるNHPRC基金制度は日本でも参考になる事例であると考えられる。近年アメリカではこれまでにない基金制度の危機に直面しているが、日本においても地方公共団体の予算的負担を減らし、国において貴重な記録資料を国全体で保存利用できる制度とそれを支える基金等の仕組みについて検討が必要ではないだろうか。

[註]

- (1) 例えば平成26年10月に開館した茨城県の常陸大宮市文書館のように、国土交通省が交付する社会資本整備総合交付金を利用し、平成22年に廃校になった常陸大宮市立旧塩田小学校を活用して開館した事例である。開館費用総額9,770万円のうち、4,200万円が交付金で充当された。秋田県の大仙市では、廃校になった旧二葉小学校を公文書館施設として活用するため、同じく社会資本整備総合交付金を使って公文書館施設が整備され、平成29年5月に開館した。高村恵美、常陸大宮市における公文書・地域史料の保存と活用について、全史料協会報, No.99, 2016.3, p.29-31; 高橋一倫、大仙市の公文書・地域史料の保存・利用とアーカイブズ構想について、全史料協会報, No.99, 2016.3, p.26-29.
- (2) 厚生労働省が実施した緊急雇用創出事業（2008年～2011年）により、神奈川県立公文書館では平成21年から平成25年まで5年間総額149,789,000円の交付を受け「公文書館所蔵資料電子化委託事業」「公文書館所蔵資料劣化防止委託事業」「被災公文書の修復支援事業」「公文書館簿冊文書修復事業」を実施した。神奈川県立公文書館平成21年～平成

- 25 年年報参照。 <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/kt7/cnt/f100108/p10550.html> (accessed: 2018-04-20)
- (3) アメリカの地方自治については以下から主に参照。ジョセフ・ツィンマーマン著。神戸市地方自治研究会訳。アメリカの地方自治。勁草書房、1986、217p.
- (4) Posner, Ernst. *American State Archives*. University of Chicago Press, 1964, 397p. を参照。
- (5) Council of State Archivists, *The State of State Records: A Status Report on State Archives and Records Management Programs in the United States January 2007*. 2007, p. 1. <https://www.statearchivists.org/files/6814/4837/9545/StateARMS-2007.pdf> (accessed: 2018-08-15)
- (6) AHA, *Annual Report*, 1900, II, 5-25. 報告書にはコネティカット、インディアナ、アイオワ、マサチューセッツ、ミシガン、ネブラスカ、ノースカロライナ、ペンシルベニア、ウィスコンシン、そしてニューヨーク記録保管所に対する総合報告書が添付されていた；Posner, p.18-19から再引用。
- (7) Posner, p.18
- (8) 古賀崇は図書館情報学事典 (Gracy II, David B., Knowles, Adam D.. *State Archives*. Encyclopedia of Library and Information Sciences, Forth Edition. CRC Press, 2017, p. 4384-4391) と CoSA (2007) を典拠に、アメリカで最初に設立された公文書館がバーモント州 (1778) であるとしているが、調査対象機関と調査期間によって創設年等が異なる場合がある。本稿ではこれまでの先行研究、報告書、各州立公文書館のホームページ等の記述を踏まえ、1901年に設立されたアラバマ州立公文書館が最初の公文書館であると判断した。古賀崇。電子環境下での政府情報の管理・保存・公開と図書館・文書館・記録管理機能の融合：米国アリゾナ州政府の事例を通じての考察。レコード・マネジメント。2012, 62巻, p. 57-72
- (9) Posner, p.2
- (10) Walch, Victoria Irons. *State Archives in 1997: Diverse Conditions, Common Directions*. *American Archivist*, Vol. 60, Spring 1997, p. 133
- (11) Posner, 397p. 調査対象にプエルトリコも含まれているが、本稿では取り上げていない。
- (12) Jones, H. G.. *The Pink Elephant Revisited*. *The American Archivist*, Vol. 43, No. 4, Fall 1980, p. 473-483
- (13) CoSA (2007) ; CoSA, *The State of State Records: A Statistical Report on State Archives and Records Management Programs in the United States (2013)* (https://www.statearchivists.org/files/9314/4648/3355/2012_CoSA_ARM_Survey_Report_07-30-2013_Narrative_final_draft.pdf) ; CoSA, *The State of State Records: A Statistical Report on State Archives and Records Management Programs in the United States (2015)* (https://www.statearchivists.org/files/3114/4837/2004/ARM_Report_Narrative_2014-15.pdf) ; CoSA, *The State of State Records: A Statistical Report on State Archives and Records Management Programs in the United States, Report Narrative (2017)* (https://www.statearchivists.org/files/8315/3937/0304/2016-2017_ARM_Survey_Narrative.pdf) 参照。2017年現在、アーカンソー州とミネソタ州を除くすべての州には記録管理組織が設置されている。
- (14) 1902年設立。公文書館名は Mississippi Department of Archives and History.
- (15) Office of Secretary of State.
- (16) ジョージア州。
- (17) CoSA (2017, Report Narrative), p. 11-12.
- (18) CoSA (2017, Report Narrative) p. 6の表と過去のレポートを参考に作成したが、備考や但し書きを除き、部門が設立 (あるいは承認等) された早い年代のみを記載した。州立公文書館名称は NARA ホームページから参照。 <https://www.archives.gov/research/alic/reference/state-archives.html> (accessed: 2018-01-20)
- (19) CoSA (2007) ; CoSA (2013) ; CoSA (2015) ; CoSA (2017, Report Narrative) を参照。
- (20) 詳細は AHA, *Annual Report*, 1909, p. 340 を参照。備考欄は、AHA 年次報告の調査報告書に記載があ

る州のみ。1909年調査では、州立公文書館の所管を①アーカイブズ及び歴史の独立部局として設置②記録委員会、記録部署、アーキビスト事務室等の設置③州立図書館内に記録事務室か公文書館の設置④州歴史協会・学会等に公文書館を割り当てる⑤州立歴史担当部局に設置⑥公共記録の審査官に設置されるケースで分類しており、部局をまたがるケースや、管轄が変更されるケースなどもみられる。

- (21) Independent statutory body.
- (22) 上院議員1、下院議員1、司法部代表1、国務省代表1、国防省代表1の計5人。
- (23) AHA、SAA、アメリカ歴史家協会 (Organization of American Historians)・アメリカ州及び自治体歴史協会 (American Association for State and Local History)、記録資料編集協会 (the Association for Documentary Editing) と全国政府アーカイブズと記録管理担当者協会 (National Association of Government Archives and Records Administrators、NAGARA) からそれぞれ任命された委員6人と社会科学、物理学、芸術、アーカイブズ学及び図書館学分野の学会から大統領が任命する2人で構成。
- (24) <https://www.archives.gov/about/laws/nhprc> (accessed: 2019-01-20)
- (25) <https://www.archives.gov/nhprc/about> (accessed: 2019-01-20)
- (26) <https://www.grants.gov/> (accessed: 2019-01-20)
- (27) 1980年代末まですべての州にSHRABが構成された。
- (28) <https://www.govinfo.gov/app/details/CFR-2010-title36-vol3/CFR-2010-title36-vol3-part1206> (accessed: 2019-01-20)
- (29) <https://www.statearchivists.org/shrabs/> (accessed: 2019-01-20)
- (30) <https://www.statearchivists.org/about/history-cosa/> (accessed: 2019-01-20)
- (31) まれにリスト上に交付年度-基金番号の記載がないものも見当たすが、ほとんどの場合、交付年

度-基金番号か基金番号-交付年度の順で交付番号が記載されている。

- (32) <https://www.archives.gov/nhprc/projects/states-territories>
- (33) <https://www.archives.gov/nhprc/projects/states-territories/al.html>
- (34) 出版助成については大学や歴史協会、NPOや博士課程の人でも交付される例が多く、州政府が主体となって採択されている例が少なかったため、本稿では集計しなかった。
- (35) 以下の50州・1地域の基金交付リストを参照した (accessed: 2019-01-20)
<https://www.archives.gov/nhprc/projects/states-territories/al.html>
<https://www.archives.gov/nhprc/projects/states-territories/ak.html>
<https://www.archives.gov/nhprc/projects/states-territories/az.html>
<https://www.archives.gov/nhprc/projects/states-territories/ar.html>
<https://www.archives.gov/nhprc/projects/states-territories/ca.html>
<https://www.archives.gov/nhprc/projects/states-territories/co.html>
<https://www.archives.gov/nhprc/projects/states-territories/ct.html>
<https://www.archives.gov/nhprc/projects/states-territories/de.html>
<https://www.archives.gov/nhprc/projects/states-territories/dc.html>
<https://www.archives.gov/nhprc/projects/states-territories/fl.html>
<https://www.archives.gov/nhprc/projects/states-territories/ga.html>
<https://www.archives.gov/nhprc/projects/states-territories/hi.html>
<https://www.archives.gov/nhprc/projects/states-territories/id.html>
<https://www.archives.gov/nhprc/projects/states-territories/il.html>

<https://www.archives.gov/nhprc/projects/states-territories/in.html>
<https://www.archives.gov/nhprc/projects/states-territories/ia.html>
<https://www.archives.gov/nhprc/projects/states-territories/ks.html>
<https://www.archives.gov/nhprc/projects/states-territories/ky.html>
<https://www.archives.gov/nhprc/projects/states-territories/la.html>
<https://www.archives.gov/nhprc/projects/states-territories/me.html>
<https://www.archives.gov/nhprc/projects/states-territories/md.html>
<https://www.archives.gov/nhprc/projects/states-territories/ma.html>
<https://www.archives.gov/nhprc/projects/states-territories/mi.html>
<https://www.archives.gov/nhprc/projects/states-territories/mn.html>
<https://www.archives.gov/nhprc/projects/states-territories/ms.html>
<https://www.archives.gov/nhprc/projects/states-territories/mo.html>
<https://www.archives.gov/nhprc/projects/states-territories/mt.html>
<https://www.archives.gov/nhprc/projects/states-territories/ne.html>
<https://www.archives.gov/nhprc/projects/states-territories/nv.html>
<https://www.archives.gov/nhprc/projects/states-territories/nh.html>
<https://www.archives.gov/nhprc/projects/states-territories/nj.html>
<https://www.archives.gov/nhprc/projects/states-territories/nm.html>
<https://www.archives.gov/nhprc/projects/states-territories/ny.html>
<https://www.archives.gov/nhprc/projects/states-territories/nc.html>

<https://www.archives.gov/nhprc/projects/states-territories/nd.html>
<https://www.archives.gov/nhprc/projects/states-territories/oh.html>
<https://www.archives.gov/nhprc/projects/states-territories/ok.html>
<https://www.archives.gov/nhprc/projects/states-territories/or.html>
<https://www.archives.gov/nhprc/projects/states-territories/pa.html>
<https://www.archives.gov/nhprc/projects/states-territories/ri.html>
<https://www.archives.gov/nhprc/projects/states-territories/sc.html>
<https://www.archives.gov/nhprc/projects/states-territories/sd.html>
<https://www.archives.gov/nhprc/projects/states-territories/tn.html>
<https://www.archives.gov/nhprc/projects/states-territories/tx.html>
<https://www.archives.gov/nhprc/projects/states-territories/ut.html>
<https://www.archives.gov/nhprc/projects/states-territories/vt.html>
<https://www.archives.gov/nhprc/projects/states-territories/va.html>
<https://www.archives.gov/nhprc/projects/states-territories/wa.html>
<https://www.archives.gov/nhprc/projects/states-territories/wv.html>
<https://www.archives.gov/nhprc/projects/states-territories/wi.html>
<https://www.archives.gov/nhprc/projects/states-territories/wy.html>

(36) ただし、交付番号を基準に数えた。交付番号が二つある場合は、それぞれの年度に追加して数えた。交付番号が付いてない9件については数えなかった。

(37) 前掲註) 35

(38) CoSA (2017, Report Narrative) ; CoSa. *The State of State Records: A Statistical Report on State*

- Archives and Records Management Programs in the United States (2017)*, Report Tables, p. 134.
https://www.statearchivists.org/files/4515/3937/0320/2016-2017_ARM_Survey_Tables.pdf (accessed: 2019-01-15)
- (39) 州内の電子記録管理現状調査、プランニング、マニュアルやガイド作成、自治体や州立機関や団体とのシステム統合など、莫大な財源が必要になるため、CoSAはState Electronic Records Initiative (SERI)を発展させる計画で、博物館・図書館サービス機構 (Institute of Museum and Library Services, IMLS) とNHPRCから連邦政府基金の交付を受けている。CoSAは2011年に保存、アクセスの向上のために56の州及び準州の政府電子記録管理のSERIを始めた。CoSA-SERI運営委員会は全国からのボランティアと協力してイニシアチブの作業を管理監督する。<https://www.statearchivists.org/programs/state-electronic-records-initiative/> (accessed: 2018-12-19)
- (40) CoSA (2017, Report Table), p.94
- (41) 具体的な数値については、CoSA (2017, Report Table) p. 2-3を参照。
- (42) その他には、「その他の助成・基金等の受入」などが含まれる。
- (43) CoSA (2017 Report Table) p. 2-3
- (44) 2018 Performance Budget (May 2017), p. NARA-2 <https://www.archives.gov/files/about/plans-reports/performance-budget/fy-2018-performance-budget.pdf> (accessed: 2019-02-03)
- (45) <https://www2.archivists.org/news/2017/trump-administration%E2%80%99s-proposed-fy18-budget-slashes-funding-for-impls-nhprc-neh-nea> (accessed: 2019-02-03)
- (46) 2010 Performance Budget, p.I-1 <https://www.archives.gov/files/about/plans-reports/performance-budget/2010/2010-performance-budget.pdf> ; 2011Performance Budget (February 2010) , p. I-1 <https://www.archives.gov/files/about/plans-reports/performance-budget/2010/2010-performance-budget.pdf> ; 2012 Performance Budget (February 2011) , p. I-1 <https://www.archives.gov/files/about/plans-reports/performance-budget/2011/2012-performance-budget.pdf> ; 2013Performance Budget (February 2012) , p. NARA-2 <https://www.archives.gov/files/about/plans-reports/performance-budget/2013-performance-budget.pdf> ; 2014Performance Budget (April 2013) , p. NARA-2 <https://www.archives.gov/files/about/plans-reports/performance-budget/2014-performance-budget.pdf> ; 2015 Performance Budget (March 2014) , p. NARA-2 <https://www.archives.gov/files/about/plans-reports/performance-budget/2015-performance-budget.pdf> ; 2016Performance Budget (February 2015) , p. NARA-2 <https://www.archives.gov/files/about/plans-reports/performance-budget/2016-performance-budget.pdf> ; 2017 Performance Budget (February 2016) , p. NARA-2 <https://www.archives.gov/files/about/plans-reports/performance-budget/2017-performance-budget.pdf> ; 2018 Performance Budget (2017) ; 2019 Performance Budget (February 2018) , p. NARA-2. <https://www.archives.gov/files/about/plans-reports/performance-budget/fy2019-performance-budget.pdf> (accessed: 2019-02-03)
- (47) イギリスで公文書館が活用できる代表的な基金に国営宝くじ文化遺産基金 (National Lottery Heritage Fund) などがある。

『京都大学大学文書館研究紀要』編集要項

1. 京都大学大学文書館に、京都大学大学文書館研究紀要（以下、「研究紀要」という。）の構成および内容に関する基本的計画の立案その他編集の総括を行うため、京都大学大学文書館研究紀要編集委員会（以下、「編集委員会」という。）を置く。
2. 編集委員会に委員長を置き、大学文書館長をもってあてる。委員は大学文書館教員とする。
3. 研究紀要には、京都大学および高等教育の歴史、アーカイヴズ論等に関する論文、研究ノート、資料紹介、書評等を掲載する。
4. 論文は、400字詰原稿用紙換算で60枚以内、研究ノートは40枚以内、資料紹介は80枚以内、書評は20枚以内とする。ただし、編集委員会で特に認めた場合はその限りではない。
5. 研究紀要に執筆することができるのは、京都大学大学文書館の教職員のほか、学内外を問わず編集委員会で選任して依頼した者、執筆を希望して編集委員会で認められた者とする。
6. 原稿は原則として未発表のものに限る。

編集後記

『京都大学大学文書館研究紀要』第17号をお届けします。今回は、論文3本、研究ノート2本を掲載することができました。アーカイブズの理論と現状や大学史など多岐にわたる構成となっております。

橋本論文は、アーカイブズの国際記述標準のISAD(G)に関する日本での主要な議論を整理するとともに、ISAD(G)のフォンド概念に対するカナダの国内記述標準の影響を考察しました。富永論文は、戦時中の動向を踏まえ、占領期における京大の自然科学研究について、総合研究体制を中心に検討しています。久保田論文は、大東亜学会の基礎的考察となっております。西山論文は、日清戦後における京都帝国大学の創立と井上毅の政策構想の放棄との関わりから、日清戦後における高等教育政策の歴史的意義に迫りました。元論文は、アメリカ州立文書館に注目し、公文書や歴史記録の管理・保存のために活用される基金の仕組みとその影響を明らかにしています。

アーカイブズ学、大学史の両方において、こうした基礎的な研究の積み重ねが重要なのではないかとの思いを新たにさせられます。

今後とも、京都大学大学文書館の活動に、ご理解ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(大学文書館助教 久保田 裕次)

京都大学大学文書館研究紀要 第17号

2019(平成31)年3月20日発行

編集 京都大学大学文書館研究紀要編集委員会

発行 京都大学大学文書館

〒606-8305 京都市左京区吉田河原町15-9

電話 075(753)2651

印刷 ヨシダ印刷株式会社

〒532-0011 大阪市淀川区西中島5-8-3

新大阪サンアールビル北館10階

電話 06(6305)7888

Research Bulletin of Kyoto University Archives

No.17

ARTICLE

The Examination of Fonds as a Concept:
Based on the History of ISAD(G) Development

HASHIMOTO Yo < 1 >

ARTICLE

Natural Science Study of Kyoto Imperial University in the Occupation Period

TOMINAGA Nozomu < 15 >

ARTICLE

The Foundation and Activities of *Daitoa Gakujutsu-kyokai*

KUBOTA Yuji < 35 >

NOTE

Some Points on the Foundation of Kyoto Imperial University

NISHIYAMA Shin < 57 >

NOTE

Utilization of the NHPRC Grants for the State Archives in the United States

WON Nami < 67 >

Kyoto University Archives

2019. 3 . 20